

女川原子力発電所 1号発電用原子炉

廃止措置計画認可申請書

<補足説明資料>

令和2年3月

東北電力株式会社

目 次

01-DP-007(改 3)	廃止措置対象施設、解体対象施設の考え方について
01-DP-008(改 5)	維持管理対象設備について
01-DP-011(改 0)	気象条件の代表性について
01-DP-012(改 1)	廃止措置に係る被ばく評価に使用する気象条件について
01-DP-013(改 1)	解体工事準備期間における直接線及びスカイシャイン線による線量について
01-DP-014(改 1)	1号炉使用済燃料移送後の3号炉使用済燃料プール水全喪失時の評価について
01-DP-015(改 0)	解体工事準備期間における放射性固体廃棄物の管理について
01-DP-016(改 0)	解体工事準備期間における放射線業務従事者の被ばく線量について
01-DP-017(改 0)	新燃料の譲渡しに伴う発電所作業時の安全措置について
01-DP-018(改 2)	1号炉使用済燃料プール水全喪失時の評価について
01-DP-027(改 1)	評価体系に対する SCALE コードの適用性について
01-DP-029(改 3)	取放水路流路縮小工について
01-DP-031(改 1)	廃止措置対象施設の推定汚染分布について
01-DP-032(改 0)	運転炉への影響確認について
01-DP-033(改 0)	使用済燃料の搬出について

女川原子力発電所 1 号炉審査資料	
資料番号	01-DP-007(改 3)
提出年月日	令和 2 年 1 月 14 日

女川原子力発電所 1 号発電用原子炉

廃止措置対象施設、解体対象施設 の考え方について

令和 2 年 1 月
東北電力株式会社

目 次

1.	はじめに	1
2.	基本的な考え方	1
3.	廃止措置計画認可申請書記載の考え方	1
3.1	廃止措置対象施設	1
3.2	解体対象施設の範囲	2
3.3	廃止措置の終了確認について	3

1. はじめに

本資料は、廃止措置計画認可申請書「四 廃止措置対象施設及びその敷地」に記載した廃止措置対象施設、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」（以下「本文五」という。）に記載した解体対象施設の記載の考え方について説明する。

2. 基本的な考え方

原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可（以下「設置許可」という。）を受けた発電用原子炉施設は、廃止措置計画に基づき廃止措置を行い、廃止措置の終了した結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて原子力規制委員会の確認（以下「終了確認」という。）を受けたとき、設置許可の効力を失うこととなる。

このため、廃止措置計画認可申請書の廃止措置対象施設は、設置許可を受けた発電用原子炉施設を対象とする。

3. 廃止措置計画認可申請書記載の考え方

廃止措置対象施設及び解体対象施設の廃止措置計画認可申請書への記載の考え方を以下に示す。

また、廃止措置対象施設と解体対象施設の関係を第1図に示す。

3.1 廃止措置対象施設

(1) 廃止措置対象施設の法令上の定義

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下「実用炉規則」という。）において、廃止措置対象施設は次のとおり定義されている。

(実用炉規則)

(施設定期検査を受ける発電用原子炉施設)

第四十五条第二項

前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。

（略）

(2) 廃止措置対象施設の審査基準における要求

「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」（以下「審査基準」という。）では、廃止措置対象施設について、「解体する原子炉施設については、対象原子炉施設に係る設置の許可がなされたところにより、廃止措置対象施設の範囲を特定する」とことされている。

(3) 廃止措置対象施設の範囲

上記(1), (2)を踏まえ、廃止措置対象施設の範囲は、設置許可を受けた1号炉の発電用原子炉及びその附属施設とする。

3.2 解体対象施設の範囲

2号又は3号炉との共用施設は、1号炉の廃止措置終了後も2号又は3号炉の施設として引き続き供用する計画としていることから、1号炉の廃止措置計画認可申請書における解体の対象となる施設は、2号又は3号炉との共用施設を除くものとする。

また、放射性物質による汚染のないことが確認された地下建家、地下構造物及び建家基礎についても、解体の対象から除くものとする。

廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設を第1表に示す。

燃料集合体を除くこれらの解体の方法等については、廃止措置計画認可申請書本文五に示す。また、燃料集合体の取扱いについては、廃止措置計画認

可申請書「六 核燃料物質の管理及び譲渡し」に示す。

解体対象施設のうち、廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設等については、廃止措置計画認可申請書「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示す。なお、2号又は3号炉との共用施設は2号又は3号炉で管理する。

3.3 廃止措置の終了確認について

実用炉規則第百二十一条の廃止措置の終了確認の基準の一つに、「廃止措置対象施設の放射線障害防止の措置が不要であること」が規定されている。

(実用炉規則)

(廃止措置の終了確認の基準)

第百二十一条

法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(略)

二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壤及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。

2号又は3号炉との共用施設は、1号炉の解体終了後も2号又は3号炉で引き続き供用する計画としているため、これらの施設は残存することになり、引き続き2号又は3号炉で管理されることとなる。

1号炉の廃止措置の終了確認時においては、2号又は3号炉との共用施設は残存しているが、これらの施設については引き続き2号又は3号炉で放射線による障害の防止の措置が講じられており、1号炉で放射線による障害の防止の措置が必要とされない状況であることから、終了確認の基準を満足することになり、1号炉の廃止措置は終了できる。

以上

第1表 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設 (1/3)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体 対象 ^{*1}	設置箇所 ^{*2}				共用 ^{*3}
				1号	2号	3号	その他	
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物	○	R				×
	燃料体	燃料集合体	○ ^{*4}	R				×
	原子炉容器	原子炉容器	○	R				×
	放射線しゃへい体	原子炉容器の外側のしゃへい壁	○	R				×
		ドライウェル外周の壁	○	R				×
		原子炉建家外壁	○	R				×
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料交換機	○	R				×
			×		R			○
			×			R		○
	原子炉建家クレーン		○	R				×
			×		R			○
			×			R		○
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫	○	R				×
		使用済燃料貯蔵設備	○	R				×
			×		R			○
			×			R		○
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	冷却材再循環系	○	R				×
		原子炉冷却材浄化系	○	R				×
		主蒸気系	○	R				×
		タービン	○	T				×
		復水器	○	T				×
		タービン・バイパス系	○	T				×
		給水系	○	T				×
		復水ポンプ	○	T				×
		復水脱塩装置	○	T				×
	非常用冷却設備	給水加熱器	○	T				×
		炉心スプレイ系	○	R				×
		高圧注水系	○	R				×
		低圧注水系	○	R				×
		原子炉隔離時冷却系	○	R				×
		その他の主要な事項	○	R				×
計測制御系統施設	計装	核計装	○	R				×
		その他の主要な計装	○	R,T				×
	安全保護回路	原子炉停止回路	○	R,T,C				×
		その他の主要な安全保護回路	○	R,T,C, Rw				×

注) 汚染のないことが確認された地下建家、地下構造物及び建家基礎を除く。

※1 : ○は解体対象施設、×は解体対象外施設を示す。

※2 : 設置箇所の内訳は以下のとおり。

1号 : 原子炉建家 (R), タービン建家 (T), 制御建家 (C),
放射性廃棄物処理建家 (Rw)

2号 : 原子炉建屋 (R), タービン建屋 (T), 制御建屋 (C)

3号 : 原子炉建屋 (R), タービン建屋 (T), サービス建屋 (S)

その他 : 焼却炉建家 (WI), 固体廃棄物貯蔵所 (D), サイトバンカ建家 (Sb), 屋外

※3 : ○は2号又は3号炉との共用施設、×は1号炉専用施設を示す。

※4 : 燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。

第1表 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設 (2/3)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体 対象 ^{※1}	設置個所 ^{※2}				共用 ^{※3}
				1号	2号	3号	その他	
計測制御系統施設	制御設備	制御材	○	R				×
		制御棒駆動設備	○	R				×
	非常用制御設備	ほう酸水注入系	○	R				×
		制御棒価値ミニマイザ	○	C				×
	その他の主要な事項	再循環流量制御系	○	C				×
		圧力制御装置	○	C				×
		中央制御室	×	C				○
			×		C			○
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	空気抽出器排ガス系減衰管	○	Rw				×
		活性炭式希ガスホールドアップ装置	○	Rw				×
		排気筒	○				屋外	×
	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン処理系	○	Rw				×
		床ドレン処理系	○	Rw				×
		再生廃液処理系	○	Rw				×
		ランドリドレン処理系	×	Rw				○
		復水器冷却水排水路	○				屋外	×
	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・再生廃液)	○	Rw				×
		濃縮廃液貯蔵タンク(ランドリドレン)	×	Rw				○
		使用済樹脂貯蔵タンク	○	Rw				×
		原子炉浄化系沈降分離槽	○	Rw				×
		復水浄化系沈降分離槽	○	Rw				×
		ランドリ系沈降分離槽	×	Rw				○
		セメント固化式固化装置	×	Rw				○
		プラスチック固化式固化装置	×		R			○
		固体廃棄物焼却設備	×				WI	○
			×	Rw				○
			×		R			○
		減容装置	×			S		○
			×			S		○
		サイトバンカ	×				Sb	○
		雑固体廃棄物保管室	×				Sb	○
		固体廃棄物貯蔵所	×				D	○

注) 汚染のないことが確認された地下建家、地下構造物及び建家基礎を除く。

※1 : ○は解体対象施設、×は解体対象外施設を示す。

※2 : 設置個所の内訳は以下のとおり。

1号 : 原子炉建家 (R), タービン建家 (T), 制御建家 (C),
放射性廃棄物処理建家 (Rw)

2号 : 原子炉建屋 (R), タービン建屋 (T), 制御建屋 (C)

3号 : 原子炉建屋 (R), タービン建屋 (T), サービス建屋 (S)

その他 : 焼却炉建家 (WI), 固体廃棄物貯蔵所 (D), サイトバンカ建家 (Sb), 屋外

※3 : ○は2号又は3号炉との共用施設、×は1号炉専用施設を示す。

※4 : 燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。

第1表 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設 (3/3)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	解体 対象 ^{*1}	設置箇所 ^{*2}				共用 ^{*3}
				1号	2号	3号	その他	
放射線管理施設	屋内管理用の 主要な設備	固定のエリア・モニタおよびプロセス・モニタ	○ R,T,C, Rw					×
		分析用放射線測定装置	×	C				○
		携帯用および半固定放射線検出器	×	R,T,C, Rw	R,T,C	R,T,S	WI,D,S b	○
		放射線管理関係施設	×	C				○
			×		C			○
			×				WI	○
		汚染管理関係施設	○	T				×
			×		C			○
			×				WI	○
		試料分析関係施設	×	C				○
原子炉格納施設	屋外管理用の 主要な設備	排気筒モニタ	○				屋外	×
		排水モニタ	×	Rw				○
		排水のサンプリング・モニタ	×		R			○
			×	C				○
			×			S		○
		風向, 風速計	×				屋外	○
		敷地内および敷地外固定モニタ	×				屋外	○
		放射能観測車	×				屋外	○
その他原子炉の 附属施設	構造	ドライウェル	○	R				×
		サブレッショング・チャンバ	○	R				×
	その他の主要な事項	格納容器内ガス濃度制御系	○	R				×
		ドライウェル内ガス冷却装置	○	R				×
		格納容器冷却系	○	R				×
		原子炉建家	○	R				×
		原子炉建家常用換気系	○	R				×
		非常用ガス処理系	○	R				×
	非常用電源設備	受電系統	×				屋外	○
		ディーゼル発電機	○	C				×
		蓄電池	○	C				×
	その他の主要な事項	グランド蒸気発生器	○	T				×
		サブレッショング・プール水貯蔵系	×				屋外	○
			×				屋外	○

注) 汚染のないことが確認された地下建家、地下構造物及び建家基礎を除く。

※1 : ○は解体対象施設、×は解体対象外施設を示す。

※2 : 設置箇所の内訳は以下のとおり。

1号 : 原子炉建家 (R), タービン建家 (T), 制御建家 (C),
放射性廃棄物処理建家 (Rw)

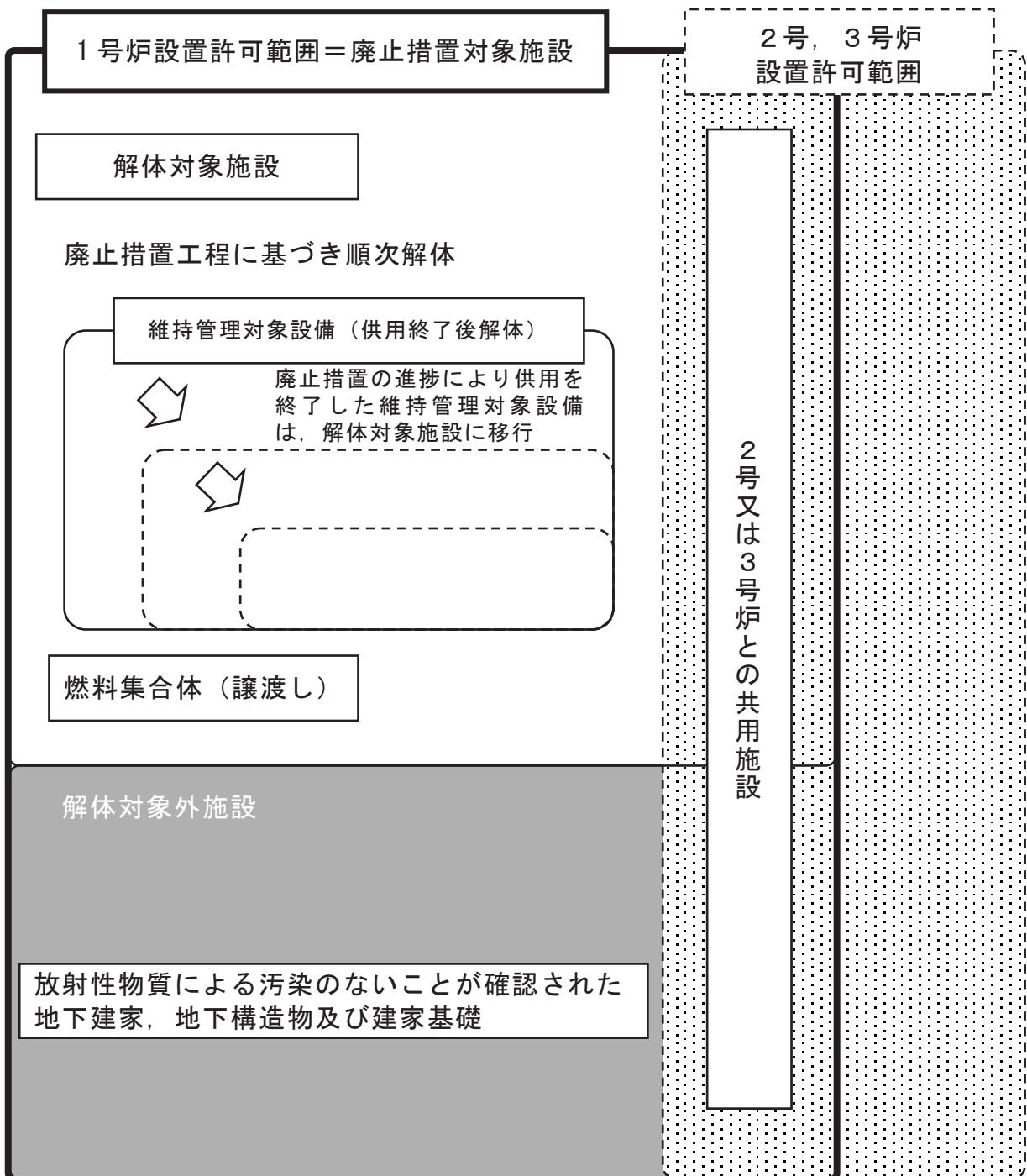
2号 : 原子炉建屋 (R), タービン建屋 (T), 制御建屋 (C)

3号 : 原子炉建屋 (R), タービン建屋 (T), サービス建屋 (S)

その他 : 焼却炉建家 (WI), 固体廃棄物貯蔵所 (D), サイトバンカ建家 (Sb), 屋外

※3 : ○は2号又は3号炉との共用施設、×は1号炉専用施設を示す。

※4 : 燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。



第1図 廃止措置対象施設と解体対象施設の関係

女川原子力発電所 1 号炉審査資料	
資料番号	01-DP-008(改5)
提出年月日	令和2年3月13日

女川原子力発電所 1 号発電用原子炉

維持管理対象設備について

令和2年3月

東北電力株式会社

目次

1. はじめに ······	1
2. 維持管理対象設備 ······	1
3. 維持機能及び維持管理対象設備の抽出 ······	2
4. 維持期間 ······	13
5. 運転中との機能・性能比較 ······	15
6. 保守管理 ······	19

1. はじめに

本資料は、女川原子力発電所1号炉の廃止措置計画認可申請書「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に記載した維持管理対象設備及び維持管理対象設備の機能を維持する期間の記載の考え方について説明する。

2. 維持管理対象設備

原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可（以下「設置許可」という。）を受けた発電用原子炉施設は、廃止措置計画に基づき廃止措置を行い、廃止措置の終了した結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて原子力規制委員会の確認を受けたとき、設置許可の効力を失うこととなる。

このため、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」により許可された、設置許可に記載する発電用原子炉施設を廃止措置計画認可申請書本文四において廃止措置対象施設としている。

廃止措置対象施設のうち廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設を維持管理対象設備とする。具体的な考え方は「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」（以下「審査基準」という。）に詳細に記載されているため、これに基づき維持管理対象設備を抽出する。

このうち、2号又は3号炉との共用設備は、2号又は3号炉の運転に必要な設備であり、2号又は3号炉で管理するため、表－1の設備は1号炉で引き続き使用するが、維持管理対象設備の範囲に含めない。なお、これらの設備のうち、1号炉放射性廃棄物処理建家内及び制御建家内に設置している設備については、建家等解体撤去期間開始までに共用を取止める。

3. 維持機能及び維持管理対象設備の抽出

廃止措置計画認可申請書「添付書類六 廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に記載した維持管理対象設備は、上記2項の記載のとおり審査基準に基づき、設置許可された施設のうち、プラント運転中から廃止措置においても引き続き機能を維持する施設を対象としている。具体的には審査基準に基づき、廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設を廃止措置対象施設から抽出している。

以下に審査基準で必要とされる機能及び維持管理対象設備の考え方を示す。

(1) 建家・構築物

審査基準では、建家・構築物の放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁としての機能の維持管理が必要とされている。廃止措置では、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要があるため、放射性物質の外部への「放射性物質漏えい防止機能」を有する設備を維持管理対象とする。なお、事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く。

また、審査基準では、建家・構築物の放射性遮蔽体としての機能の維持管理が必要とされている。廃止措置では、周辺公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばくを低くするため、「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持管理対象とする。具体的な維持管理対象設備は次の表のとおり。

維持機能	維持管理対象設備
放射性物質漏えい防止機能 (事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く。)	原子炉建家
放射性物質漏えい防止機能	放射性廃棄物処理建家 タービン建家 制御建家
放射線遮蔽機能	原子炉容器の外側のしゃへい壁 ドライウェル外周の壁 原子炉建家外壁 放射性廃棄物処理建家 タービン建家 制御建家

(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

審査基準では、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の各々について所要の性能を維持管理することが必要とされている。

a. 核燃料物質取扱設備

核燃料物質取扱設備の所要の性能とは、設置許可申請書本文「5.ニ（イ）核燃料物質取扱設備の構造」に示す機能を満足することである。この機能は、具体的には、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」である。廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出する際に安全に取り扱う必要があることから、これらの機能を有する設備を維持管理する。なお、炉心内及び炉心と使用済燃料プールとの間の燃料取扱機能は除く。具体的な維持管理対象設備は次の表のとおり。

維持機能	維持管理対象設備
燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能 (炉心内及び炉心と使 用済燃料プールとの間 の燃料取扱機能は除 く。)	燃料交換機（1号炉原子炉建家内）
燃料取扱機能 臨界防止機能 燃料落下防止機能	原子炉建家クレーン（1号炉原子炉建家内）
燃料取扱機能	キャスク洗浄ピット（1号炉原子炉建家内）

b. 核燃料物質貯蔵設備

核燃料物質貯蔵設備の所要の性能とは、設置許可申請書本文「5.ニ(ロ)核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力」に示す機能を満足することである。この機能は、具体的には、「臨界防止機能」、「放射線遮蔽機能」、「水位監視機能」、「漏えい監視機能」、「冷却浄化機能」及び「使用済燃料プール水補給機能」である。廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出するまで貯蔵する必要があることから、これらの機能を有する設備を維持管理する。具体的な維持管理対象設備は次の表のとおり。

維持機能	維持管理対象設備		
臨界防止機能	新燃料貯蔵庫（新燃料貯蔵ラックを含む。）		
放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能	使用済燃料プール（貯蔵ラック並びに使用済燃料プール水位及び使用済燃料プール水の漏えいを監視する設備を含む。）		
冷却浄化機能	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料	ろ過脱塩装置 ポンプ 熱交換器
使用済燃料プール水補給機能		プール冷却 浄化系	復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む。）

(3) 放射性廃棄物の廃棄施設

審査基準では、放射性廃棄物の廃棄施設については、適切に維持管理することが必要とされている。

a. 気体廃棄物の廃棄設備

気体廃棄物の廃棄設備の機能は、気体状の放射性廃棄物を処理する「放射性廃棄物処理機能」である。廃止措置では、放射性気体廃棄物を処理することから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。具体的な維持管理対象設備は次の表のとおり。

維持機能	維持管理対象設備
放射性廃棄物処理機能	排気筒

b. 液体廃棄物の廃棄設備

液体廃棄物の廃棄設備の機能は、液体状の放射性廃棄物を処理する「放射性廃棄物処理機能」である。廃止措置期間中に発生する放射性

液体廃棄物は、廃液の性状に応じた設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出する。このため性状に応じた処理機能を有する設備を維持管理する。具体的な維持管理対象設備は次の表のとおり。

維持機能	維持管理対象設備
	廃液収集タンク 廃液サンプルタンク 廃液サージタンク 機器ドレン処理系 清水タンク クラッド除去装置 ろ過装置 脱塩装置
放射性廃棄物処理機能	床ドレン収集タンク 床ドレンサンプルタンク 床ドレン調整タンク 床ドレン処理系 蒸発濃縮装置 脱塩装置
	再生廃液処理系 廃液中和タンク 蒸発濃縮装置
	復水器冷却水排水路

c. 固体廃棄物の廃棄設備

固体廃棄物の廃棄設備の機能は、固体状の放射性廃棄物を処理及び貯蔵する「放射性廃棄物処理機能」及び「放射性廃棄物貯蔵機能」である。廃止措置期間中も放射性固体廃棄物を処理及び貯蔵することが必要とされている。ただし、放射性廃棄物処理機能であるセメント固化式固化装置（1, 2号炉共用）、プラスチック固化式固化装置（1, 2号炉共用）及び固体廃棄物焼却設備（1, 2, 3号炉共用）について

ては、機能を維持管理する必要があるが、これらの設備は2号又は2号及び3号炉との共用設備であり、2号又は3号炉にて維持管理することから、1号炉にて維持管理する設備から除き、放射性廃棄物貯蔵機能を有する設備を維持管理する。具体的な維持管理対象設備は次の表のとおり。

維持機能	維持管理対象設備
放射性廃棄物貯蔵機能	濃縮廃液貯蔵タンク（床ドレン・再生廃液） 使用済樹脂貯蔵タンク 原子炉浄化系沈降分離槽 復水浄化系沈降分離槽 クラッド受タンク 復水系逆洗受タンク

(4) 放射線管理施設

審査基準では、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理に係る設備について適切に維持管理することが必要とされている。

a. 原子炉施設内外の放射線監視

原子炉施設内外の放射線監視の機能は、原子炉施設内外における放射線を監視する「放射線監視機能」である。廃止措置では、原子炉施設内の放射線を管理するため、原子炉施設内の放射線を監視する機能を有する設備を維持管理する。

(a) エリア・モニタ

エリア・モニタについては、「原子力発電所放射線モニタリング指針（J E A G 4606-2003）」で示された観点のうち、パトロール、作業等で人が立ち入る代表的なエリア又は運転操作等により放射線レベルが変動する可能性のある場所のエリア・モニタを維持管理する。具

体的な維持管理対象設備は次の表のとおり。

維持機能	維持管理対象設備
放射線監視機能	エリア・モニタ（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設）

(b) プロセス・モニタ

原子炉を運転しないため、主蒸気管放射線モニタ、空気抽出器排ガスモニタ等は不要となるが、管理区域で使用した補機冷却水の海水側への漏えいを監視することが必要なためプロセス・モニタを維持管理する。具体的な維持管理対象設備は次の表のとおり。

維持機能	維持管理対象設備
放射線監視機能	プロセス・モニタ（残留熱除去系の熱交換器出口（海水側））

b. 環境への放射性物質の放出管理

環境への放射性物質の放出管理の機能は、環境（施設外）へ放出する放射性物質を確認する「放射線監視機能」及び「放出管理機能」である。廃止措置では、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放出する。このため、これらの機能を有する設備を維持管理する。ただし、排水モニタ（1, 2号炉共用）及び排水のサンプリング・モニタ（1, 2号炉共用）については、機能を維持管理する必要があるが、これらの設備は2号炉との共用設備であり、2号炉にて維持管理することから、1号炉にて維持管理する設備から除く。具体的な維持管理対象設備は以下のとおり。

維持機能	維持管理対象設備
放射線監視機能	
放出管理機能	排気筒モニタ

c. 管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理

管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理の機能は、放射線業務従事者個人の被ばく及び汚染の確認並びにエリア内の空気中の放射性物質濃度を確認する「放射線監視機能」及び「放射線管理機能」である。廃止措置では管理区域内で作業を行うため、これらの機能を有する設備を維持管理する必要があるが、これらの設備は全て2号炉との共用設備であり、2号炉にて維持管理することから、1号炉にて管理すべき維持管理対象設備はない。

(5) 解体中に必要なその他の施設

審査基準では、解体中に必要なその他の施設として、換気設備、非常用電源設備及びその他安全確保上必要な設備の維持管理が必要とされている。

各々の維持管理対象設備は以下のとおり。

a. 換気設備

審査基準では、核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減化のため空気の浄化が必要な場合並びに解体撤去に伴い放射性粉じんが発生する可能性のある区域で原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合に換気設備を維持管理することが必要とされている。

廃止措置では、核燃料の貯蔵管理及び搬出作業、施設内で発生する放射性廃棄物の処理、放射性粉じんの発生の可能性がある解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性がある。このため「換気機能」

を有する換気設備を維持管理する。具体的な維持管理対象設備は次の表のとおり。

維持機能	維持管理対象設備
換気機能	給気ファン
	原子炉建家常用換気系
	排気ファン
	フィルタ
	給気ファン
	放射性廃棄物処理建家換気系
	排気ファン
	フィルタ
	給気ファン
	タービン建家換気系
	排気ファン
	フィルタ
	給気ファン
	制御建家換気系
	排気ファン
	フィルタ

b. 非常用電源設備

審査基準では、商用電源が喪失した際、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合には、適切な容量の電源設備を確保し、維持管理することが必要とされている。

使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間は、使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上、商用電源を喪失した際ににおいても冷却を行う必要がある。このため、商用電源を喪失した際に使用済燃料貯蔵設備の冷却のために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持管理する。なお、ディーゼル発電機の自動起動及び自動給電機能は除く。具体的な維持管理対象設備は次の表のとおり。

維持機能	維持管理対象設備
電源供給機能（自動起動及び自動給電機能は除く。）	ディーゼル発電機
電源供給機能	蓄電池

c. その他の安全確保上必要な設備

審査基準では、その他の安全確保上必要な設備（原子炉補助設備、照明設備等）の維持管理が必要とされている。

b. で記載したとおり、廃止措置の安全確保上、使用済燃料を冷却することが必要であるため、使用済燃料貯蔵設備の冷却に必要な「補機冷却機能」を有する設備を維持管理する。具体的な維持管理対象設備は次の表のとおり。

維持機能	維持管理対象設備	
補機冷却機能	原子炉補機冷却系	熱交換器 冷却水ポンプ 海水ポンプ
	非常用補機冷却系	海水ポンプ

また、商用電源の電源喪失時においても作業者が1号炉内から安全に避難できるよう「照明機能」を有する設備を維持管理する。具体的な維持管理対象設備は次の表のとおり。

維持機能	維持管理対象設備
照明機能	非常用照明設備

(6) 検査・校正

維持管理対象設備に対する検査・校正については、原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に管理の方法を定め、実施する。

(7) その他の安全対策

審査基準では、 その他の安全対策の措置を講じることが必要とされて いる。 その他の安全対策を以下に示す。

a. 管理区域の区分、立入制限及び保安のために必要な措置

管理区域は、 放射線被ばく等の可能性の程度に応じてこれを適切に 区分し、 保安のための措置を講ずるとともに、 放射線業務従事者の不 必要な被ばくを防止するため、 これらの区域に対する立入りを制限す る措置を講じる。 これら管理区域の区分、 立入制限及び保安のために 必要な措置については、 原子炉運転中と同様に、 保安規定に定め、 実 施する。

b. 原子炉施設からの放出の管理に係る放射線モニタリング及び周辺環 境に対する放射線モニタリング

放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出に当たっては、 周辺 監視区域外の空气中及び水中の放射性物質の濃度が「核原料物質又は 核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を 定める告示」に定める値を超えないように管理する。 また、 放出され る放射性物質について放出管理目標値を定めるとともに、 放射性物質 濃度の測定を行い、 これを超えないように努める。

放射性廃棄物の放出に当たっては、 異常がないことの確認に資する ため、 周辺監視区域境界付近及び周辺地域の放射線監視を行う。 これ ら廃止措置対象設備からの放出管理に係る放射線モニタリング及び周 辺環境に対する放射線モニタリングについては、 原子炉運転中と同様 に、 保安規定に定め、 実施する。

c. 原子炉施設への第三者の不法な接近を防止する措置

原子炉施設への第三者の不法な接近を防止するため、 境界に柵また は標識を設ける等の方法によって原子炉施設への第三者の不法な接近 を防止する措置を講じる。

d. 火災防護

審査基準では、火災の防護設備を維持管理することを必要としている。

廃止措置では、火気作業や可燃物を取り扱うことから「消火機能」を有する設備を維持管理する。具体的な維持管理対象設備は次の表のとおり。

維持機能	維持管理対象設備
消火機能	消火栓 移動形消火器

また、審査基準では、可燃性物質が保管される場所にあっては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じることが必要とされている。このため、火災防護のための措置を定め、実施する。

4. 維持期間

廃止措置期間中に維持すべき機能の維持期間については、廃止措置期間全体を見通して以下の考え方に基づき設定する。

(1) 建家・構築物

原子炉建家、放射性廃棄物処理建家、タービン建家及び制御建家の「放射性物質漏えい防止機能」は、それぞれの管理区域を解除するまで維持する。

原子炉容器の外側のしゃへい壁、ドライウェル外周の壁及び原子炉建家外壁の「放射線遮蔽機能」は、炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持する。

また、放射性廃棄物処理建家、タービン建家及び制御建家の「放射線遮蔽機能」は、それぞれの管理区域を解除するまで維持する。

(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

a. 核燃料物質取扱設備

新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」は、1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。

b. 核燃料物質貯蔵設備

新燃料の貯蔵に必要な新燃料貯蔵庫の「臨界防止機能」は、1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで維持する。

新燃料及び使用済燃料の貯蔵に必要な使用済燃料プールの「臨界防止機能」は、1号炉に貯蔵している新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。

また、使用済燃料の貯蔵に必要な使用済燃料貯蔵設備の「放射線遮蔽機能」、「水位監視機能」、「漏えい監視機能」、「冷却浄化機能」及び「使用済燃料プール水補給機能」は、1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。

(3) 放射性廃棄物の廃棄施設

a. 気体廃棄物の廃棄設備

放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持する。

b. 液体廃棄物の廃棄設備

放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」は、それぞれの放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。

c. 固体廃棄物の廃棄設備

放射性固体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物貯蔵機能」は、それぞれの放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持する。

(4) 放射線管理施設

a. 原子炉施設内外の放射線監視

エリア・モニタ及びプロセス・モニタの「放射線監視機能」は、関連する設備の供用が終了するまで維持する。

b. 環境への放射性物質の放出管理

排気筒モニタの「放射線監視機能」及び「放出管理機能」は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持する。

(5) 解体中に必要なその他の施設

a. 換気設備

管理区域内の空気を浄化し、換気する「換気機能」は、各建家の管理区域を解除するまで維持する。

b. 非常用電源設備

商用電源喪失時に安全確保上必要な「電源供給機能」は、1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。

c. その他安全確保上必要な設備

使用済燃料貯蔵設備及びディーゼル発電機の冷却に必要な「補機冷却機能」は、1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで維持する。

また、商用電源喪失時に作業者の安全確保のために必要な「照明機能」は、各建家の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで維持する。

(6) 火災防護

消火設備の「消火機能」は、各建家の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで維持する。

5. 運転中との機能・性能比較

維持管理対象設備のプラント運転中と廃止措置期間中の機能・性能比較を表-2に示す。プラント運転中と廃止措置期間中の主な相違点は以下のとおり。

なお、廃止措置期間中の維持管理対象設備については、表－2に示した廃止措置中の機能に係る運転中と同様の性能を維持する。

(1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

核燃料物質取扱設備については、新燃料及び使用済燃料を使用済燃料プールから搬出するため、運転中と同様に、核燃料物質を安全に取り扱う機能を維持するが、炉心から全燃料が取り出され、再装荷しないことから、炉心内及び炉心と燃料プールとの間での燃料取扱機能は維持しない。

核燃料物質貯蔵設備については、現在使用済燃料プールに貯蔵している新燃料及び使用済燃料を貯蔵する機能を維持する。しかし、廃止措置段階では燃料取替による新たな使用済燃料は発生しないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷えており、設備の故障時に時間的余裕があることから、使用済燃料プール冷却浄化系の冷却浄化機能維持に必要な台数は1系統（ろ過脱塩装置1台、ポンプ1台、熱交換器1基）となる。

(2) 放射性廃棄物の廃棄施設

液体廃棄物の廃棄施設については、運転中と同様に、放射性液体廃棄物を処理する機能を維持するが、廃止措置段階において、機器ドレン処理系は、機器故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕があることから、廃液サンプルタンク、クラッド除去装置、ろ過装置、各2基のうち処理に必要な各1基を維持する。

床ドレン処理系については、機器故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕があることから、床ドレン収集タンク、床ドレンサンプルタンク、各2基のうち処理に必要な各1基を維持する。

再生廃液処理系については、廃止措置段階では、機器故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕があることから、廃液中和タンク2基のうち処理に必要な1基を維持する。

固体廃棄物の廃棄設備については、廃止措置段階では、運転中の廃棄物

を内包し、廃止措置中も管理を維持するため、復水浄化系沈降分離槽 6 基のうち処理に必要な 4 基を維持する。

(3) 放射線管理施設

排気筒モニタについては、運転中と同様に放射線監視機能及び放出管理機能を維持するが、多重性は必要ないことから、2 台のうち環境へ放出する放射性物質の監視に必要な 1 台を維持する。

(4) 原子炉格納施設

原子炉建家については、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁としての機能は維持するが、廃止措置段階では原子炉の運転を行わないこと及び燃料落下事故時において非常用ガス処理系を用いなくても環境に与える影響は小さいと評価しているため、事故時における非常用ガス処理系を用いた原子炉建家の気密性に係る機能の維持はしない。

原子炉建家常用換気系については、原子炉建物の換気を行う機能を維持するが、原子炉建家常用換気系給気ファン 2 台のうち 1 台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要であり、2 台のうち 1 台を維持する。原子炉建家常用換気系排気ファン 4 台のうち 2 台は運転中から予備であり、給気ファンと同様予備機は不要であり 2 台のうち 1 台を維持する。フィルタは、4 個のうち 1 個が運転中から予備であることから、3 個を維持する。

(5) 非常用電源設備

非常用電源設備のうちディーゼル発電機については、運転中と同様に電源供給機能を維持するが、廃止措置段階では原子炉が停止しており、外部電源喪失時に原子炉を安全に停止するための機器、工学的安全施設へ電源を供給する必要はなく、また、ディーゼル発電機から電力を供給する維持管理対象設備に多重性は必要ないため、2 台のうち廃止措置における電源供給に必要な 1 台を維持する。また、貯蔵されている使用済燃料は十

分冷却されており、使用済燃料プール冷却浄化系への電源供給についても時間的余裕が十分にあるため自動起動及び自動給電機能は維持しない。

蓄電池については、商用電源を喪失した際に必要な電源供給機能を維持するが、廃止措置段階ではプラントが停止しているため、原子炉隔離時冷却系等の非常用動力負荷等に電力を供給する必要はない。また、蓄電池から電源を供給する維持管理対象設備に多重性は必要ないため、2組のうち廃止措置における電源供給に必要な1組を維持する。

(6) 原子炉補助設備

原子炉補機冷却系(熱交換器、冷却水ポンプ、海水ポンプ)については、運転中と同様に冷却機能を維持するが、廃止措置期間中においては、事故時等に原子炉を安全に停止するための機器を冷却する必要はなく、また、海水又は冷却水を供給する維持管理対象設備に多重性は必要ないため、熱交換器4基のうち1基、冷却水ポンプ3台のうち1台、海水ポンプ3台のうち1台を維持する。

非常用補機冷却系海水ポンプについては、ディーゼル発電機運転時に、ディーゼル発電機1台あたり、1台の海水ポンプを運転、1台を予備とし、ディーゼル発電機を冷却している。ディーゼル発電機は、廃止措置段階では原子炉の運転を行わないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷えていることから、機能維持に必要な台数は1台となる。このため海水ポンプは、4台のうち1台を維持する。

貯蔵している使用済燃料は十分冷えており、使用済燃料プール等の冷却についても時間的余裕が十分あるため、原子炉補機冷却系冷却水ポンプ等及び非常用補機冷却系海水ポンプの自動起動は維持しない。

(7) 発電所補助設備

換気機能を有する換気設備について、運転中と同様に換気機能を維持する。放射性廃棄物処理建家換気系については、放射性廃棄物処理建家換気系給気ファン4台のうち2台は運転中から予備であり、廃止措置段階

では設備故障時に立ち入りを制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要であり、4台のうち2台を維持する。放射性廃棄物処理建家換気系排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファンと同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。フィルタは、6個のうち2個が運転中から予備であることから、4個を維持する。

タービン建家換気系については、タービン建家換気系給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要であり、2台のうち1台を維持する。タービン建家換気系排気ファン4台のうち2台は運転中から予備であり、給気ファンと同様予備機は不要であり4台のうち2台を維持する。フィルタは、4個のうち1個が運転中から予備であることから、3個を維持する。

制御建家換気系については、制御建家換気系給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要であり、2台のうち1台を維持する。制御建家換気系排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファンと同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。フィルタは、3個のうち1個が運転中から予備であることから、2個を維持する。

6. 保守管理

維持管理対象設備は、保安規定において維持管理対象設備の保守管理に係る具体的事項を定め、保安活動を実施する。

表－1 2号又は3号炉との共用設備のうち1号炉で引き続き使用する設備

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	設置個所 ^{※1}				共用 取止め ^{※2}
			1号	2号	3号	その他	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	燃料交換機		R			—
		原子炉建家クレーン			R		—
	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備		R			—
					R		—
計測制御系統施設	その他の主要な事項	中央制御室	C				○
				C			—
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	ランドリドレン処理系	Rw				○
放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク(ランドリドレン)	Rw				○
		ランドリ系沈降分離槽	Rw				○
		セメント固化式固化装置	Rw				○
		プラスチック固化式固化装置		R			—
		固体廃棄物焼却設備				WI	—
		減容装置	Rw				○
				R			—
					S		—
		サイトバンカ				Sb	—
		雑固体廃棄物保管室				Sb	—
		固体廃棄物貯蔵所				D	—
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定のエリア・モニタおよびプロセス・モニタ				WI,Sb	—
		分析用放射線測定装置	C				○
		携帯用および半固定放射線検出器	R,T,C, Rw	R,T,C	R,T,S	WI,D, Sb	○
		放射線管理関係施設	C				○
				C			—
						WI	—
		汚染管理関係施設		C			—
		試料分析関係施設	C			WI	—
	屋外管理用の主要な設備	排水モニタ	Rw				○
		排水のサンプリング・モニタ		R			—
			C				○
		風向, 風速計				S	—
		敷地内および敷地外固定モニタ					屋外
		放射能観測車					屋外
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	受電系統					屋外
	その他の主要な事項	サプレッション・プール水貯蔵系					屋外
							屋外

※1：設置個所の内訳は以下のとおり。

1号 : 原子炉建家 (R), タービン建家 (T), 制御建家 (C), 放射性廃棄物処理建家 (Rw)

2号 : 原子炉建屋 (R), タービン建屋 (T), 制御建屋 (C)

3号 : 原子炉建屋 (R), タービン建屋 (T), サービス建屋 (S)

その他 : 焼却炉建家 (WI), 固体廃棄物貯蔵所(D), サイトバンカ建家 (Sb), 屋外

※2 : ○は1号炉放射性廃棄物処理建家内及び制御建家内に設置している設備のうち, 建家等解体撤去期間開始までに共用を取止めるもの。

表－2 維持管理対象設備のプラント運転中と廃止措置期間中の機能・性能比較（1／11）

維持管理対象設備			機能・性能			
施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	運転中		廃止措置中	
			機能	設置台数	機能	維持台数※1
原子炉本体	放射線しゃへい体	原子炉容器の外側のしゃへい壁	<放射線遮蔽機能> 周辺公衆及び放射線作業従事者の受け る被ばく線量を低減するための機能	1式	<放射線遮蔽機能> 周辺公衆及び放射線作業従事者の受 ける被ばく線量を低減するための機 能	1式
		ドライウェル外周の壁		1式	1式	1式
		原子炉建家外壁		1式	1式	1式
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料取扱設備	燃料交換機（1号炉原子炉建家内）	<燃料取扱機能> <臨界防止機能> <燃料落下防止機能> 炉心燃料の取替，新燃料受入，使用済燃 料の搬出作業等において，核燃料物質 を安全に取り扱う機能	1台	<燃料取扱機能> <臨界防止機能> <燃料落下防止機能> 新燃料及び使用済燃料搬出作業にお いて，核燃料物質を安全に取り扱う機 能	1台
		原子炉建家クレーン（1号炉原 子炉建家内）		1台	1台	1台
		キヤスク洗浄ピット（1号炉原 子炉建家内）	<燃料取扱機能> 使用済燃料輸送容器の除染を行う機能	1式	<燃料取扱機能> 使用済燃料輸送容器の除染を行う機 能	1式
	核燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵庫（新燃料貯蔵ラッ クを含む。）	<臨界防止機能> 新燃料を新燃料貯蔵ラックに貯蔵し， 適切な燃料間距離を保持することによ り臨界を防止する機能	1式	<臨界防止機能> 新燃料を新燃料貯蔵ラックに貯蔵し， 適切な燃料間距離を保持することに より臨界を防止する機能	1式

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全について、施設定期検査を受検する。

表－2 維持管理対象設備のプラント運転中と廃止措置期間中の機能・性能比較（2／11）

維持管理対象設備		機能・性能				
施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	運転中		廃止措置中	
			機能	設置台数		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵設	核燃料貯蔵設備	使用清燃料貯蔵設備	<臨界防止機能> 新燃料及び使用清燃料を使用清燃料貯蔵ラックに貯蔵し、適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能 <放射線遮蔽機能> 使用清燃料プールの水位を適切に保持する機能 <漏えい監視機能> 使用清燃料プールの水位及び温度を適切に保ち、使用清燃料の健全性を確保する機能	1式	<臨界防止機能> 新燃料及び使用清燃料を使用清燃料貯蔵ラックに貯蔵し、適切な燃料間距離を保持することにより臨界を防止する機能 <放射線遮蔽機能> 使用清燃料プールの水位を適切に保持する機能 <漏えい監視機能> 使用清燃料プールの水位及び温度を適切に保ち、使用清燃料の健全性を確保する機能	1式
使用清燃料プール冷却浄化系	ろ過脱塩装置	<冷却淨化機能> 使用清燃料プールの水位及び温度を適切に保ち、使用清燃料の健全性を確保する機能	2台	1台	<冷却淨化機能> 使用清燃料プールの水位及び温度を適切に保ち、使用清燃料の健全性を確保する機能	1台
	ポンプ		2台	1台		1台
	熱交換器		2基	1基		1基
	復水貯蔵タンク(補給水ライシン含む)	<使用清燃料プール水補給機能> 原子炉冷却材、使用清燃料プール水を補給するための水源	1基	1基	<使用清燃料プール水補給機能> 使用清燃料プール水を補給するための水源	1基

※ 1：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全について、施設定期検査を受検する。

表－2 維持管理対象設備のプラント運転中と廃止措置期間中の機能・性能比較（3／11）

施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	機能・性能			
			運転中		廃止措置中	
機能	設置台数	長期停止中の必要台数	機能	維持台数※1	備考	
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	排気筒	<放射性廃棄物処理機能> 放射性氣体廃棄物を処理する機能	1基 1基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性氣体廃棄物を処理する機能	1基 ●運転中との差異なし。 原子炉は停止しており、復水器から発生する放射性氣体廃棄物の処理機能は不要
液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレッサ処理系	廻液収集タンク 廻液サンプルターンク 廻液サービスタンク 清水タンク クラッシュ除去装置 ろ過装置 脱塩装置	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	1基 2基 1基 1基 2基 2基 1基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	1基 ●台数の低減 廃止措置段階では、機器故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕があることから、廻液サンブルタンク、クラッシュ除去装置、ろ過装置、各2基のうち処理に必要な各1基を維持する。
床ドレン	床ドレン収集タンク 床ドレンサンブルタンク 床ドレン調整タンク 蒸発濃縮装置 脱塩装置	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	2基 2基 1基 1基 1基	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	1基 ●台数の低減 廃止措置段階では、機器故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕があることから、床ドレンサンブルタンク各2基のうち処理に必要な各1基を維持する。	

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。

表－2 維持管理対象設備のプラント運転中と廃止措置期間中の機能・性能比較（4／11）

施設区分	維持管理対象設備		機能・性能				備考
	設備等の区分	設備(建家)名稱	運転中		廃止措置中		
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備 理系 再生廃液処理系	再生廃液処理系 廃液中和タンク	機能 <放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	設置台数 2基	長期停止中の必要台数 2基	機能 <放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	維持台数 ※1 1基
固体廃棄物の廃棄設備	濃縮廃液貯蔵タンク(床ドレン・再生廃液) 使用済樹脂貯蔵タンク 原子炉浄化系沈降分離槽 復水浄化系沈降分離槽 クラッド受タンク 復水系逆洗受タンク	蒸発濃縮装置 復水器冷却水排水路	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能 <放射性廃棄物貯蔵機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	1式	1式	<放射性廃棄物処理機能> 放射性液体廃棄物を処理する機能	1式
						<放射性廃棄物貯蔵機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	●運転中との差異なし
						<放射性廃棄物貯蔵機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	●台数の低減 廃止措置段階では、機器故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕があることから、廃液中和タンク2基のうち処理に必要な1基を維持する。
						<放射性廃棄物貯蔵機能> 放射性固体廃棄物を貯蔵する機能	●台数の低減 廃止措置段階では、運転中の廃棄物を内包し、廃止措置中も管理を維持するため、復水浄化系沈降分離槽6基のうち処理に必要な4基を維持する。

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。

表－2 維持管理対象設備のプラント運転中と廃止措置期間中の機能・性能比較（5／11）

施設区分	維持管理対象設備		機能・性能				備考
	設備等の区分	設備（建家）名称	運転中		廃止措置中		
放射線管理施設	屋内管 理用の主要な設備	エリア・モニタ（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の焼却施設） プロセス・モニタ（残留熱除去系の「熱交換器出口（海水側）」の海水中の線量率を監視する機能）	機能	設置台数	機能	長期停止中の必要台数	維持台数 ※1
		<放射線監視機能> 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の焼却施設の空間線量率を監視する機能	13個	13個	<放射線監視機能> 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の焼却施設の空間線量率を監視する機能	13個	<●運転中との差異なし>
屋外管 理用の主要な設備	排気筒モニタ	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	2個	1個	<放射線監視機能> <放出管理機能> 環境へ放出する放射性物質を監視及び管理放出する機能	1個	<●運転中との差異なし> 台数の低減 多重性は不要ないことから、2台のうち環境へ放出する放射性物質の監視に必要な1台を維持する。

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。

表－2 維持管理対象設備のプラント運転中と廃止措置期間中の機能・性能比較（6／11）

施設区分	設備等の区分	設備（建家）名称	機能・性能				備考
			運転中		廃止措置中		
設置台数	機能	設置台数	機能	長期停止中の必要台数	維持台数		
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建家	<放射性物質漏えい防止機能> <気密機能> 内部を負圧に保つことにより、格納容器より、放射性物質の漏えいがあつてもこれが発電所周辺に直接飛散されることを防止する機能 事故時に非常用ガス処理系を用いて建物内を負圧に保ち、放射性物質の漏えいを防止する機能	1式	<放射性物質漏えい防止機能> 外部へ放射性物質が漏えいすることを防止する機能	1式	● 気密性に係る機能不要 放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁としての機能は維持するが、廃止措置段階では原子炉の運転を行わないこと及び燃料落下事故時ににおいて非常用ガス処理系を用いなくとも環境に与える影響は小さいと評価しているため、事故時における非常用ガス処理系を用いた原子炉建家の気密性に係る機能の維持はない。
原子炉建家常用換気系	給気ファン 排気ファン フィルタ		<換気機能> 原子炉建物の換気を行う機能	2台 4台 4個	<換気機能> 原子炉建物の換気を行う機能	1台 2台 3個	● 台数の低減 原子炉建家常用換気系給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等、復旧までの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要であり、2台のうち1台を維持する。 原子炉建家常用換気系排気ファン4台のうち2台は運転中から予備であり、給気ファンと同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。フィルタは、4個のうち1個が運転中から予備であることから、3個を維持する。

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。

表－2 維持管理対象設備のプラント運転中と廃止措置期間中の機能・性能比較（7／11）

施設区分	維持管理対象設備 設備等の区分	機能・性能				備考
		運転中		廃止措置中		
設備（建家）名称 機能	設置台数	長期停止中の必要台数	機能	設置台数	长期停止中の必要台数	維持台数 ※1
その他 原子炉 の付属 施設 非常用 電源設 備	ディーゼル発電機 <電源供給機能> <即時電源供給機能> <多重性> 外部電源停電時に発電所を安全に停止する ために必要な補機を運転するのに必要な電 力を供給する機能	1台 2台	<電源供給機能> 商用電源を喪失した際に使用済燃料 貯蔵設備の冷却のために必要な電源 供給機能	1台 2台	1台 2台	●台数の低減他 ディーゼル発電機は、外部電源が喪失した場合に発電所を安全に停止するために必要な電源を供給し、更に工学的安全施設作動のための電源を供給できるよう、1台当たり設備容量約5,62kVAである。 廃止措置段階では原子炉が停止しており、外部電源喪失時に原子炉を安全に停止するための機器、工学的安全施設へ電力を供給する必要はなく、ディーゼル発電機負荷は約2,300kVAで十分余裕がある。 供給先：原子炉補機冷却系冷却水ポンプ、海水ポンプ、使用済燃料プール冷却浄化系ポンプ等 等 ディーゼル発電機から電力を供給する維持管理対象設備に多重性は必要ないため、2台のうち廃止措置における電源供給に必要な1台を維持する。 また、貯蔵されている使用済燃料は十分冷却されており、使用済燃料プール冷却浄化系への電源供給についても時間的余裕（使用済燃料プール水温度が施設運用上の基準（65℃）に達するまでの期間として約13日（別紙－1参照））が十分にあるため自動起動及び自動給電機能は維持しない。

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。

表－2 維持管理対象設備のプラント運転中と廃止措置期間中の機能・性能比較（8／11）

施設区分	維持管理対象設備		機能・性能			
	設備等の区分	設備(建家)名称	運転中		廃止措置中	
原子炉の付属施設	非常用電源設備	蓄電池	機能	設置台数	機能	維持台数※1
その他	原子炉の付属施設	蓄電池	<電源供給機能> 発電所の安全のために常に確実なる電源を必要とするものに対して電力を供給する機能	2組	<電源供給機能> 商用電源を喪失した際に必要な電源供給機能	1組
建物及び構築物	建物及 び構築物	放射性廃棄物処理建家 タービン建家 制御建家	放射性物質漏えい防止機能 <放射線遮蔽機能> 外部への放射性物質の漏えいを防止する機能 周辺公衆及び放射線作業従事者の受けたる被ばくを低減するための機能	1式 1式 1式	<放射性物質漏えい防止機能> <放射線遮蔽機能> 外部への放射線物質の漏えいを防止する機能 周辺公衆及び放射線作業従事者の受けたる被ばくを低減するための機能	1式 1式 1式

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。

表－2 維持管理対象設備のプラント運転中と廃止措置期間中の機能・性能比較（9／11）

施設区分	維持管理対象設備		機能・性能				
	設備等の区分	設備(建家)名称	運転中		廃止措置中		
原子炉補助設備	原子炉 原子炉補助設備 冷却系	原子炉補機 熱交換器 海水ポンプ 冷却水ポンプ	<補機冷却機能> 原子炉補機を冷却する機能	設置台数 4基	長期停止中の必要台数 1基	<補機冷却機能> 原子炉補機を冷却する機能	維持台数 ※1 1基
				3台	1台		1台
				3台	1台		1台
				4台	1台		4台

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。

表－2 維持管理対象設備のプラント運転中と廃止措置期間中の機能・性能比較（10／11）

施設区分	維持管理対象設備	機能・性能						備考
		運転中			廃止措置中			
設備等の区分	設備(建家)名称	機能	設置台数	長期停止中の必要台数	機能	維持台数※1		
発電所補助設備	発電所補助設備	換気系	放射性廃棄物処理建家換気を行う機能 給気ファン 排気ファン フィルタ	<換気機能> 放射性廃棄物処理建家の換気を行う機能	4台 2台 1台	2台 放射性廃棄物処理建家の換気を行う機能	2台	●台数の低減 放射性廃棄物処理建家換気系給気ファン4台のうち2台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等、復旧までの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要であり、4台のうち2台を維持する。 放射性廃棄物処理建家換気系排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファンと同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。
建家換気系	建家換気系		6個 4個			4個	フィルタは、6個のうち2個が運転中から予備であることから、4個を維持する。	
タービン建家換気系	タービン建家換気系	給気ファン 排気ファン フィルタ		<換気機能> タービン建家の換気を行う機能	2台 1台 4台 2台	1台 タービン建家の換気を行う機能	1台	●台数の低減 タービン建家換気系給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等、復旧までの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要であり、2台のうち1台を維持する。
制御建家換気系	制御建家換気系	給気ファン 排気ファン フィルタ		<換気機能> 制御建家の換気を行う機能	2台 1台 2台 3個	1台 制御建家の換気を行う機能	1台	●台数の低減 制御建家換気系給気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、予備機は不要であり、2台のうち1台を維持する。
							1台	制御建家換気系排気ファン2台のうち1台は運転中から予備であり、給気ファンと同様予備機は不要であり2台のうち1台を維持する。
							2個	フィルタは、3個のうち1個が運転中から予備であることから、2個を維持する。

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。

表－2 維持管理対象設備のプラント運転中と廃止措置期間中の機能・性能比較（11／11）

施設区分	維持管理対象設備 の区分	機能・性能				備考
		運転中		廃止措置中		
設備等 の区分	設備 (建家) 名称	機能	設置台数	機能	設置台数	維持台数 ※1
発電所 補助設備	発電所補助設備	消火装置 移動形消火器	<消火機能> 各建家に対して消火する機能	1式 1式	<消火機能> 各建家に対して消火する機能	1式 ●運転中に差異なし
附帯設備	照明設備	非常用照明設備	<照明機能> 商用電源消費喪失時における照明機能	1式 1式	<照明機能> 商用電源消費喪失時ににおける照明機能	1式 ●運転中に差異なし

※1：維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。

使用済燃料プール水温の施設運用上の基準（65°C）到達までの時間評価について

使用済燃料プール（以下、「SFP」という。）水温の施設運用上の基準（65°C）到達までの時間評価について、以下に示す。本評価により、初期水温を標準的な30°Cとした場合、65°Cまでに上昇する期間は約13日と評価している。

【評価結果】

評価にあたっては、計画的な燃料プール冷却浄化系（以下、「FPC系」という。）の停止の際のSFP温度の実測値を用いる。なお、評価時点において、SFP内には廃止措置計画認可申請書に記載した821体の使用済燃料が保管されており、FPC系が全停している（全停期間：平成30年11月15日～11月23日の8日間）。

停止期間中の1時間当たりの温度上昇率[°C/h]を、24時間当たりの温度上昇から算出した。

実際には、SFP表面等からの放熱の影響により、水温の上昇に伴って温度上昇率は減少していく傾向にあるが、この評価に当たっては保守的に温度上昇率が最も高い最初の24時間の温度上昇率0.108°C/hを用いる。

また、実際のFPC停止直後におけるSFP温度は22.9°Cであったが、過去の実績から標準的な水温である30°Cを起点とする。

上記の条件で評価した結果、保安規定に定める施設運用上の基準である65°Cに到達するまでの時間を算出すると、約13日（13.5日）となる。

表 使用済燃料プール水温の実測値に基づく温度上昇率評価

日時	SFP温度 [°C]	評価点	計算	温度上昇 [°C]	上昇率 [°C/h]	65°C 到達時間※ [h]	65°C 到達日数※ [日]
2018/11/15 17:00	22.9	①	—	—	—		
2018/11/16 17:00	25.5	②	②-①	2.6	0.108	323.1	13.5
2018/11/17 17:00	27.8	③	③-②	2.3	0.096	365.2	15.2
2018/11/18 17:00	30.0	④	④-③	2.2	0.092	381.8	15.9
2018/11/19 17:00	32.1	⑤	⑤-④	2.1	0.088	400.0	16.7
2018/11/20 17:00	33.9	⑥	⑥-⑤	1.8	0.075	466.7	19.4
2018/11/21 17:00	35.4	⑦	⑦-⑥	1.5	0.063	560.0	23.3
2018/11/22 17:00	36.9	⑧	⑧-⑦	1.5	0.063	560.0	23.3
2018/11/23 17:00	38.1	⑨	⑨-⑧	1.2	0.050	700.0	29.2

※ 使用済燃料プールの初期温度は30°Cとした。

女川原子力発電所 1号炉審査資料	
資料番号	01-DP-011(改0)
提出年月日	令和2年1月14日

女川原子力発電所 1号発電用原子炉 気象条件の代表性について

令和2年1月
東北電力株式会社

目次

1. はじめに.....	1
2. 検定方法.....	1
3. 検定結果.....	1

1. はじめに

被ばく評価に用いる気象データについては、敷地内において観測された2012年1月から2012年12月までの1年間の気象データを使用しており、この1年間の気象状態が長期間の気象状態を代表しているかどうかの検討を行った。以下に、検定方法及び検定結果を示す。

2. 検定方法

被ばく評価で使用している、排気筒の高さ付近の風を代表する観測点（標高約175m）の風向及び風速について、検定年の気象資料が異常年かどうか、F分布検定により検定を行った。

○今回の安全解析で使用する気象資料の統計期間

統計年：2008年1月～2018年12月（2012年を除く10年間）

検定年：2012年1月～2012年12月（1年間）

3. 検定結果

表1に検定結果を示す。また、今回の被ばく評価で使用する気象資料の棄却検定表を表2及び表3に示す。検定結果において棄却された項目がないことから、検定年が長期間の気象状態を代表していると判断した。

表1 異常年検定結果

検定年	観測項目	棄却項目	検定結果
2012年	風向	0項目棄却	良
	風速	0項目棄却	良

表2 棄却検定表（風向）（検定年 2012年）

観測場所：敷地内B点（標高 175m, 地上高 71m）
 敷地内A点（標高 175m, 地上高 115m）
 測定器：風車型風向風速計（B点, 2017年1月まで）
 ドップラーソーダ（A点, 2017年1月以降）（%）

統計年 風向	2008	2009	2010	2011	2013	2014	2015	2016	2017	2018	平均値	検定年 2012	棄却限界		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
N	2.89	3.12	3.15	2.57	2.31	2.01	2.88	2.51	2.16	3.14	2.68	2.68	3.68	1.67	○
NNE	3.77	3.84	2.82	2.66	2.76	2.15	3.13	2.81	6.40	6.55	3.67	3.03	7.35	-0.02	○
NE	9.13	7.12	5.48	6.41	4.65	4.82	7.13	7.60	7.42	8.82	6.84	7.41	10.48	3.20	○
ENE	6.40	6.37	6.55	5.90	6.28	5.79	6.55	6.69	4.08	3.31	5.81	6.66	8.55	3.07	○
E	6.49	6.23	5.29	4.69	6.90	5.54	5.58	4.51	2.80	2.32	5.07	5.99	8.64	1.49	○
ESE	3.06	3.55	3.25	2.67	3.74	3.54	3.58	2.76	1.90	2.24	3.05	3.32	4.52	1.57	○
SE	2.84	3.04	3.60	2.07	3.34	2.74	2.70	1.95	2.96	2.93	2.82	2.99	4.02	1.62	○
SSE	3.77	3.81	3.17	2.85	3.39	4.26	3.31	3.43	2.62	3.44	3.42	4.28	4.54	2.29	○
S	3.84	3.92	3.00	3.29	3.07	2.89	3.06	3.63	3.37	3.70	3.37	3.83	4.27	2.48	○
SSW	5.13	5.21	5.37	4.43	3.93	3.57	4.50	5.21	8.18	7.42	5.27	5.65	8.73	1.82	○
SW	7.01	8.03	10.79	9.54	8.36	8.40	8.47	9.03	8.15	8.16	8.59	7.46	11.00	6.19	○
WSW	4.58	4.74	5.96	6.00	4.66	5.86	5.38	5.44	7.26	7.84	5.75	4.34	8.32	3.18	○
W	7.68	8.11	9.40	9.59	8.40	9.34	8.06	7.20	11.65	10.03	8.92	7.21	12.06	5.78	○
WNW	12.86	14.19	13.60	15.58	13.31	15.18	13.33	13.17	18.51	16.66	14.60	14.76	18.95	10.25	○
NW	15.83	14.00	13.57	17.17	19.01	18.30	16.79	17.80	8.33	8.49	14.98	15.14	24.12	5.84	○
NNW	3.29	3.35	3.51	3.24	4.33	3.86	3.74	5.26	2.70	3.78	3.71	3.66	5.37	2.05	○
CALM	1.44	1.39	1.48	1.35	1.55	1.74	1.82	1.01	1.53	1.15	1.45	1.60	2.02	0.87	○

(注) 棄却検定は、不良標本の棄却に関するF分布検定を用いて、危険率（有意水準）5%として行った。

C A L M（静場）は、風速 0.5m/s未満である。

表3 棄却検定表（風速）（検定年 2012年）

観測場所：敷地内B点（標高 175m, 地上高 71m）
 敷地内A点（標高 175m, 地上高 115m）
 測定器：風車型風向風速計（B点, 2017年1月まで）
 ドップラーソーダ（A点, 2017年1月以降）（%）

統計年 風速(m/s)	2008	2009	2010	2011	2013	2014	2015	2016	2017	2018	平均値	検定年 2012	棄却限界		判定 ○採択 ×棄却
													上限	下限	
0.0~0.4	1.44	1.39	1.48	1.35	1.55	1.74	1.82	1.01	1.53	1.15	1.45	1.60	2.02	0.87	○
0.5~1.4	10.99	8.87	9.64	9.20	9.36	9.87	9.16	7.18	8.43	9.16	9.20	9.22	11.52	6.87	○
1.5~2.4	15.36	14.10	14.75	13.93	13.81	12.77	13.39	11.50	10.39	11.09	13.14	13.84	17.03	9.25	○
2.5~3.4	14.91	15.12	14.79	14.98	13.65	13.10	13.96	14.16	11.72	13.56	14.01	13.48	16.51	11.50	○
3.5~4.4	12.74	13.00	12.16	12.46	12.68	11.92	11.48	12.30	12.17	13.01	12.39	12.56	13.55	11.24	○
4.5~5.4	8.91	9.83	10.28	10.89	9.82	9.77	9.69	10.55	10.64	10.76	10.10	10.28	11.56	8.64	○
5.5~6.4	7.94	7.75	7.62	8.29	7.89	8.43	8.03	8.95	10.53	9.33	8.46	8.39	10.59	6.32	○
6.5~7.4	6.67	6.47	6.30	6.58	6.70	7.08	6.39	7.58	9.30	8.85	7.17	7.07	9.70	4.65	○
7.5~8.4	5.28	5.18	5.58	5.60	5.73	6.03	5.81	6.82	7.17	6.67	5.98	5.89	7.38	4.37	○
8.5~9.4	4.19	4.74	4.59	4.57	4.76	5.01	5.02	5.77	5.89	5.74	5.02	4.23	6.40	3.63	○
9.5以上	11.55	13.55	12.81	12.15	14.06	14.28	15.25	14.19	12.24	10.68	13.10	13.43	16.48	9.71	○

(注) 棄却検定は、不良標本の棄却に関するF分布検定を用いて、危険率（有意水準）5%として行った。

女川原子力発電所 1号炉審査資料	
資料番号	01-DP-012(改1)
提出年月日	令和2年1月14日

女川原子力発電所 1号発電用原子炉
廃止措置に係る
被ばく評価に使用する気象条件について

令和2年1月
東北電力株式会社

目次

1.	はじめに.....	1
1.1	2012 年の気象データを代表としている経緯	1
1.2	廃止措置計画認可申請書での扱い.....	1
2.	気象観測及び気象条件.....	2
2.1	敷地における気象観測.....	2
2.1.1	気象観測点の状況.....	2
2.1.2	気象観測項目	3
2.1.3	気象測器.....	4
2.2	敷地における気象観測結果.....	4
2.2.1	敷地を代表する風.....	4
2.2.2	大気安定度.....	6
2.2.3	観測結果からみた敷地の気象特性.....	7
2.3	安全解析に使用する気象条件.....	7
2.3.1	観測期間の気象資料の代表性の検討.....	7
2.3.2	大気拡散の計算に使用する放出源の有効高さ ⁽¹⁾	8
2.3.3	大気拡散の計算に使用する気象条件.....	8
2.4	参考文献.....	43

1. はじめに

被ばく評価に使用する気象データについては、敷地内において観測された2012年1月から2012年12月までの1年間の気象データを使用している。以下に、2012年の気象データを代表としている経緯、廃止措置計画認可申請書での扱いについて整理し、気象観測方法、気象観測結果及び安全解析に使用する気象条件を示す。

1.1 2012年の気象データを代表としている経緯

設置変更許可においては、平常時・事故時被ばく評価に用いる気象データは、代表気象年の気象データに対して至近10年間の観測記録の検定を行い、代表性があることを確認したうえで評価に使用している。

2012年の気象データは女川2号炉の適合性審査において、設置許可添付書類十の被ばく評価である格納容器圧力逃がし装置を使用する際の敷地境界における実効線量を評価するにあたり、それまで代表性のあった1991年11月から1992年10月までの気象データの代表性が失われたため、新たに代表性が確認された2012年気象データを用いることとし、添付書類六に記載している気象データの記載を見直している。

なお、設置変更許可においては、添付書類九及び十の被ばく評価の内容を見直す設置変更許可申請案件があり、かつ、気象データの更新が必要となつた場合には、設置許可添付書類六に記載している気象データの記載を見直すプロセスとしている。

1.2 廃止措置計画認可申請書での扱い

女川1号炉廃止措置計画における平常時・事故時被ばく評価を実施するにあたっては、上記のとおり女川2号炉の適合性審査で用いている2012年の気象データを用いた。

なお、2012年年の気象データを用いるにあたっては、至近10年間（2008～2018年（2012年を除く））の気象データに対して代表性があることを確認している。

代表性を確認した2012年の気象データをもとに、設置許可添付書類六「2.5安全解析に使用する気象条件」に示されている計算式と同一の方法で被ばく評価に用いるパラメータを計算している。

2. 気象観測及び気象条件

2.1 敷地における気象観測

発電所の安全解析に使用する気象条件を決める際の資料を得るため、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（以下「気象指針」という。）に基づき発電所敷地内で、風向、風速、日射量、放射収支量等の観測を行っている。

本申請書では、2012年1月から2012年12月までの観測データを使用した。

以上の観測に使用した気象測器の種類、観測位置及び観測期間を第2.1-1表に、観測設備配置を第2.1-1図及び第2.1-2図に示す。

2.1.1 気象観測点の状況

(1) 排気筒高さ付近の風向風速を代表する観測点

a. B点（1980年11月～2017年1月）

排気筒高さ付近を代表する風向風速の資料を得るために、敷地内の丘陵（標高104m）に高さ71m（標高175m）の気象観測塔を設置し、風向風速の観測を行った。この観測点は、周囲の障害物の影響を受けることがなく、排気筒高さ付近の風向風速を代表している。

b . A点 (2017年1月～継続)

排気筒高さ付近を代表する風向風速の資料を得るため、敷地内の平坦地(標高60m)にドップラーソーダを設置し、標高175m(地上高115m)の風向風速の観測を行った。この観測点は、周囲の障害物の影響を受けることがなく、排気筒高さ付近の風向風速を代表している。

(2) 地上風を代表する観測点 (A点)

敷地を代表する地上風の資料を得るため、敷地内の平坦地(標高60m)に高さ10mの観測柱を設置し、標高70mでの風向風速の観測を行った。この観測点は、周囲の障害物の影響を受けることがないため、敷地の地上風を代表している。

(3) 大気安定度を求めるための風速、日射量及び放射収支量の観測点(A点)

大気安定度を求めるには、風速、日射量及び放射収支量が必要である。風速については、地上風を代表する観測点(A点)で観測した風速を使用した。また、日射量及び放射収支量については、敷地内の平坦地(標高60m)に設置した露場の観測点(A点)で観測した値を使用した。

2.1.2 気象観測項目

風向、風速：A点、B点

日射量：A点

放射収支量：A点

(各観測点の位置については、第2.1-1図及び第2.1-2図参照)

2.1.3 気象測器

気象測器は第 2.1-1 表に示しているが、「気象業務法」に基づく気象庁検定を受けたものである。

なお、放射収支計及びドップラーソーダは気象庁の検定項目にないため、放射収支計については半年に 1 回程度、ドップラーソーダについては年に 1 回程度の校正を行っている。

2.2 敷地における気象観測結果

2.2.1 敷地を代表する風

敷地の地上風を代表する観測点（第 2.1-1 図及び第 2.1-2 図、A 点）標高 70m（地上高 10m）の高さにおける 1 年間の観測結果及び排気筒高さ付近の風を代表する観測点（第 2.1-1 図、B 点）標高 175m（地上高 71m）の高さにおける 1 年間の観測結果を以下に示す。

なお、風向及び風速の観測値を統計整理するに当たって、風速が 0.5m/s 未満のものは静穏として取り扱っている。

(1) 風向

標高 70m（地上高 10m）及び標高 175m（地上高 71m）における年間及び月別の風配図を第 2.2-1 図から第 2.2-5 図に示す。

標高 70m における風向分布は、年間を通じ西寄りの風が多くなっている。

標高 175m における風向分布は、年間を通じ北西寄りの風が多くなっている。

標高 70m（地上高 10m）及び標高 175m（地上高 71m）における年間の低風速（0.5～2.0m/s）時の風配図を第 2.2-6 図に示す。

標高 70m における低風速時の風向分布は、年間を通じ西北西及び東寄りの風が多くなっている。

標高 175m における低風速時の風向分布は、年間を通じ東寄りの風が多くなっている。

(2) 風速

標高 70m（地上高 10m）及び標高 175m（地上高 71m）における、年間及び月別の風速別出現頻度並びに年間の風速別出現頻度累積を第 2.2-7 図から第 2.2-12 図に示す。

標高 70m における、年平均風速は約 1.9m/s であり、0.5~3.4m/s の風速が多くなっている。

標高 175m における、年平均風速は約 5.2m/s であり、風速は幅広く分布している。

また、第 2.2-1 図に示すとおり、標高 70m 及び標高 175m における静穏状態（風速 0.5m/s 未満）の年間出現頻度は、それぞれ 5.9%，1.6% である。

(3) 同一風向継続時間

標高 70m（地上高 10m）及び標高 175m（地上高 71m）における年間の同一風向の継続時間別出現回数を第 2.2-1 表及び第 2.2-2 表に示す。

標高 70m において長期継続する傾向の強い風向は、南西、南東であり、最長の継続時間は、風向が東北東の場合である。各風向とも継続時間は 7 時間以内がほとんどであり、全体で 99.7% を占めている。

標高 175m において長期継続する傾向の強い風向は、西北西、北西、北東であり、最長の継続時間は、風向が南の場合である。各風向とも継続時間は 7 時間以内がほとんどであり、全体で 97.6% を占めている。

また、標高 70m 及び標高 175m における静穏状態の継続時間は、2 時間以

内がほとんどであり、それぞれ 91.9%，97.3%以上を占めている。

2.2.2 大気安定度

(1) 大気安定度の分類と出現頻度

日射量、放射収支量及び地上高 10m（標高 70m）の風速の観測資料を基に「気象指針」に従って大気安定度の分類を行った。

なお、大気安定度分類中「-」の箇所はG型として分類した。

年間及び月別の大気安定度出現頻度を第 2.2-13 図に、並びに標高 70m（地上高 10m）及び標高 175m（地上高 71m）における年間の大気安定度別風配図を第 2.2-14 図及び第 2.2-15 図に示す。

年間の出現頻度は、A型からC型は 28.7%，D型（C-D型も含む）は 38.2%，E型からG型は 33.1% となっている。

D型は年間を通じて出現頻度が多く、A型からC型は4月から9月にかけて比較的多くなっており、E型からG型は 10月から2月にかけて多くなっている。

標高 70m における大気安定度別の風向出現頻度は、A型からC型のときは南東及び西、D型（C-D型も含む）のときは南西、E型からG型のときは南西から北西寄りの風が多くなっている。

標高 175m における大気安定度別の風向出現頻度は、A型からC型及びE型からG型のときは西北西から北西、D型（C-D型も含む）のときは北東寄りの風が多くなっている。

大気安定度の継続時間別出現回数を第 2.2-3 表に示す。

A + B + C 型、D型、E + F + G 型が 10 時間以上継続する頻度は、それぞれ 1.8%，0.9%，1.2% となっている。

2.2.3 観測結果からみた敷地の気象特性

敷地における気象観測資料を解析した結果によると、敷地の気象特性として次のような点が挙げられる。

- (1) 風向は西から北西寄りの風が多く出現している。
- (2) 静穏が発生しても、それが継続することは少ない。
- (3) 大気安定度は、D型の出現頻度が多い。

2.3 安全解析に使用する気象条件

安全解析に使用する気象条件は、「2.1 敷地における気象観測」に述べた気象資料を使用し、「気象指針」により求めた。

2.3.1 観測期間の気象資料の代表性の検討

敷地において観測した 2012 年 1 月から 2012 年 12 月までの 1 年間の気象資料により安全解析を行うに当たり、観測を行った 1 年間の気象が、長期間の気象と比較して異常でないかどうかの検討を行った。

風向出現頻度及び風速出現頻度について、敷地内 B 点及び A 点の標高 175m における 10 年間（2008 年 1 月から 2018 年 12 月（2012 年を除く））の資料により検定を行った。検定法は、不良標本の棄却検定に関する F 分布検定の手順に従った。

その結果を第 2.3-1 表から第 2.3-2 表に示すが、有意水準 5 % で棄却されたものはなかった。これは安全解析に使用した観測期間が長期間の気象状況と比較して異常でないことを示しており、この期間の気象資料を用いて平常運転時及び事故時の線量の計算を行うことは妥当であることを示している。

2.3.2 大気拡散の計算に使用する放出源の有効高さ⁽¹⁾

排気筒から放出される放射性物質が敷地周辺に及ぼす影響を評価するに当たって、大気拡散の計算に使用する放出源の有効高さは、建屋及び敷地周辺の地形の影響を考慮するため、以下のような風洞実験により求める。

風洞実験においては、縮尺 1/1,500 の建屋及び敷地周辺の地形模型を用い、排気筒高さに吹上げ高さを加えた高さからガスを排出し、風下地点における地表濃度を測定する。

その地形模型実験で得られた地表濃度の値が、平地実験による地表濃度の値に相当する排気筒高さを放出源の有効高さとする。

排気筒高さは設計では地上高約 160m（標高約 175m）であるが、以上の風洞実験により平常運転時の線量評価に用いる放出源の有効高さは第 2.3-3 表のとおりとする。

事故時において、燃料集合体の落下では、地上放出とし放出源の有効高さを 0m とする。

2.3.3 大気拡散の計算に使用する気象条件

(1) 平常運転時

発電所の平常運転時に放出される放射性気体廃棄物の敷地周辺に及ぼす影響を評価するに当たっては、敷地内における 2012 年 1 月から 2012 年 12 月までの 1 年間の風向、風速及び大気安定度の観測資料から以下に示すパラメータを求め、これを用いる。

なお、風向、風速については排気筒高さ付近の風を代表する標高 175m（地上高 71m）の風向、風速とする。

a. 風向別大気安定度別風速逆数の総和及び平均

風向別大気安定度別風速逆数の総和及び平均は、(2.3-1) 式、(2.3-

-2) 式によりそれぞれ計算する。

$$S_{d,s} = \sum_{i=1}^N \frac{_{d,s}\delta_i}{U_i} \dots \dots \dots \quad (2.3-1)$$

$$\bar{S}_{d,s} = \frac{1}{N_{d,s}} \cdot S_{d,s} \dots \dots \dots \quad (2.3-2)$$

$S_{d,s}$: 風向別大気安定度別風速逆数の総和 (s/m)

$\bar{S}_{d,s}$: 風向別大気安定度別風速逆数の平均 (s/m)

N : 実観測回数 (回)

U_i : 時刻 i における風速 (m/s)

$_{d,s}\delta_i$: 時刻 i において風向 d , 大気安定度 s の場合

$$_{d,s}\delta_i = 1$$

その他の場合

$$_{d,s}\delta_i = 0$$

$N_{d,s}$: 風向 d , 大気安定度 s の総出現回数 (回)

b. 風向出現頻度

風向出現頻度は (2.3-3) 式, (2.3-4) 式によりそれぞれ計算する。

$$f_d = \sum_{i=1}^N \frac{_{d}\delta_i}{N} \times 100 \dots \dots \dots \quad (2.3-3)$$

$$f_{dT} = f_d + f'_d + f''_d \dots \dots \dots \quad (2.3-4)$$

f_d : 風向 d の出現頻度 (%)

N : 実観測回数 (回)

$_{d}\delta_i$: 時刻 i において, 風向が d の場合 $_{d}\delta_i = 1$

その他の場合 $_{d}\delta_i = 0$

f'_d, f''_d : 風向 d に隣接する風向 d' , d'' の出現頻度 (%)

f_{dt} : 風向 d , d' , d'' の出現頻度の和 (%)

静穏時については、風速は 0.5m/s とし、風向別大気安定度別出現回数は、静穏時の大気安定度別出現回数を風速 0.5~2.0m/s の風向出現頻度に応じて比例配分して求める。

また、欠測については、欠測を除いた期間について得られた統計が、欠測期間についても成り立つものとする。

以上の計算から求めた風向別大気安定度別風速逆数の総和を第 2.3-4 表に、風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風向別風速逆数の平均を第 2.3-5 表に、風向出現頻度及び風速 0.5~2.0m/s の風向出現頻度を第 2.3-6 表に示す。

(2) 事故時

事故時に放出される放射性物質が、敷地周辺の公衆に及ぼす影響を評価するに当たって、放射性物質の拡散状態を推定するために必要な気象条件については、現地における出現頻度からみて、これより悪い条件がめったに現れないと言えるものを選ばなければならない。

そこで、線量等の評価に用いる放射性物質の相対濃度（以下「 χ/Q 」という。）を、標高 70m 及び標高 175m における 2012 年 1 月から 2012 年 12 月までの 1 年間の観測データを使用して求めた。すなわち、(2.3-5) 式に示すように、風向、風速、大気安定度及び実効放出継続時間を考慮した χ/Q を陸側方位について求め、方位別にその値の小さい方からの累積度数を年間のデータ数に対する出現頻度(%)として表することにする。

横軸に χ/Q を、縦軸に累積出現頻度をとり、着目方位ごとに χ/Q の累積出現頻度分布を描き、この分布から、累積出現頻度が 97% に当たる χ/Q を方位別に求め、そのうち最大のものを安全解析に使用する相対濃度と

する。

ただし、 χ/Q の計算の着目地点は、各方位とも敷地境界までの距離とする。

$$\chi/Q = \frac{1}{T} \sum_{i=1}^T (\chi/Q)_i \cdot \delta_i \dots \dots \dots \quad (2.3-5)$$

ここで、

χ/Q : 実効放出継続時間中の相対濃度 (s/m^3)

T : 実効放出継続時間 (h)

$(\chi/Q)_i$: 時刻 i における相対濃度 (s/m^3)

δ_i : 時刻 i において風向が当該方位にあるとき

$$\delta_i = 1$$

時刻 i において風向が他の方位にあるとき

$$\delta_i = 0$$

燃料集合体の落下での $(\chi/Q)_i$ の計算に当たっては、短時間放出であるため、方位内で風向軸が一定と仮定して (2.3-6) 式で計算する。

$$(\chi/Q)_i = \frac{1}{\pi \cdot \sigma_{yi} \cdot \sigma_{zi} \cdot U_i} \exp\left(-\frac{H^2}{2\sigma_{zi}^2}\right) \dots \dots \dots \quad (2.3-6)$$

ここで、

σ_{yi} : 時刻 i における濃度分布の水平方向の拡がりの
パラメータ (m)

σ_{zi} : 時刻 i における濃度分布の高さ方向の拡がりの
パラメータ (m)

U_i : 時刻 i における風速 (m/s)

H : 放出源の有効高さ (m)

方位別 χ/Q の累積出現頻度を求めるとき、静穏の場合には風速を

0.5m/sとして計算し、その風向は静穏出現前の風向を使用する。

放射性雲からの γ 線による空気カーマについては、空間濃度分布と γ 線による空気カーマ計算モデルを組み合わせた相対線量(以下「 D/Q 」という。)を χ/Q と同様な方法で求めて使用する。この場合の実効放出継続時間は1時間を使用する。 γ 線による空気カーマ計算には、次式を使用する。

$$D = K_1 \cdot E \cdot \mu_{en} \int_0^{\infty} \int_{-\infty}^{\infty} \int_0^{\infty} \frac{e^{-\mu r}}{4\pi r^2} \cdot B(\mu r) \cdot \chi(x', y', z') dx' dy' dz'$$

$$\begin{aligned} \chi(x', y', z') &= \frac{Q}{2\pi \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z \cdot U} \exp\left(-\frac{y'^2}{2\sigma_y^2}\right) \\ &\times [\exp\left\{-\frac{(z' - H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z' + H)^2}{2\sigma_z^2}\right\}] \end{aligned}$$

ここで、

D : 計算地点($x, y, 0$)における空気カーマ率($\mu\text{Gy/h}$)

K_1 : 空気カーマ率への換算係数 $\left(\frac{\text{dis} \cdot \text{m}^3 \cdot \mu\text{Gy}}{\text{MeV} \cdot \text{Bq} \cdot \text{h}}\right)$

E : γ 線の実効エネルギー(MeV/dis)

μ_{en} : 空気に対する γ 線の線エネルギー吸収係数(m^{-1})

μ : 空気に対する γ 線の線減衰係数(m^{-1})

r : 放射性雲中の点(x', y', z')から計算地点($x, y, 0$)までの距離(m)

$B(\mu r)$: 空気に対する γ 線の再生係数

$$B(\mu r) = 1 + \alpha(\mu r) + \beta(\mu r)^2 + \gamma(\mu r)^3$$

α, β, γ は γ 線のエネルギー別に与えられる。

$\chi(x', y', z')$: 放射性雲中の点 (x', y', z') における濃度(Bq/m³)

Q : 放出率(Bq/s)

U : 放出源高さを代表する風速(m/s)

H : 放出源の有効高さ(m)

σ_y : 濃度分布 y' 方向の拡がりのパラメータ(m)

σ_z : 濃度分布 z' 方向の拡がりのパラメータ(m)

以上により、陸側方位について求めた方位別 χ/Q 及び D/Q の累積出現頻度を第 2.3-1 図及び第 2.3-2 図に示す。

このうち、燃料集合体の落下の線量評価に用いる χ/Q 及び D/Q は、陸側方位のうち線量が最大となる方位の値を使用する。

以上の燃料集合体の落下の線量評価に用いる χ/Q 及び D/Q を第 2.3-7 表に示す。

第 2.1-1 表 観測項目一覧表

観測項目	観測位置			気象測器 又は観測方法	観測期間
	場所 ^{注)}	地上高(m)	標高(m)		
風向, 風速	敷地内B点	71	175	超音波風向風速計	1980年11月～2017年1月
風向, 風速	敷地内B点	71	175	風車型風向風速計	1980年11月～2017年1月
風向, 風速	敷地内A点	115	175	ドップラーソーダ	2017年1月～継続
風向, 風速	敷地内A点	10	70	風車型風向風速計	1980年11月～継続
日射量	敷地内A点	1.7	61.7	電気式日射計	1980年11月～継続
放射収支量	敷地内A点	1.5	61.5	風防型放射収支計	1980年11月～継続

注) 観測場所のA, B点については第 2.1-1 図参照

第2.2-1表 同一風向の継続時間別出現回数

観測場所：敷地内A点（標高70m、地上高10m）（回）

風向	継続時間	備考								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
N	257	58	31	13	9	0	2	0	1	0
NNE	133	17	9	6	0	0	0	0	0	0
NE	181	35	7	0	2	0	0	0	0	0
ENE	242	45	27	10	7	2	2	0	0	1
E	278	70	28	9	1	0	0	0	0	0
ESE	157	22	3	0	0	0	0	0	0	0
SE	238	60	25	12	8	1	1	0	1	2
SSE	132	25	3	0	0	0	0	0	0	0
S	237	42	17	10	4	2	1	0	0	0
SSW	352	79	28	7	1	2	0	0	0	1
SW	417	98	43	14	8	7	0	2	4	2
WSW	276	31	2	1	0	0	0	0	0	0
W	479	113	46	24	5	2	0	0	1	1
WNW	461	100	27	6	3	3	0	1	0	0
NW	391	86	22	4	2	0	0	0	0	0
NNW	162	19	4	0	0	0	0	0	0	0
CALM	264	64	13	7	4	4	1	0	0	0

注) () は10h以上継続したときの平均風速 (m/s)

欠測率 : 0.8%

第2.2-2表 同一風向の継続時間別出現回数

観測場所：敷地内B点（標高175m、地上高71m）(回)

風向	継続時間	備考									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10h以上
N	113	28	10	6	2	0	0	0	0	0	(7.0)
NNE	113	40	7	3	3	1	0	0	0	1	
NE	155	51	28	17	6	6	5	1	2	9	(7.3)
ENE	166	50	28	18	5	6	4	1	4	2	(6.3)
E	204	56	18	10	9	3	2	2	2	0	
ESE	138	28	11	12	0	0	2	0	0	0	
SE	125	28	14	3	2	0	1	1	0	0	
SSE	134	31	20	7	4	5	3	1	1	0	
S	151	34	9	6	3	1	1	0	1	1	(5.8)
SSW	133	58	16	6	11	6	2	3	2	2	(8.8)
SW	175	52	27	12	6	6	6	2	2	6	(8.0)
VSSW	159	49	18	7	5	1	1	0	0	0	
W	238	68	26	14	10	3	0	4	1	1	(17.1)
WNW	294	96	39	17	22	20	9	6	6	16	(9.8)
NW	285	83	67	34	24	16	9	9	3	13	(8.2)
NNW	146	51	15	2	1	2	0	0	0	0	
CALM	88	21	3	0	0	0	0	0	0	0	

注) () は10h以上継続したときの平均風速 (m/s)

欠測率 : 1.0%

第 2.2-3 表 大気安定度の継続時間別出現回数

(回)

大気 安定度 \ 継続時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10h 以上	合 計
A	67 (2.1)	42 (1.3)	23 (0.7)	11 (0.3)	6 (0.2)	11 (0.3)	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	161 (5.1)
B	185 (5.8)	161 (5.1)	94 (3.0)	54 (1.7)	31 (1.0)	28 (0.9)	20 (0.6)	13 (0.4)	5 (0.2)	47 (1.5)	638 (20.1)
C	208 (6.5)	78 (2.5)	27 (0.9)	5 (0.2)	2 (0.1)	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (0.3)	330 (10.4)
D	381 (12.0)	262 (8.2)	97 (3.1)	56 (1.8)	24 (0.8)	19 (0.6)	11 (0.3)	10 (0.3)	12 (0.4)	29 (0.9)	901 (28.4)
E	168 (5.3)	52 (1.6)	12 (0.4)	5 (0.2)	2 (0.1)	1 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (0.1)	243 (7.7)
F	230 (7.2)	63 (2.0)	33 (1.0)	9 (0.3)	1 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)	5 (0.2)	344 (10.8)
G	198 (6.2)	113 (3.6)	58 (1.8)	51 (1.6)	39 (1.2)	21 (0.7)	29 (0.9)	8 (0.3)	11 (0.3)	31 (1.0)	559 (17.6)
合 計	1437 (45.2)	771 (24.3)	344 (10.8)	191 (6.0)	105 (3.3)	82 (2.6)	61 (1.9)	32 (1.0)	29 (0.9)	124 (3.9)	3176 (100.0)

A + B + C	460 (14.5)	281 (8.8)	144 (4.5)	70 (2.2)	39 (1.2)	40 (1.3)	21 (0.7)	13 (0.4)	5 (0.2)	56 (1.8)	1129 (35.5)
E + F + G	596 (18.8)	228 (7.2)	103 (3.2)	65 (2.0)	42 (1.3)	23 (0.7)	29 (0.9)	9 (0.3)	12 (0.4)	39 (1.2)	1146 (36.1)

注) () 内の数値は%

欠測率 : 0.8%

第2.3-1表 械却検定表(風向)

観測場所：敷地内B点(標高175m, 地上高71m (2017年1月まで))
 敷地内A点(標高175m, 地上高115m (2017年1月以降))

統計年 風向	観測年						判定 ○採択 ×棄却									
	2008	2009	2010	2011	2013	2014										
N	2.89	3.12	3.15	2.57	2.31	2.01	2.88	2.51	2.16	3.14	2.68	2.68	3.68	1.67	○	
NNE	3.77	3.84	2.82	2.66	2.76	2.15	3.13	2.81	6.40	6.55	3.67	3.03	7.35	-0.02	○	
NE	9.13	7.12	5.48	6.41	4.65	4.82	7.13	7.60	7.42	8.82	6.84	7.41	10.48	3.20	○	
ENE	6.40	6.37	6.55	5.90	6.28	5.79	6.55	6.69	4.08	3.31	5.81	6.66	8.55	3.07	○	
E	6.49	6.23	5.29	4.69	6.90	5.54	5.58	4.51	2.80	2.32	5.07	5.99	8.64	1.49	○	
ESE	3.06	3.55	3.25	2.67	3.74	3.54	3.58	2.76	1.90	2.24	3.05	3.32	4.52	1.57	○	
SE	2.84	3.04	3.60	2.07	3.34	2.74	2.70	1.95	2.96	2.93	2.82	2.99	4.02	1.62	○	
SSE	3.77	3.81	3.17	2.85	3.39	4.26	3.31	3.43	2.62	3.44	3.42	4.28	4.54	2.29	○	
S	3.84	3.92	3.00	3.29	3.07	2.89	3.06	3.06	3.63	3.37	3.70	3.37	3.83	4.27	2.48	○
SSW	5.13	5.21	5.37	4.43	3.93	3.57	4.50	5.21	8.18	7.42	5.27	5.65	8.73	1.82	○	
SW	7.01	8.03	10.79	9.54	8.36	8.40	8.47	9.03	8.15	8.16	8.59	7.46	11.00	6.19	○	
WSW	4.58	4.74	5.96	6.00	4.66	5.86	5.38	5.44	7.26	7.84	5.75	4.34	8.32	3.18	○	
W	7.68	8.11	9.40	9.59	8.40	9.34	8.06	7.20	11.65	10.03	8.92	7.21	12.06	5.78	○	
WNW	12.86	14.19	13.60	15.58	13.31	15.18	13.33	13.17	18.51	16.66	14.60	14.76	18.95	10.25	○	
NW	15.83	14.00	13.57	17.17	19.01	18.30	16.79	17.80	8.33	8.49	14.98	15.14	24.12	5.84	○	
NNW	3.29	3.35	3.51	3.24	4.33	3.86	3.74	5.26	2.70	3.78	3.71	3.66	5.37	2.05	○	
CALM	1.44	1.39	1.48	1.35	1.55	1.74	1.82	1.01	1.53	1.15	1.45	1.60	2.02	0.87	○	

第2.3-2表 梢却検定表(風速)

観測場所：敷地内B点(標高175m, 地上高71m (2017年1月まで))
 敷地内A点(標高175m, 地上高115m (2017年1月以降)) (%)

統計年 風速(m/s)	2008					2009					2010					2011					2012					判定 ○採択 ×棄却	
	2008	2009	2010	2011	2012	2008	2009	2010	2011	2012	2008	2009	2010	2011	2012	2008	2009	2010	2011	2012	2008	2009	2010	2011	2012	判定 ○採択 ×棄却	
0.0～0.4	1.44	1.39	1.48	1.35	1.55	1.74	1.82	1.01	1.53	1.15	1.45	1.60	1.60	1.60	1.60	2.02	0.87	○									
0.5～1.4	10.99	8.87	9.64	9.20	9.36	9.87	9.16	7.18	8.43	9.16	9.20	9.22	11.52	11.52	11.52	11.52	6.87	○									
1.5～2.4	15.36	14.10	14.75	13.93	13.81	12.77	13.39	11.50	10.39	11.09	13.14	13.84	17.03	17.03	17.03	17.03	9.25	○									
2.5～3.4	14.91	15.12	14.79	14.98	13.65	13.10	13.96	14.16	11.72	13.56	14.01	13.48	16.51	16.51	16.51	16.51	11.50	○									
3.5～4.4	12.74	13.00	12.16	12.46	12.68	11.92	11.48	12.30	12.17	13.01	12.39	12.56	13.55	13.55	13.55	13.55	11.24	○									
4.5～5.4	8.91	9.83	10.28	10.89	9.82	9.77	9.69	10.55	10.64	10.76	10.10	10.28	11.56	11.56	11.56	11.56	8.64	○									
5.5～6.4	7.94	7.75	7.62	8.29	7.89	8.43	8.03	8.95	10.53	9.33	8.46	8.39	10.59	10.59	10.59	10.59	6.32	○									
6.5～7.4	6.67	6.47	6.30	6.58	6.70	7.08	6.39	7.58	9.30	8.85	7.17	7.07	9.70	9.70	9.70	9.70	4.65	○									
7.5～8.4	5.28	5.18	5.58	5.60	5.73	6.03	5.81	6.82	7.17	6.67	5.98	5.89	7.58	7.58	7.58	7.58	4.37	○									
8.5～9.4	4.19	4.74	4.59	4.57	4.76	5.01	5.02	5.77	5.89	5.74	5.02	4.23	6.40	6.40	6.40	6.40	3.63	○									
9.5以上	11.55	13.55	12.81	12.15	14.06	14.28	15.25	14.19	12.24	10.68	13.10	13.43	16.48	16.48	16.48	16.48	9.71	○									

第 2.3-3 表 平常時線量評価に用いた放出源の有効高さ
(1号, 2号及び3号炉)

(陸側方位)

(m)

方 位	周辺監視区域境界及び敷地境界		
	1号炉 排気筒	2号炉 排気筒	3号炉 排気筒
N	125	150	150
NNW	100	120	120
NW	150	190	190
WNW	115	160	160
W	140	205	205
WSW	170	200	200
SW	135	175	175
SSW	155	175	175
S	125	165	165
SSE	135	150	150
SE	85	125	125
ESE	95	95	95
E	110	125	125

(海側方位)

(m)

方 位	周辺監視区域境界		
	1号炉 排気筒	2号炉 排気筒	3号炉 排気筒
ENE	150	160	160
NE	125	160	160
NNE	95	110	110

第2.3-4表 風向別大気安定度別風速逆数の総和

観測場所：敷地内B点（標高175m、地上高71m）(s/m)

風 向	大気安定度	A	B	C	D	E	F
N	1.27	15.28	1.84	47.39	2.71		51.27
NNE	2.62	17.72	1.31	55.72	0.95		32.15
NE	7.96	40.30	3.34	156.51	0.66		59.27
ENE	16.50	57.14	2.28	106.73	0.56		46.79
E	25.50	75.31	0.20	112.10	1.80		61.52
ESE	18.82	44.27	0.00	57.89	0.00		40.43
SE	29.09	35.33	0.00	52.81	0.33		43.72
SSE	20.15	52.42	1.06	69.86	0.38		37.17
S	11.09	30.71	2.30	66.32	1.15		63.56
SSW	4.87	45.81	7.35	71.34	6.08		52.07
SW	12.70	51.16	14.28	73.37	4.88		60.59
WSW	7.64	38.99	5.11	43.12	2.26		45.14
W	15.90	53.27	5.67	69.87	4.36		64.15
WNW	6.92	51.78	12.00	56.06	10.34		102.99
NW	9.75	56.31	13.84	83.23	8.05		129.76
NNW	2.31	24.62	0.56	50.66	1.76		59.83

第2.3-5表 風向別大気安定度別風速逆数の平均及び風速逆数の平均

観測場所：敷地内B点（標高175m、地上高71m）(s/m)

風 向	大気安定度	A	B	C	D	E	F	全安定度
N	0.99	0.57	0.26	0.47	0.30	0.53	0.50	0.50
NNE	0.81	0.65	0.16	0.35	0.24	0.46	0.41	0.41
NE	1.19	0.42	0.16	0.37	0.16	0.56	0.41	0.41
ENE	0.40	0.39	0.16	0.36	0.11	0.54	0.39	0.39
E	0.44	0.52	0.20	0.49	0.89	0.57	0.51	0.51
ESE	0.44	0.56	0.00	0.50	0.00	0.62	0.53	0.53
SE	0.57	0.66	0.00	0.48	0.16	0.79	0.59	0.59
SSE	0.43	0.39	0.21	0.49	0.19	0.67	0.47	0.47
S	0.67	0.78	0.32	0.39	0.23	0.59	0.51	0.51
SSW	0.57	0.46	0.20	0.35	0.19	0.43	0.37	0.37
SW	0.94	0.52	0.20	0.25	0.17	0.37	0.33	0.33
WSW	0.57	0.38	0.20	0.37	0.15	0.41	0.37	0.37
W	0.52	0.37	0.14	0.34	0.15	0.33	0.33	0.33
WNW	0.56	0.28	0.10	0.17	0.09	0.19	0.18	0.18
NW	0.45	0.24	0.11	0.24	0.10	0.25	0.22	0.22
NNW	0.69	0.48	0.11	0.46	0.22	0.40	0.43	0.43

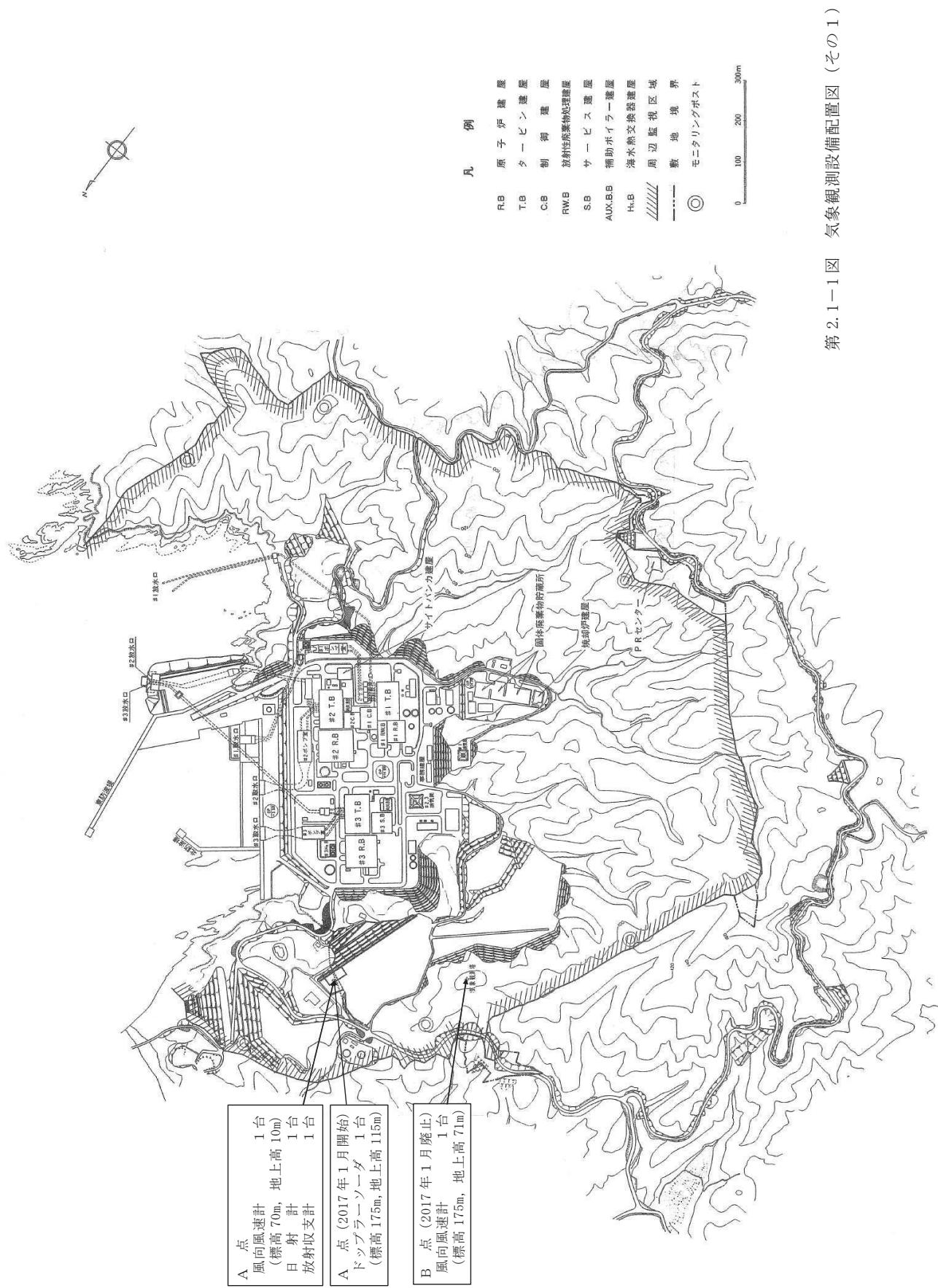
第 2.3-6 表 風向出現頻度及び風速 0.5~2.0m/s の風向出現頻度

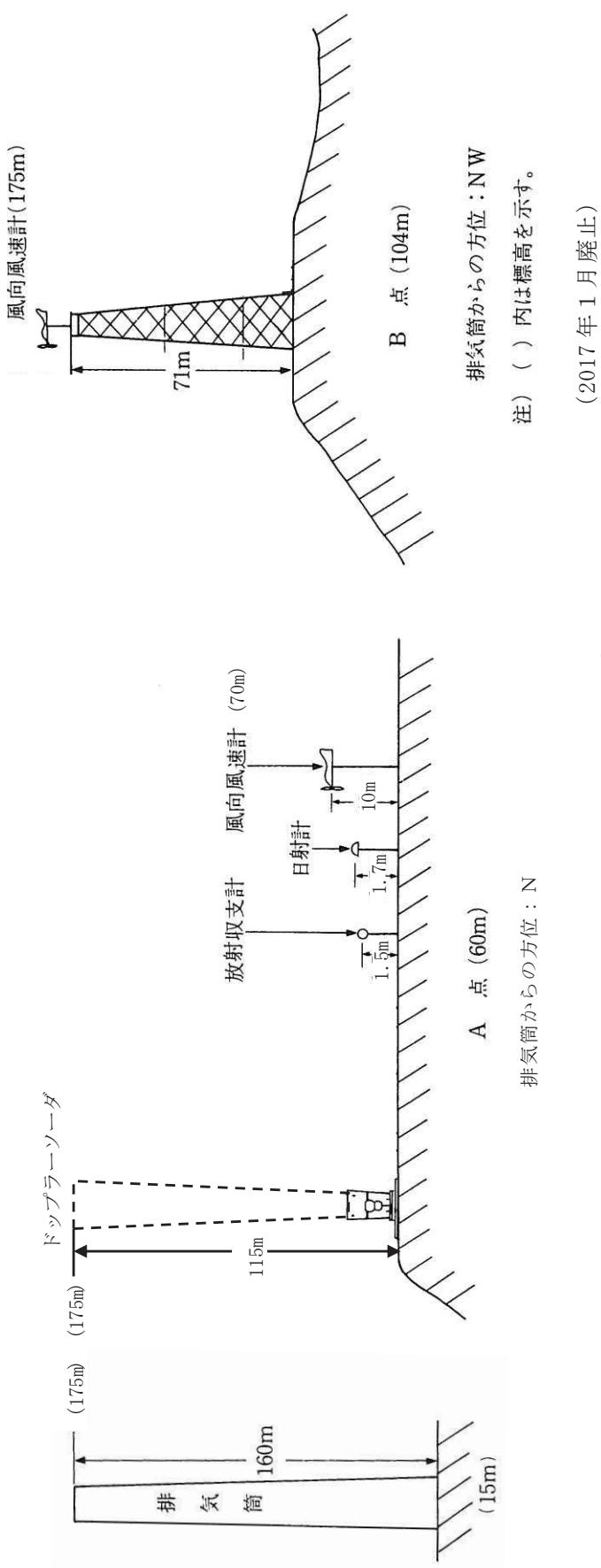
観測場所：敷地内B点（標高 175m、地上高 71m）（%）

風 向	風向出現頻度	風速0.5~2.0m/s の風向出現頻度
N	2.7	4.5
NNE	3.1	3.2
NE	7.5	9.8
ENE	6.8	7.6
E	6.2	11.6
ESE	3.5	7.7
SE	3.1	6.6
SSE	4.4	6.5
S	3.9	6.3
SSW	5.8	6.0
SW	7.6	6.0
WSW	4.4	4.1
W	7.3	5.7
WNW	14.8	4.3
NW	15.2	5.1
NNW	3.7	5.0

第 2.3-7 表 事故時の線量評価に用いる χ/Q 及び D/Q 並びに
実効放出継続時間

事故の種類	実効放出 継続時間 (h)	χ/Q (s/m ³)	D/Q (Gy/Bq)
燃料集合体の落下	1	5.3×10^{-4}	2.7×10^{-18}



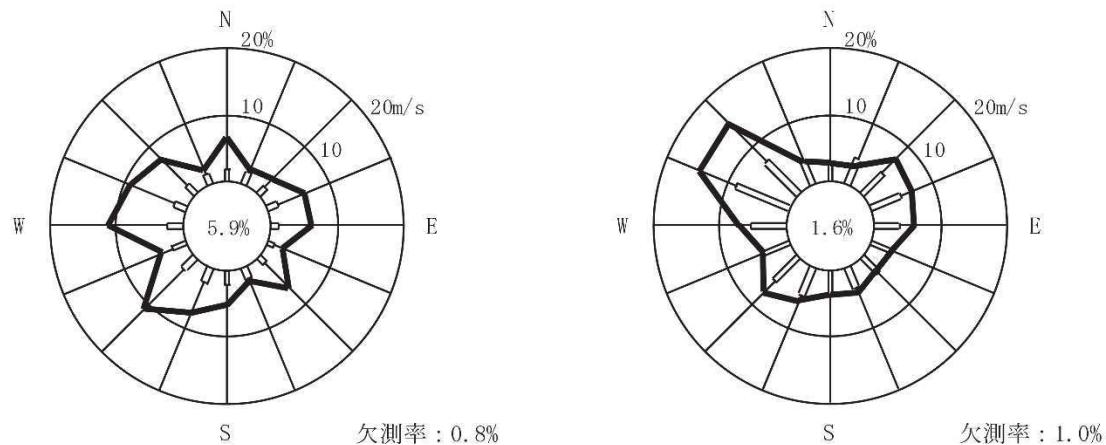


第2.1—2図 気象観測設備配置図（その2）

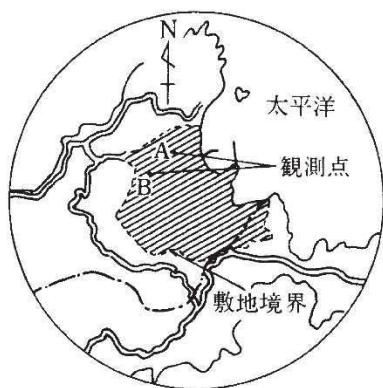
標 高 70 m
(地上高 10 m)

標 高 175 m
(地上高 71 m)

2012 年 1 月～12 月



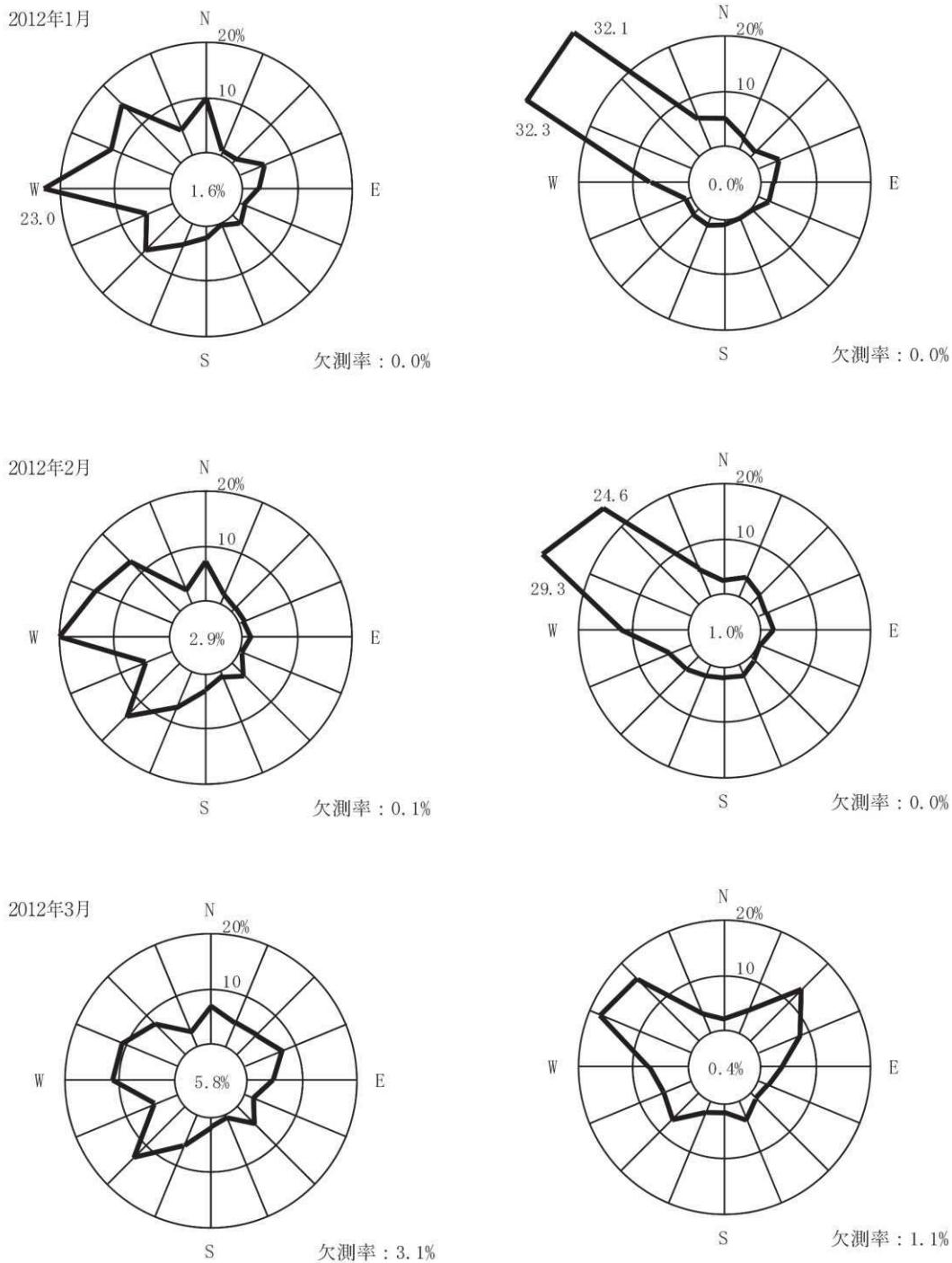
- 注) 1. ——— 風向出現頻度(%)
□ 平均風速(m/s)
2. 小円内の数字は静穏の頻度(%)



第 2.2-1 図 敷地の風配図 (全年)

標 高 70 m
(地上高 10 m)

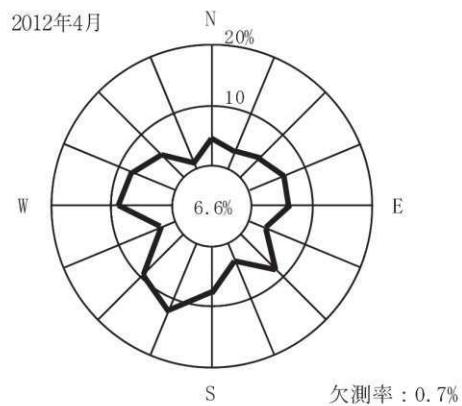
標 高 175 m
(地上高 71 m)



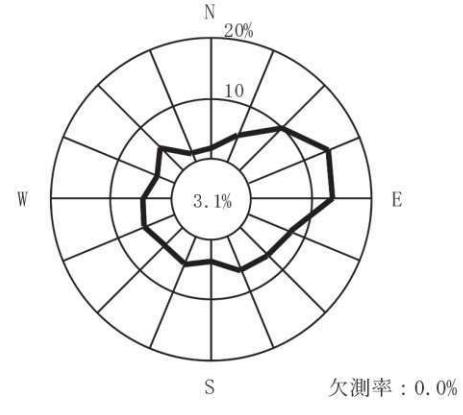
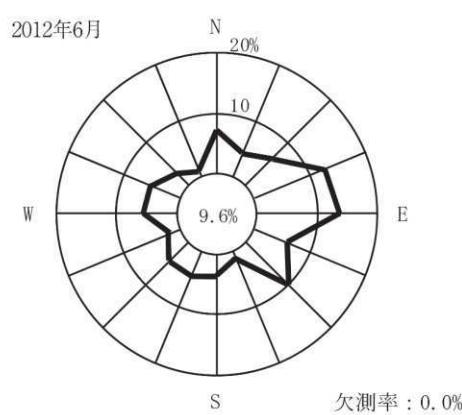
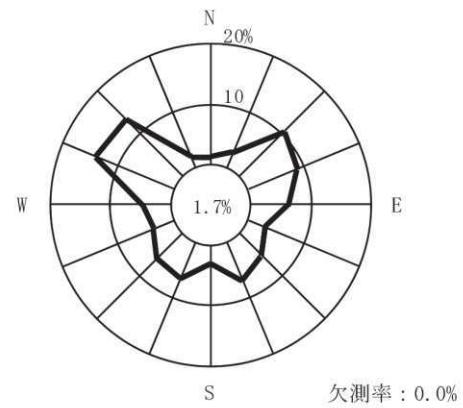
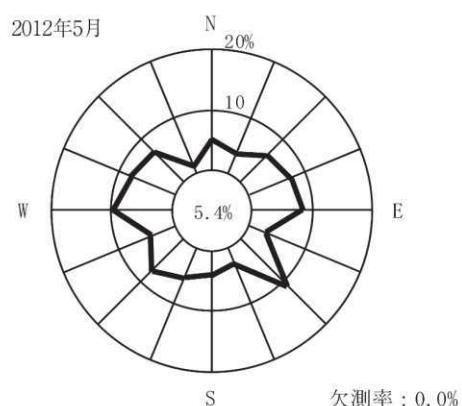
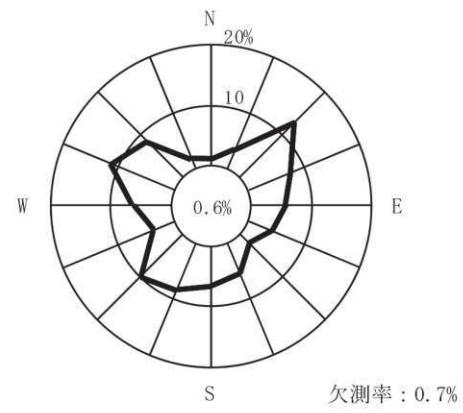
注) 小円内の数字は静穏の頻度(%)

第 2.2-2 図 敷地の風配図 (その 1) (2012 年 1 月～3 月)

標 高 70 m
(地上高 10 m)



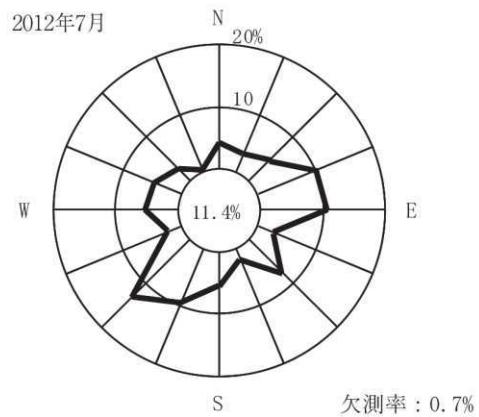
標 高 175 m
(地上高 71 m)



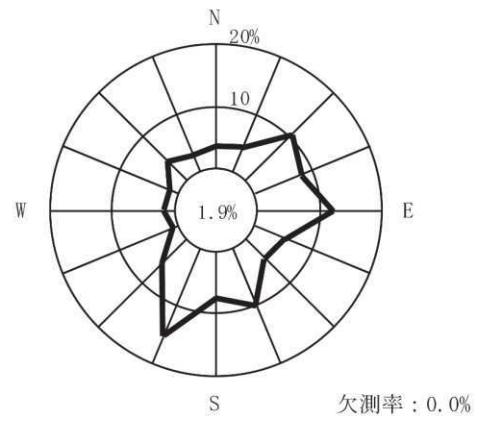
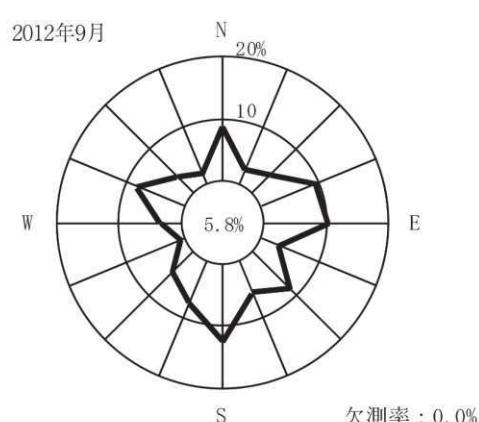
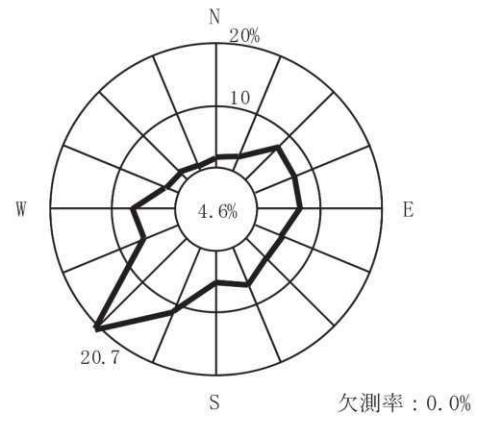
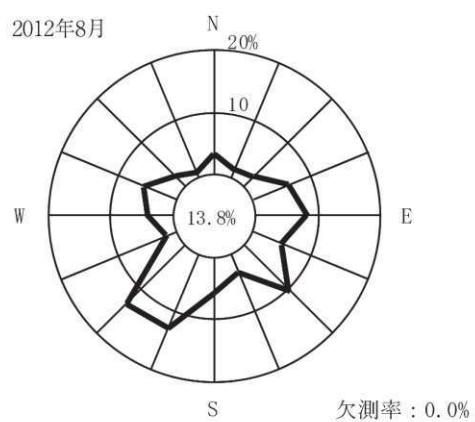
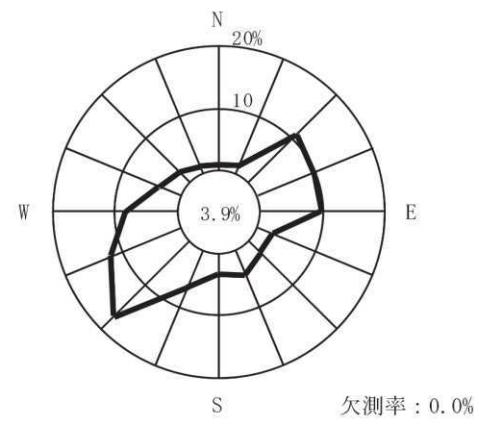
注) 小円内の数字は静穏の頻度(%)

第 2.2-3 図 敷地の風配図 (その 2) (2012 年 4 月～6 月)

標 高 70 m
(地上高 10 m)



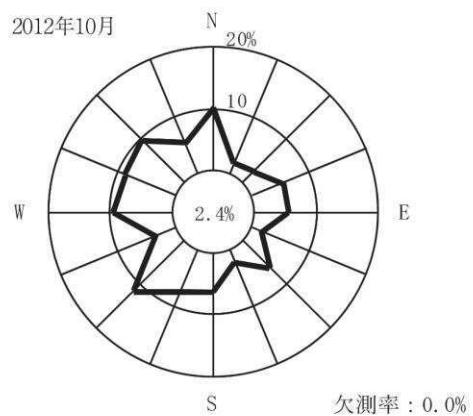
標 高 175 m
(地上高 71 m)



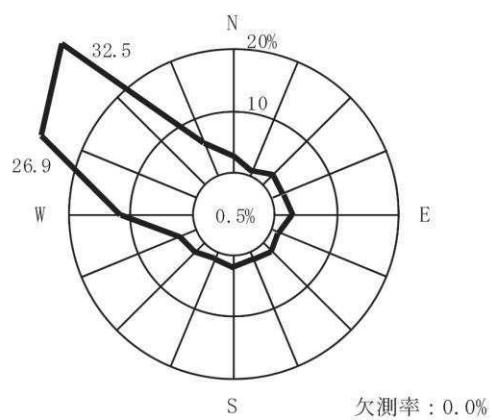
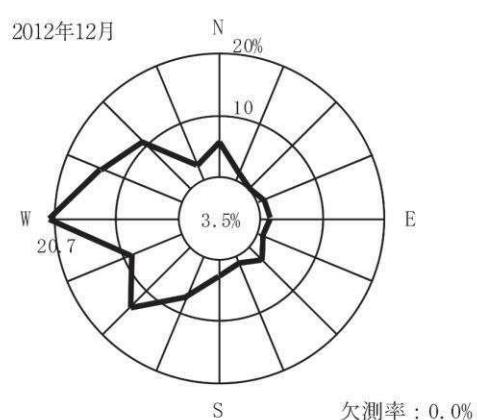
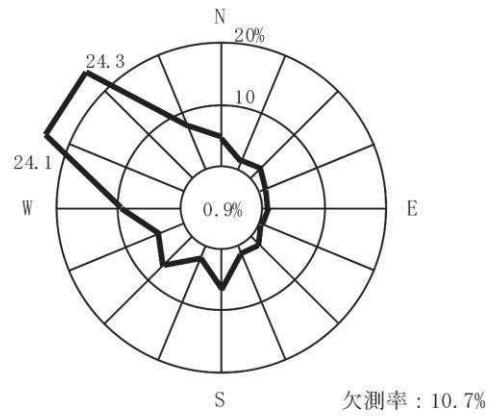
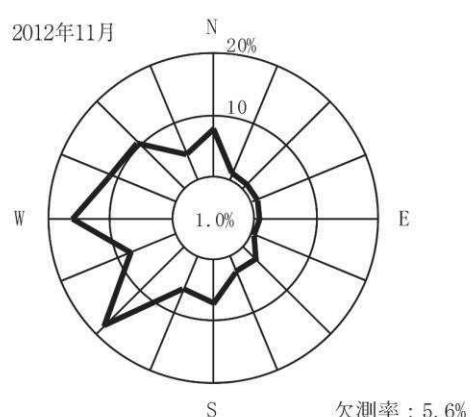
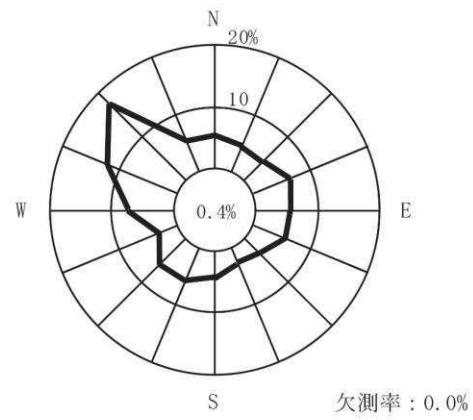
注) 小円内の数字は静穏の頻度(%)

第 2.2-4 図 敷地の風配図 (その 3) (2012 年 7 月～9 月)

標 高 70 m
(地上高 10 m)



標 高 175 m
(地上高 71 m)



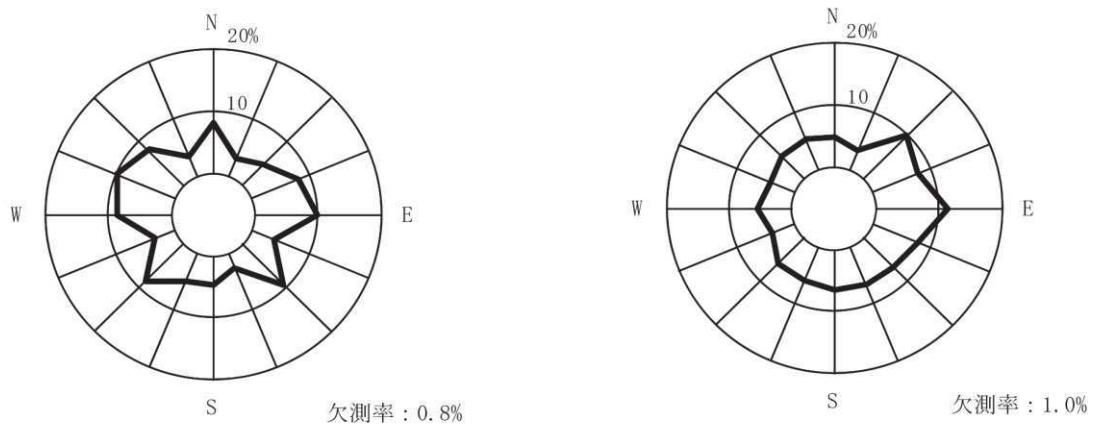
注) 小円内の数字は静穏の頻度(%)

第 2.2-5 図 敷地の風配図 (その4) (2012 年 10 月～12 月)

標 高 70 m
(地上高 10 m)

標 高 175 m
(地上高 71 m)

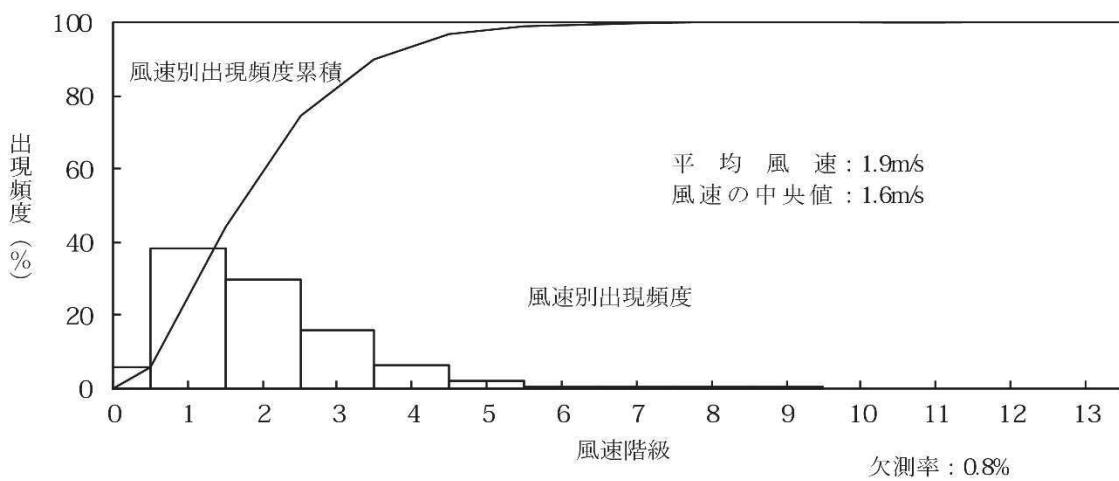
2012 年 1 月～12 月



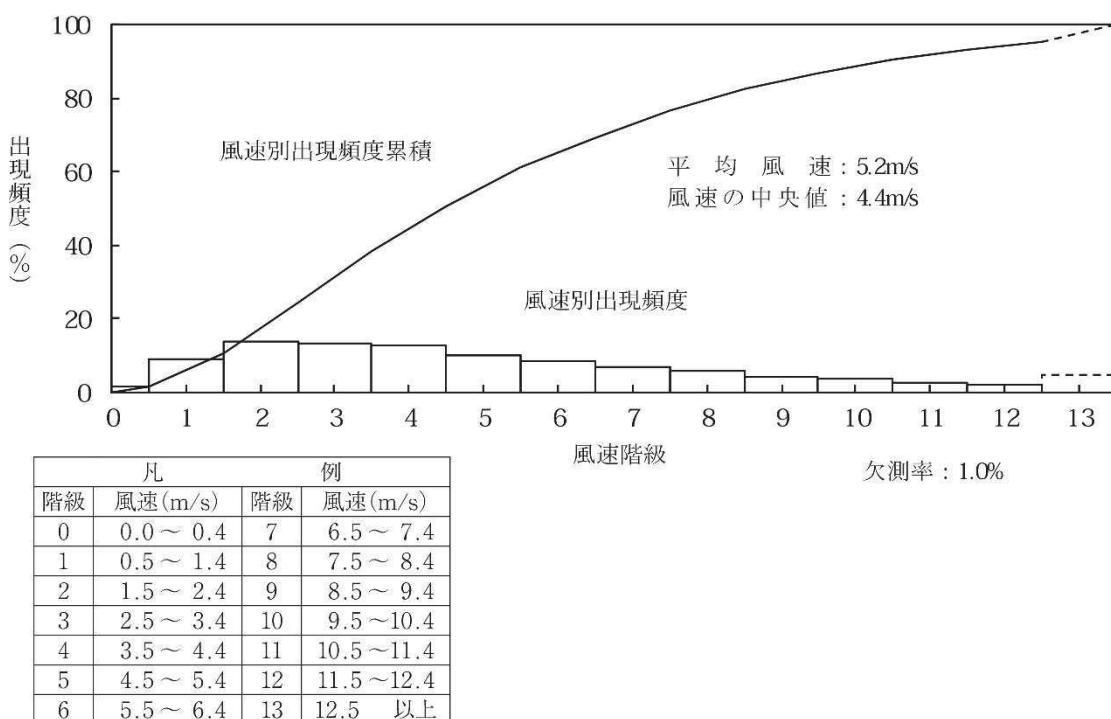
低風速 (0.5~2.0 m/s) の出現頻度

観測点	出現頻度 (%)
標高 70m	58.4
標高 175m	17.3

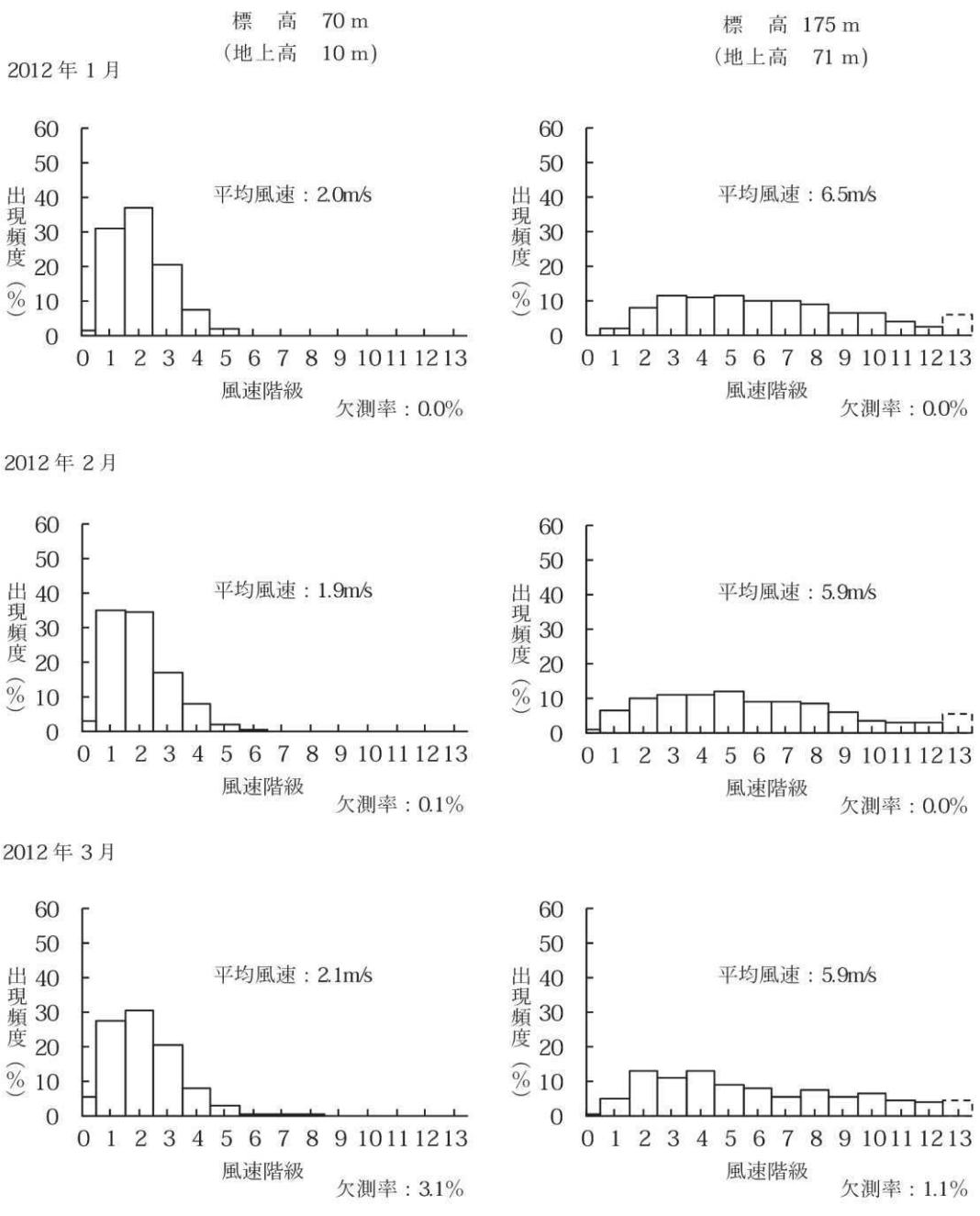
第 2.2-6 図 低風速 (0.5~2.0m/s) 時の風配図



第 2.2-7 図 年間風速別出現頻度及び風速別出現頻度累積
(敷地内 A 点 : 標高 70m, 地上高 10m)

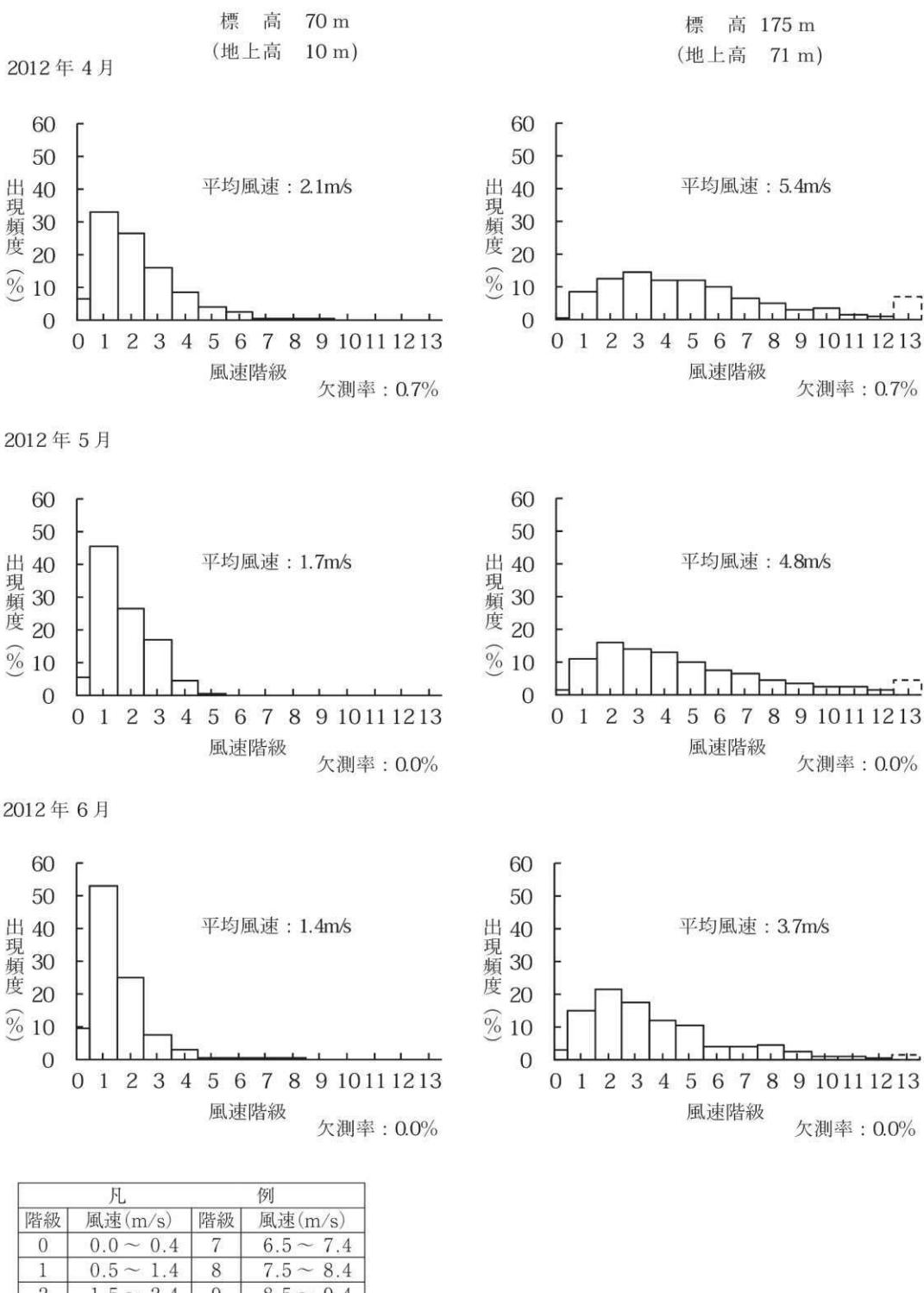


第 2.2-8 図 年間風速別出現頻度及び風速別出現頻度累積
(敷地内 B 点 : 標高 175m, 地上高 71m)

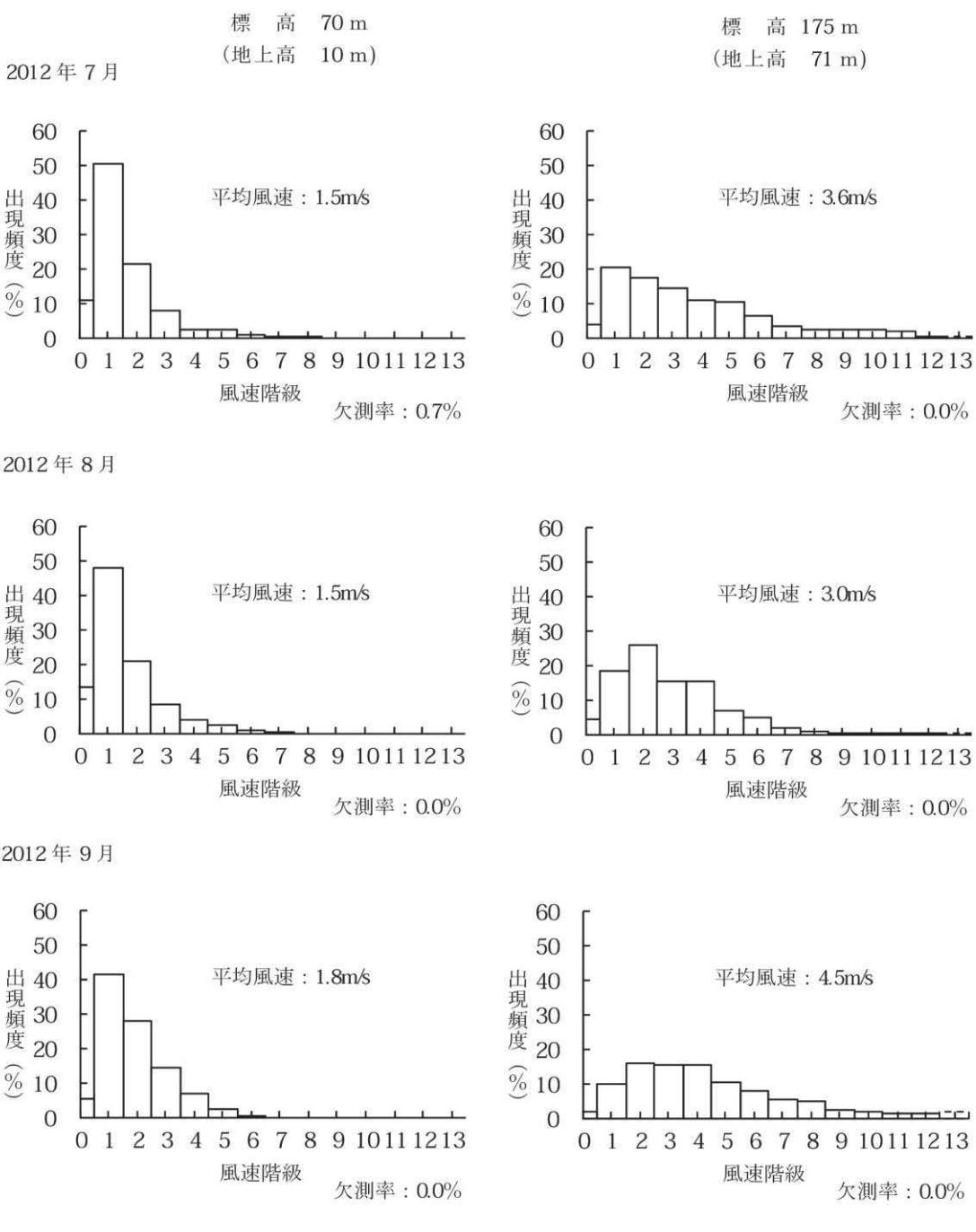


凡 例			
階級	風速(m/s)	階級	風速(m/s)
0	0.0 ~ 0.4	7	6.5 ~ 7.4
1	0.5 ~ 1.4	8	7.5 ~ 8.4
2	1.5 ~ 2.4	9	8.5 ~ 9.4
3	2.5 ~ 3.4	10	9.5 ~ 10.4
4	3.5 ~ 4.4	11	10.5 ~ 11.4
5	4.5 ~ 5.4	12	11.5 ~ 12.4
6	5.5 ~ 6.4	13	12.5 以上

第 2.2-9 図 月別風速別出現頻度（その 1）(2012 年 1 月～3 月)

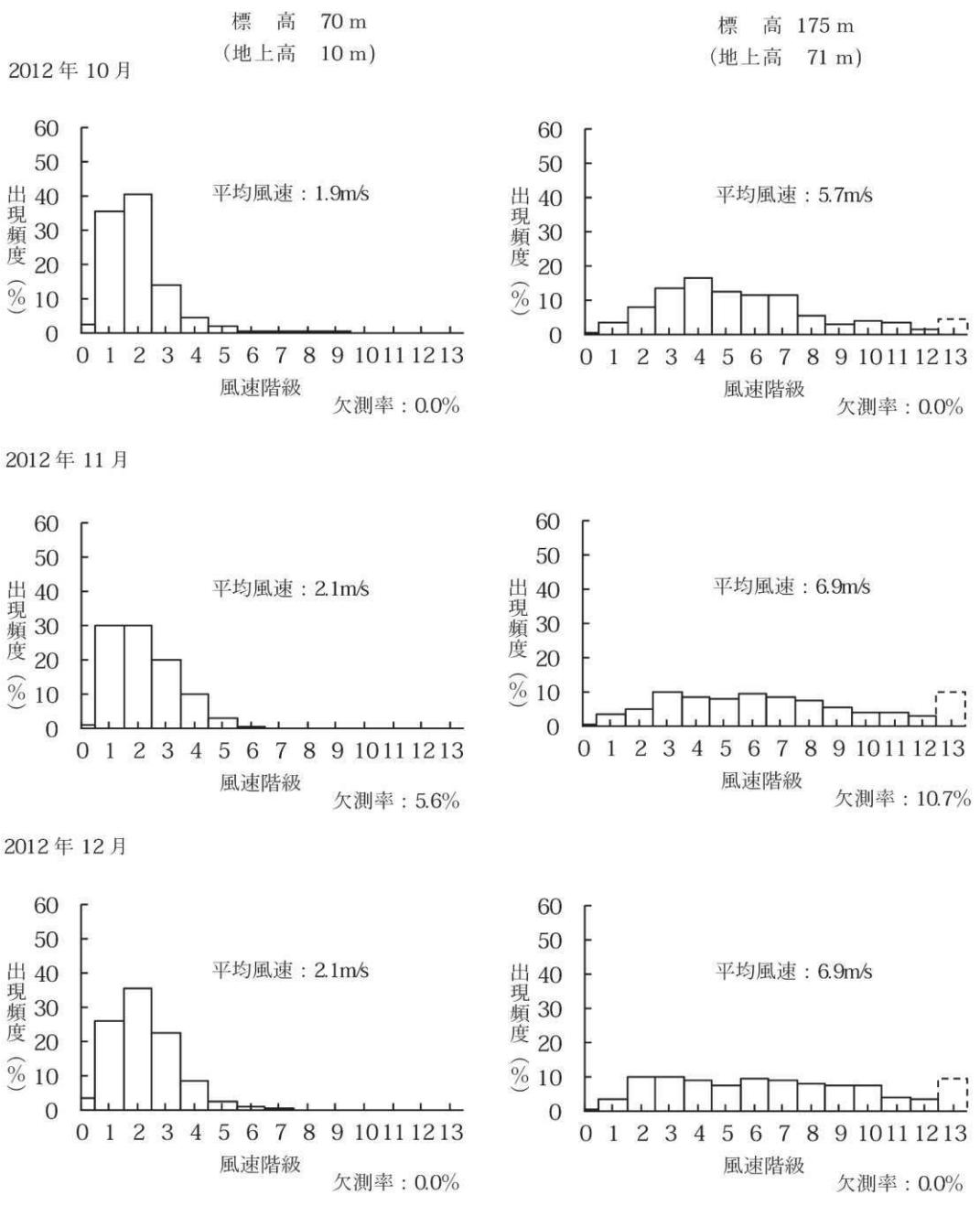


第 2.2-10 図 月別風速別出現頻度（その 2）（2012 年 4 月～6 月）



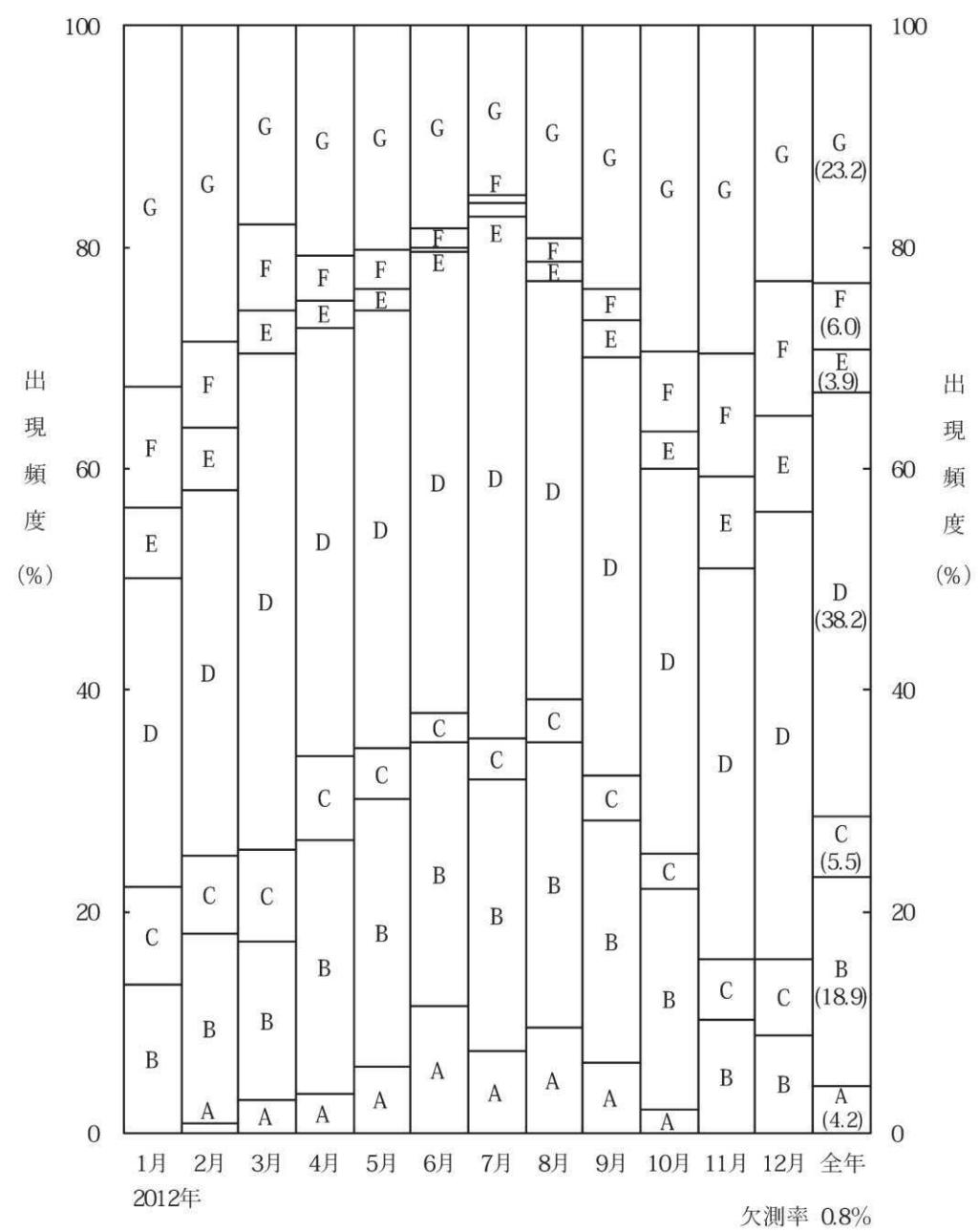
凡 例			
階級	風速(m/s)	階級	風速(m/s)
0	0.0 ~ 0.4	7	6.5 ~ 7.4
1	0.5 ~ 1.4	8	7.5 ~ 8.4
2	1.5 ~ 2.4	9	8.5 ~ 9.4
3	2.5 ~ 3.4	10	9.5 ~ 10.4
4	3.5 ~ 4.4	11	10.5 ~ 11.4
5	4.5 ~ 5.4	12	11.5 ~ 12.4
6	5.5 ~ 6.4	13	12.5 以上

第 2.2-11 図 月別風速別出現頻度（その 3）（2012 年 7 月～9 月）

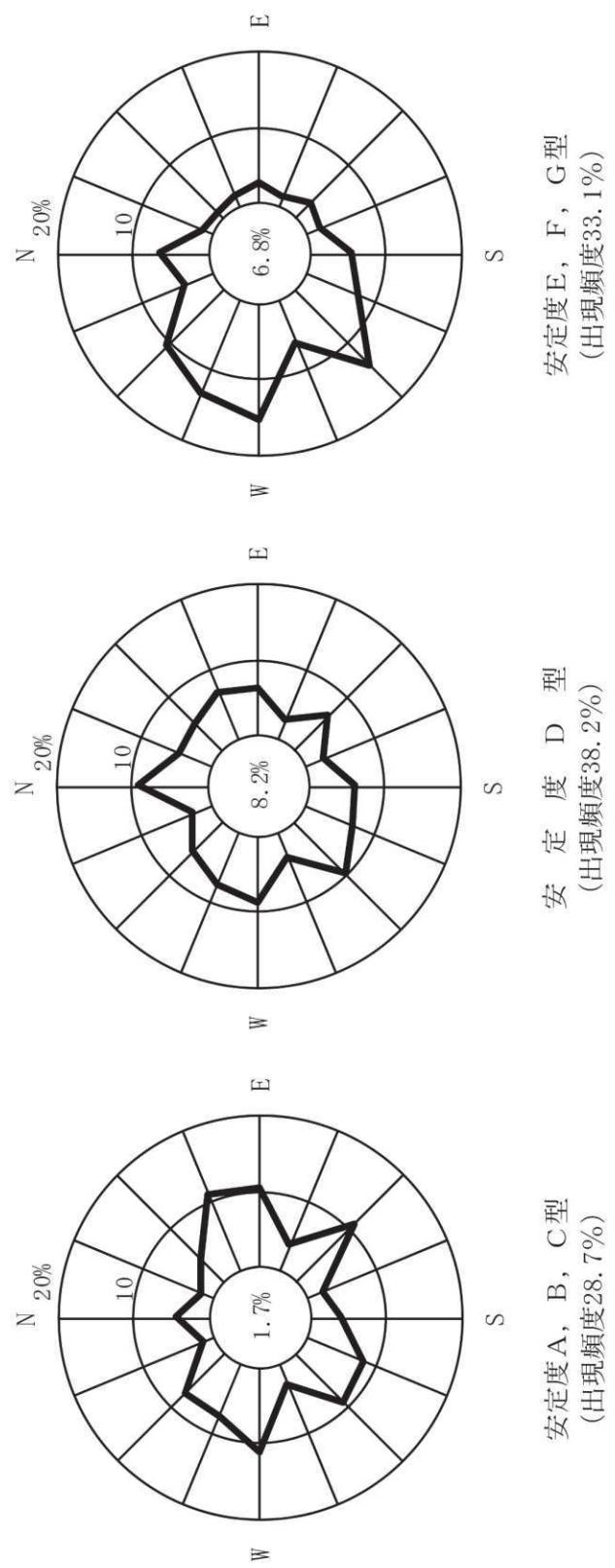


凡		例	
階級	風速(m/s)	階級	風速(m/s)
0	0.0 ~ 0.4	7	6.5 ~ 7.4
1	0.5 ~ 1.4	8	7.5 ~ 8.4
2	1.5 ~ 2.4	9	8.5 ~ 9.4
3	2.5 ~ 3.4	10	9.5 ~ 10.4
4	3.5 ~ 4.4	11	10.5 ~ 11.4
5	4.5 ~ 5.4	12	11.5 ~ 12.4
6	5.5 ~ 6.4	13	12.5 以上

第 2.2-12 図 月別風速別出現頻度（その 4）(2012 年 10 月～12 月)

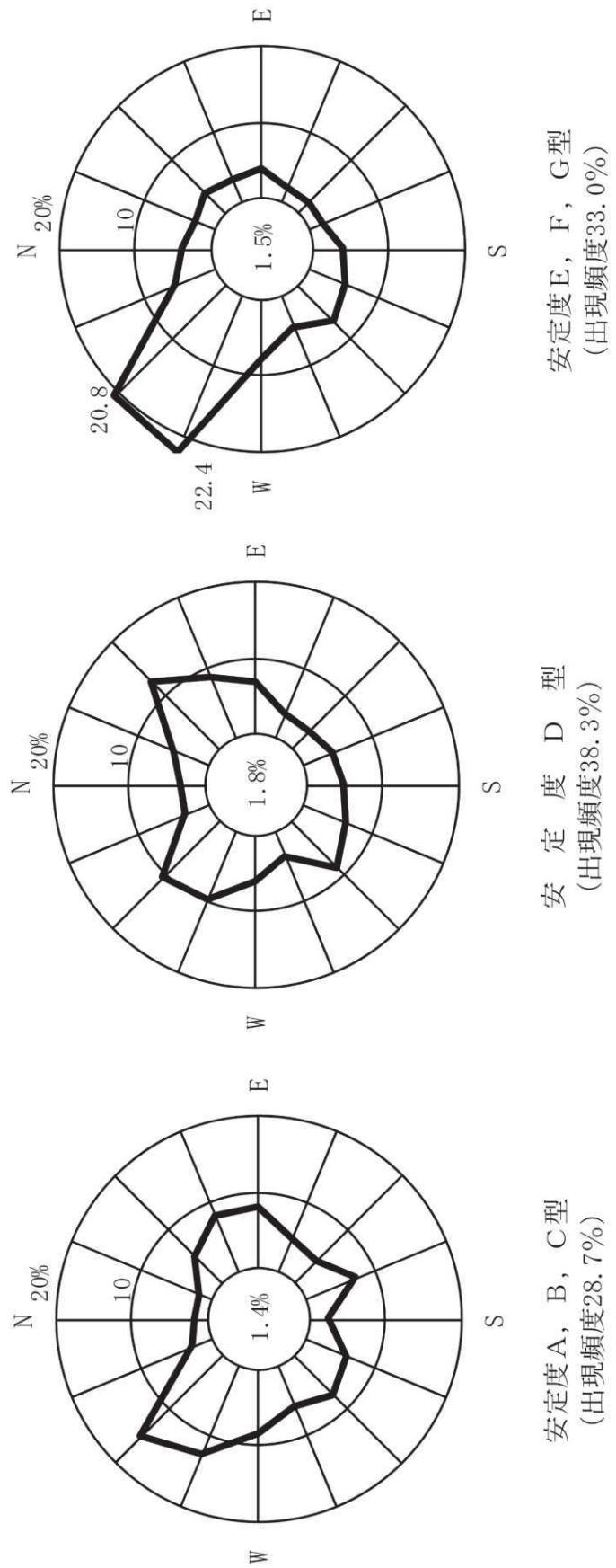


第 2.2-13 図 年間及び月別大気安定度出現頻度



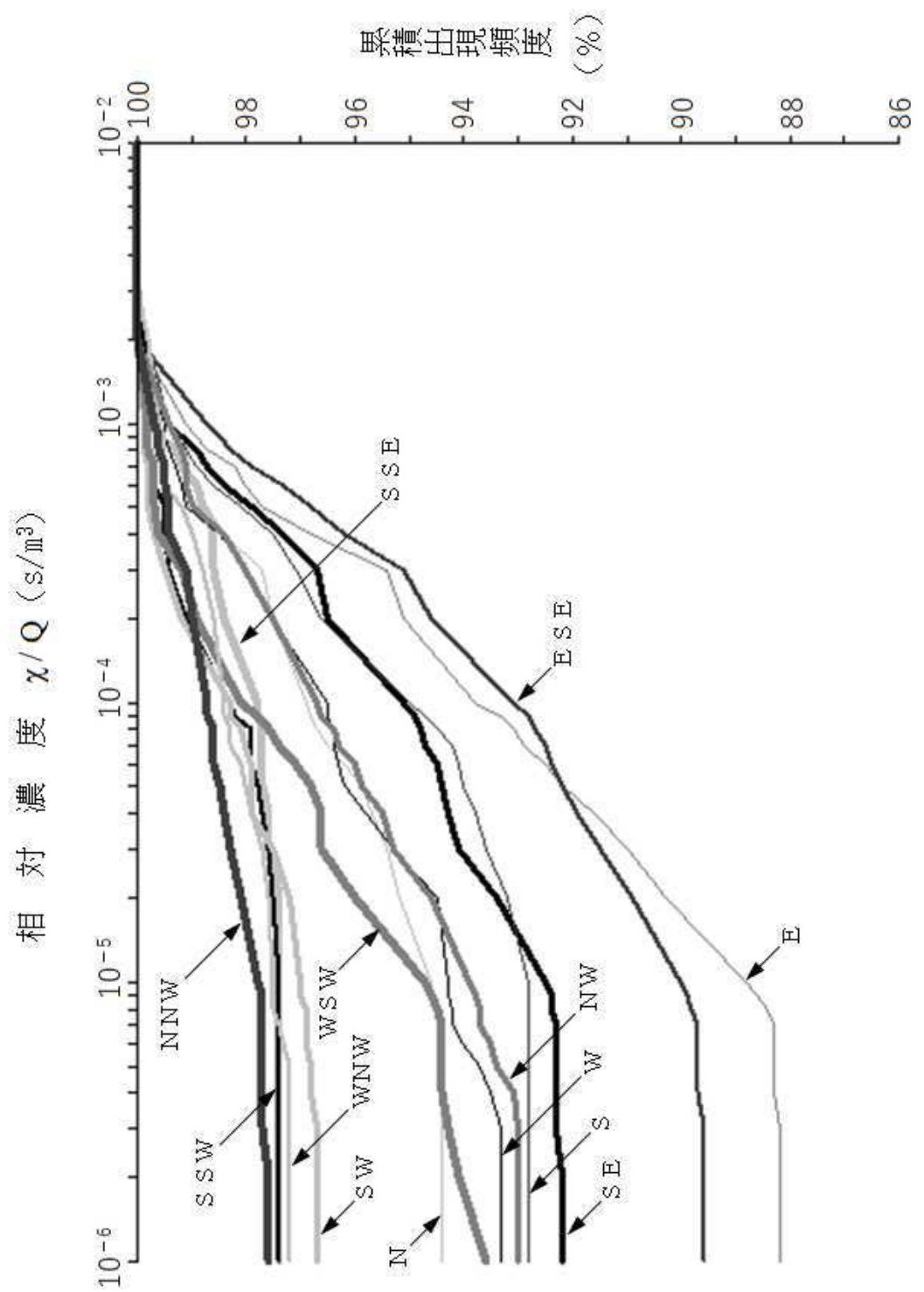
注) 円内は静穏の出現頻度を示す。

第2.2-14図 年間大気安定度別風配図 (標高70m, 地上高10m)

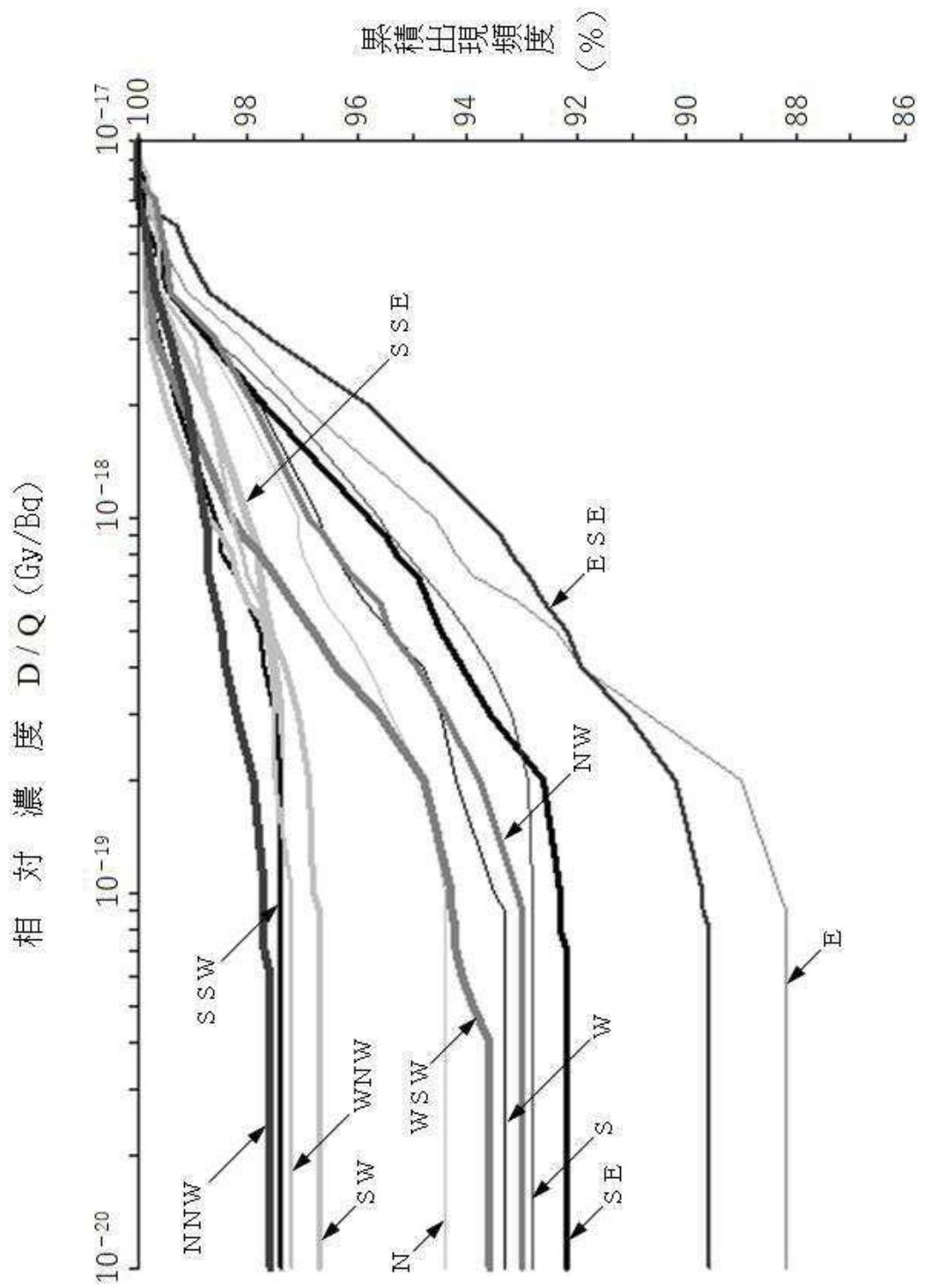


注) 円内は静穏の出現頻度を示す。

第2.2-15図 年間大気安定度別風配図 (標高175m, 地上高71m)



第2.3-1図 方位別相対濃度(χ / Q)の累積出現頻度(燃料集合体の落下)



第 2.3-2 図 方位別相対線量(D/Q)の累積出現頻度(燃料集合体の落下)

2.4 参考文献

- (1) 「女川原子力発電所 3号機増設に伴う排出ガス拡散の風洞実験」
(株東芝, 石川島検査計測(株), 石川島播磨重工業(株), 平成5年5月)

女川原子力発電所 1号炉審査資料	
資料番号	01-DP-013(改 1)
提出年月日	令和 2 年 1 月 14 日

女川原子力発電所 1号発電用原子炉

解体工事準備期間における
直接線及びスカイシャイン線による
線量について

令和 2 年 1 月
東北電力株式会社

目次

1. はじめに.....	1
2. 既往の結果.....	1
3. 1号炉の廃止措置段階における評価結果.....	1

1. はじめに

本資料では、女川原子力発電所1号炉の廃止措置段階の女川原子力発電所からの直接線及びスカイシャイン線による敷地境界における線量について説明する。

2. 既往の結果

女川原子力発電所の原子炉設置変更許可申請書（平成28年11月）において、女川原子力発電所の敷地境界外における線量が、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」に示される年間 $50 \mu\text{Gy}$ 以下であることを確認している。評価地点は図1、評価結果は表1に示すとおり。

なお、上記の線量評価においては1号炉が稼働しているものとして評価されている。

3. 1号炉の廃止措置段階における評価結果

1号炉の解体工事準備期間における放射性固体廃棄物の取扱いについては、廃止措置計画認可申請書に記載のとおり、「解体工事準備期間は、1号炉内において放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わず原子炉運転中の施設定期検査時と同等の状態が継続する。また、既存の建物及び構築物等を維持する。」及び「解体工事準備期間に発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵所等の貯蔵容量を超えないように貯蔵保管するとともに、安全確保のために必要な機能を維持することから、1号炉運転時における直接線及びスカイシャイン線の評価結果を超えることはない。」としている。

したがって、1号炉の廃止措置移行後の評価については、廃止措置に伴い新たに線源となる施設はなく、1号炉の原子炉運転がないことから、廃止措置移

行後のサイト合計値は年間約 $2.0 \times 10^1 \mu\text{Gy/y}$ と評価できる。

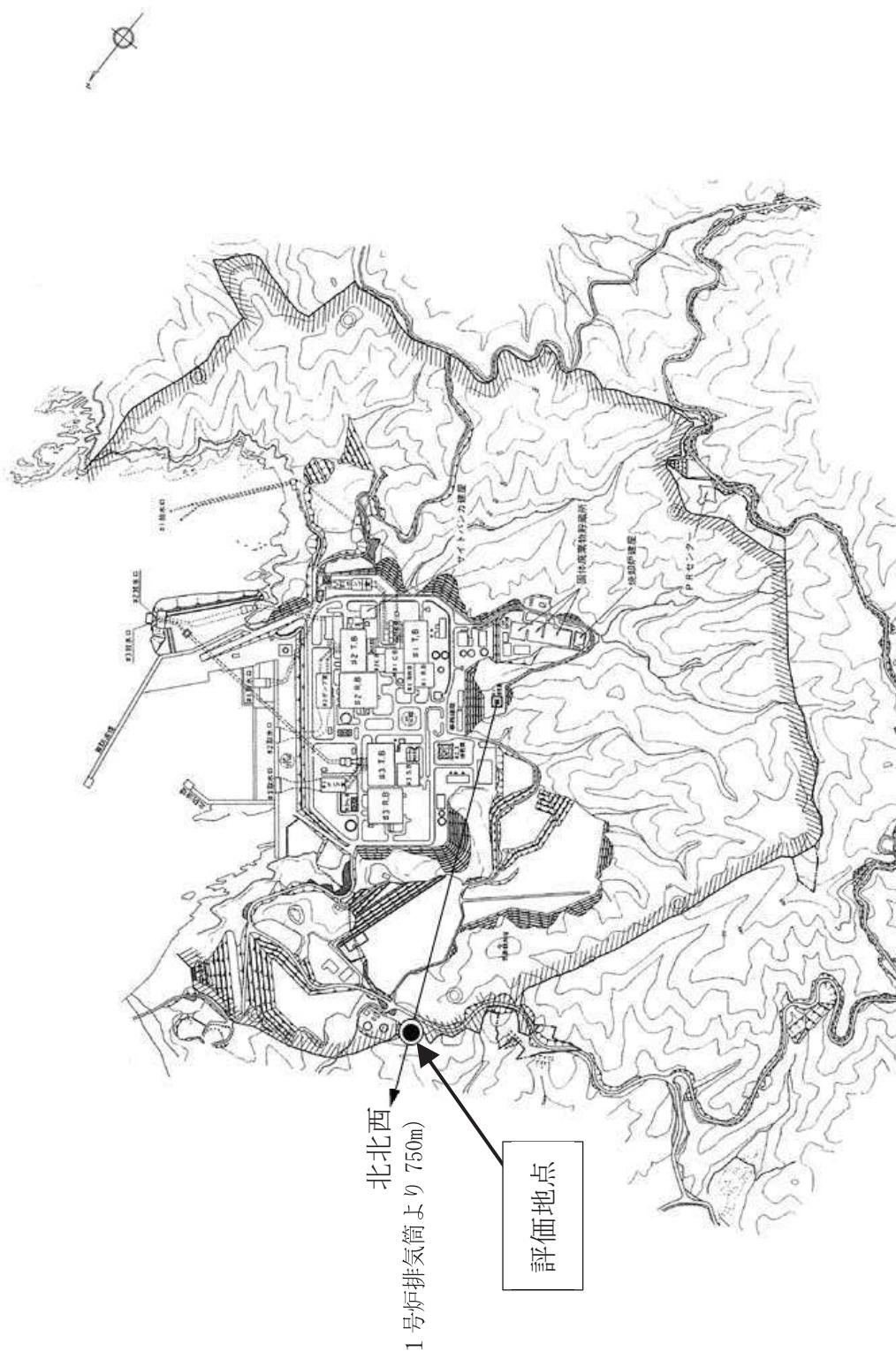


図1 評価地点

表1 既往の直接線及びスカイシャイン線の評価結果

(単位: $\mu\text{Gy}/\text{y}$)

線 源		評価結果		
原子炉建家	1号炉	直接線	約 1.7×10^{-3}	
		スカイシャイン線	約 3.1×10^{-4}	
原子炉建屋	2号炉	直接線	約 2.6×10^{-5}	
		スカイシャイン線	約 4.7×10^{-4}	
タービン建家	3号炉	直接線	約 1.0×10^{-4}	
		スカイシャイン線	約 6.5×10^{-3}	
タービン建屋	1号炉	直接線	約 1.6×10^{-2}	
		スカイシャイン線	約 4.1×10^{-1}	
タービン建屋	2号炉	直接線	約 1.4×10^{-1}	
		スカイシャイン線	約 2.7×10^0	
タービン建屋	3号炉	直接線	約 1.6×10^0	
		スカイシャイン線	約 1.2×10^1	
復水貯蔵タンク	1号炉	直接線	約 1.4×10^{-1}	
		スカイシャイン線	約 1.1×10^{-2}	
復水貯蔵タンク	2号炉	直接線	約 4.4×10^{-1}	
		スカイシャイン線	約 4.8×10^{-2}	
サプレッション プール水貯蔵 タンク	1/2号	直接線	約 1.4×10^{-1}	
		スカイシャイン線	約 2.8×10^{-2}	
サプレッション プール水貯蔵 タンク	2号	直接線	約 1.2×10^{-1}	
		スカイシャイン線	約 1.8×10^{-2}	
サプレッション プール水貯蔵 タンク	3号	直接線	約 1.8×10^0	
		スカイシャイン線	約 3.2×10^{-1}	
固体廃棄物貯蔵所		直接線※	—	
		スカイシャイン線	約 7.5×10^{-2}	
合計		約 2.0×10^1		

※：直接線については、地形上明らかに丘陵が存在するため、評価せず。

女川原子力発電所 1号炉審査資料	
資料番号	01-DP-014(改1)
提出年月日	令和2年1月14日

女川原子力発電所 1号発電用原子炉
1号炉使用済燃料移送後の
3号炉使用済燃料プール水全喪失時の
評価について

令和2年1月
東北電力株式会社

目 次

1. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性評価……………1
2. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の未臨界性の評価について……………5

1. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性評価

1. 1 評価条件

使用済燃料プールの保有水が全喪失した場合であっても、崩壊熱量が小さいときには、露出した燃料が、空気の自然対流により冷却維持が可能と考えられる。

ここでは、平成29年4月1日時点の崩壊熱を想定し、1号炉使用済燃料プールの使用済燃料全てを3号炉使用済燃料プールに貯蔵している状態で、使用済燃料プール水が全て喪失した場合の評価を示す。

評価条件として、使用済燃料プール水が全て喪失していると仮定し、使用済燃料の発熱は、原子炉建屋内空気及び原子炉建屋の天井を通して外気に放熱されることにより除熱されるものとする。

評価は1号炉と同様の手法を用い、使用済燃料プール水が全て喪失し、使用済燃料の発熱による原子炉建屋内の室内温度が定常状態となる場合において、外気温度を境界条件として、原子炉建屋内空気の最高温度を求める。次に、原子炉建屋内空気が最も発熱量が大きい燃料の下部から流入した際の燃料出口での空気温度を崩壊熱より評価し、その空気温度とするために必要となる燃料被覆管温度を、熱伝達を考慮することにより評価を行う（図1）。

なお、本評価モデルでは、ヒートシンクは原子炉建屋の天井のみとしており、建屋からの放熱の観点からは保守的な設定としている。また、原子炉建屋の換気は考慮せず、密閉状態を想定している。燃料への空気の流路は、チャンネルボックスの断面を実効的な流路と考え、チャンネルボックスと使用済燃料貯蔵ラック間の領域は無視する保守的な設定としている。評価条件を表1に示す。

1. 2 評価結果

燃料被覆管温度評価結果を表2に示す。燃料は室内空気の自然対流により冷却され、3号炉での燃料被覆管温度は最高でも約326°C以下に保たれる。これらの燃料被覆管温度では、ジルコニウム合金である燃料被覆管の酸化反応速度は小さく、燃料被覆管の酸化反応による表面温度への影響はほとんどない^[1]。

また、燃料被覆管温度を326°Cとした条件において、原子炉運転中の酸化減肉及び使用済燃料プール水が全て喪失した後の空気中での酸化減肉を考慮したクリープ歪の評価を行った。この結果、燃料被覆管のクリープ歪は1年後においても約0.1%であり、燃料被覆管の健全性を確認するためのクリープ歪の制限値1%^[2]を十分下回っていることから、使用済燃料プール水が喪失してから1年後においてもクリープ変形による破断は発生せず、燃料健全性は維持される。

以上のことから、使用済燃料プールの保有水が全て喪失しても、燃料被覆管温度は約326°C以下に保たれ、酸化反応が促進されることなく、燃料被覆管温度の上昇が燃料の健全性に影響を与えることはないと考えられる。

表1 評価条件

計算手順	入力パラメータ	値	根拠
原子炉建屋からの放熱計算 (建屋内空気温度計算)	使用済燃料の総発熱量	399kW	・女川1号及び3号のSFPに貯蔵されている使用済燃料2087体の総発熱量(平成29年4月1日時点) ・ORIGEN2にて崩壊熱を計算
	天井面積		伝熱面積として建屋の全天井面積を設定
	内表面熱伝達係数	9W/(m ² ・K)	建築分野で標準的に用いられる値を設定[3]
	天井コンクリートの厚さ		建物図面より設定
	コンクリートの熱伝導率	2.6W/(m・K)	コンクリートの一般的な物性値を設定[4]
	外表面熱伝達係数	23W/(m ² ・K)	建築分野で標準的に用いられる値を設定[3]
	相当外気温度	60°C	太陽の輻射効果を考慮して設定[5]
自然対流熱伝達の計算(燃料集合体出口空気温度計算)	燃料集合体1体の発熱量	0.374kW	・女川1号及び3号のSFPに貯蔵されている使用済燃料2087体のうち燃料集合体1体 ^{※1} の発熱量の最大値(平成29年4月1日時点) ・ORIGEN2にて崩壊熱を計算
	流路面積		ラックセル内のチャンネルボックスの正方形断面内の流路を実効的な流路と設定 ^{※1}
	流れの等価直径		流路面積と摩擦損失計算用濡れぼち長さより算出 ^{※1}
	局所圧力損失係数		燃料集合体内の局所圧力損失係数として、下部タイププレート、スペーサ(7個)及び上部タイププレートの局所圧力損失係数の合計値に余裕を見て、計算流路全体の係数として設定 ^{※1}
燃料被覆管表面温度計算	熱の等価直径		流路面積と伝熱計算用濡れぼち長さより算出 ^{※1}
	発熱長さ		燃料棒有効長を設定 ^{※1}
	ピーピングファクタ	2.6	直近の運転サイクル中の最大値(実績値)を設定 ^{※1}

※1 女川1号から輸送した燃料の発熱量の最大値(0.374kW)の方が女川3号の燃料の発熱量の最大値(0.359kW)より大きいため、女川1号の燃料を想定

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表2 3号炉 燃料被覆管温度・クリープ歪

項目	3号炉	備考
燃料被覆管温度 (°C)	約 326	・平成 29 年 4 月 1 日時点 ^{*1} での評価
クリープ歪 (%) ^{*2}	約 0.1	・平成 29 年 4 月 1 日時点 ^{*1} での評価

※1 全燃料は使用済燃料プールに貯蔵された状態

※2 BWR の未照射燃料被覆管クリープ式^[6]を用いてクリープ歪を評価。当該クリープ式は、8×8 燃料を試供材とした実験結果に基づき導出されたものだが、8×8 燃料と 9×9 燃料は共に被覆管材質がジルカロイ-2 であり、燃料被覆管肉厚が異なるものの、当該式は、被覆管周方向応力を変数とする関数であることから、同様に取り扱うことができる

(参考文献)

- [1] “Air Oxidation Kinetics for Zr-Based Alloys”, Argonne National Laboratory, NUREG/CR-6846 ANL-03/32
- [2] 「日本原子力学会標準 使用済燃料中間貯蔵施設用金属キャスクの安全設計及び検査基準：2010」2010年7月, 社団法人 日本原子力学会
- [3] 「最新建築環境工学」田中俊六 他共著, 井上書院
- [4] 「コンクリート標準示方書」土木学会
- [5] 「空気調和・衛生工学便覧第13版 3 空気調和設備設計篇」空気調和・衛生工学会編
- [6] 「04-基炉報-0001 平成 15 年度リサイクル燃料資源貯蔵施設安全解析コード 改良試験(燃料の長期安全性に関する試験最終成果報告書)」, 平成 16 年 6 月, 独立行政法人原子力安全基盤機構

(3号炉)

使用済燃料の崩壊熱は天井面から外気に放出される

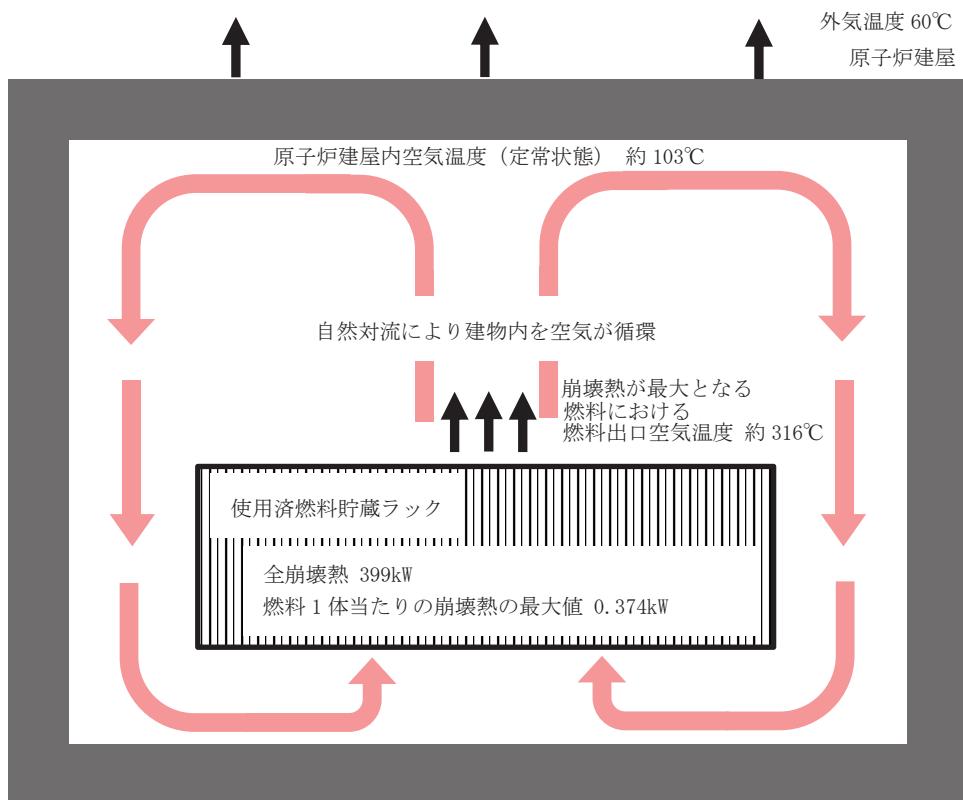


図1 評価モデル

2. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の未臨界性の評価について

女川3号炉の使用済燃料プールには、通常は限られた体数の新燃料と使用済燃料が貯蔵されるが、臨界設計については新燃料及びいかなる燃焼度の燃料を貯蔵しても十分安全側の評価を得るように、炉心装荷時の無限増倍率として1.30を仮定している。

燃料プール水が喪失し、燃料プール水の密度が減少した場合を考えると、ラックセル内で中性子を減速する効果が減少し、実効増倍率を低下させる効果がある。また、女川3号炉の使用済燃料プールでは、ボロン添加ステンレス鋼製ラックセルに燃料が貯蔵されているため、中性子の強吸收体であるラックセル中のボロンの効果により、実効増倍率を増加させる効果である隣接ラックへの中性子の流れ込みが抑制されるため、水密度の減少に伴い実効増倍率は単調に減少する。

したがって、女川3号炉の使用済燃料プール水大規模漏えい時においては、実効増倍率が単調に減少する事象となるため、未臨界は維持される。

女川原子力発電所 1号炉審査資料	
資料番号	01-DP-015(改0)
提出年月日	令和2年1月14日

女川原子力発電所 1号発電用原子炉
解体工事準備期間における
放射性固体廃棄物の管理について

令和2年1月
東北電力株式会社

1. 解体工事準備期間における放射性固体廃棄物の管理

解体工事準備期間に発生すると予測している放射性固体廃棄物のうち、固化体と雑固体廃棄物は固体廃棄物貯蔵所等に貯蔵保管することとしている。

また、使用済樹脂等は原子炉浄化系沈降分離槽等に貯蔵することとしている。

2. 固体廃棄物貯蔵所における管理

2. 1 固体廃棄物貯蔵所の保管容量

固体廃棄物貯蔵所は、200L ドラム缶 55,488 本相当を貯蔵保管する能力がある。

令和元年 6 月末時点の貯蔵保管量は 33,752 本であり、約 21,700 本の空き容量を有している。

2. 2 解体工事準備期間における発生量

直近 8 年間（平成 23 年度～平成 30 年度）において、年間の放射性固体廃棄物発生量と減少量（焼却等による減容及び発電所外廃棄による減少量）の平均は第 1 表に示すとおりである。

また、1 号炉の解体工事準備期間における放射性固体廃棄物の推定発生量は、第 2 表に示すとおり約 6,310 本（年間約 790 本）と想定している。

解体工事準備期間では管理区域内設備の解体撤去を行わず、原子炉運転中の定期検査と同等の状態が継続すること、運転中と同様に可燃性廃棄物については焼却処理を行い、固化体については低レベル放射性廃棄物として所外搬出を行う等、発生量に応じて計画的に廃棄物低減を図っていくことから、1 号、2 号及び 3 号炉から発生する放射性固体廃棄物は

固体廃棄物貯蔵所に保管可能であると考えている。

第1表 直近8年間の放射性固体廃棄物の発生量及び減少量

(単位：本^{*}／年)

発生量	1号炉	約 1,000
	2, 3号炉	約 2,200
減少量	焼却等による減少	約 ▲2,000
	発電所外廃棄による減少	約 ▲120
合計		約 1,080

※：200L ドラム缶相当

第2表 解体工事準備期間に発生すると予想している放射性固体廃棄物の量

(単位：本^{*}／8年)

固化体	約 1,260
雑固体廃棄物	約 5,050
合計	約 6,310

※：200L ドラム缶相当

3. 原子炉浄化系沈降分離槽等における管理

3. 1 原子炉浄化系沈降分離槽等の貯蔵容量

原子炉浄化系沈降分離槽等の貯蔵容量及び貯蔵量は第3表のとおりであり、各タンク・槽とも空き容量には余裕がある。

3. 2 解体工事準備期間における発生量

解体工事準備期間の8年間において、1号炉から使用済樹脂が約 17 m³,

ランドリ廃スラッジが約 60m³発生すると予想している。

使用済樹脂は使用済樹脂貯蔵タンクへ約 15 m³, 復水浄化系沈降分離槽へ約 2 m³受け入れ, ランドリ廃スラッジはランドリ系沈降分離槽へ約 60m³受け入れる。

これらの廃棄物は固化処理または焼却処理を行うことにより, それぞれのタンク・槽の空き容量を確保することができるため, 第3表に示すタンク・槽の貯蔵容量を超過しないように管理することが可能であると考えている。

第3表 原子炉浄化系沈降分離槽等の貯蔵容量及び貯蔵量

(令和元年6月末日現在)

タンク・槽名称	貯蔵量	有効貯蔵容量
濃縮廃液貯蔵タンク (床ドレン・再生廃液)	約 138m ³	約 186 m ³ (約 93m ³ /基×2基)
濃縮廃液貯蔵タンク (ランドリドレン) *	約 29m ³	約 37.2 m ³ (約 37.2m ³ /基×1基)
使用済樹脂貯蔵タンク	約 4m ³	約 19 m ³ (約 9.5m ³ /基×2基)
原子炉浄化系沈降分離槽	約 26m ³	約 111.6 m ³ (約 55.8m ³ /基×2基)
復水浄化系沈降分離槽	約 107m ³	約 370 m ³ (約 92.5m ³ /基×4基)
ランドリ系沈降分離槽**	約 67m ³	約 94.5 m ³ (約 94.5m ³ /基×1基)

* 2号炉で発生した廃棄物を含む。

以上

女川原子力発電所 1号炉審査資料	
資料番号	01-DP-016 (改0)
提出年月日	令和2年1月14日

女川原子力発電所 1号発電用原子炉
解体工事準備期間における
放射線業務従事者の被ばく線量について

令和2年1月
東北電力株式会社

1. 解体工事準備期間における放射線業務従事者の被ばく線量

解体工事準備期間に実施する主な作業における放射線業務従事者の被ばく線量について、過去の同種作業やプラント停止以降の実績等を踏まえ、以下の考えに基づき算定する。

1. 1 管理区域外設備の解体撤去

解体工事準備期間に実施する解体撤去工事は、管理区域外の汚染のない設備・機器が対象となることから、被ばく線量はないと評価する。

1. 2 核燃料物質の搬出

原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに、1号炉に貯蔵している核燃料物質を搬出する。

搬出対象を使用済燃料と新燃料に分類し、被ばく線量を算定する。

1. 2. 1 使用済燃料

1号炉に貯蔵している使用済燃料 821 体の全数を、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに 1号炉から 3号炉へ搬出する。

3号炉への使用済燃料搬出作業（1号炉で使用済燃料輸送容器へ収納し、3号炉へ搬出後、使用済燃料輸送容器から取り出して使用済燃料貯蔵設備に貯蔵）は、原子炉運転中に実施したことがあるため、その実績及び輸送燃料体数を踏まえ、被ばく線量を算定する。

1. 2. 2 新燃料

1号炉に貯蔵している新燃料 41 体の全数を、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに加工事業者に譲り渡す。

解体工事準備期間に実施する新燃料搬出作業のうち、新燃料貯蔵庫に貯蔵

している新燃料の搬出作業については、原子炉運転中に実施した1号炉への新燃料搬入作業と同様の作業であるため、その実績及び輸送燃料体数を踏まえ、被ばく線量を算定する。

使用済燃料プールに貯蔵している新燃料の搬出作業については、燃料の除染作業（気中で燃料棒の引抜き、除染及び燃料集合体への再組立てを行い、新燃料貯蔵庫に一時的に貯蔵）を行うこととしており、先行実績および除染対象燃料体数を踏まえ被ばく線量を算定する。また、新燃料貯蔵庫からの除染済燃料の搬出作業については原子炉運転中に実施した1号炉への新燃料搬入作業と同様の作業であるため、その実績及び輸送燃料体数を踏まえ、被ばく線量を算定する。

1. 3 汚染状況の調査

1号炉に残存する放射性物質の量を把握するため、放射化汚染及び二次的な汚染の状況調査を実施する。

解体工事準備期間に実施する汚染状況の調査は、機器及び配管外部からγ線の測定を実施することを想定しているため、管理区域内の線量当量率、想定作業員数及び想定作業期間を踏まえ、被ばく線量を算定する。

なお、必要に応じて原子炉圧力容器の蓋を開放して炉内のサンプリングを実施することを想定し、過去の定期検査で実施した原子炉開放・復旧関連作業における実績を踏まえ、被ばく線量を算定する。

1. 4 核燃料物質による汚染の除去

放射線業務従事者の被ばく低減を目的に、機械的方法による除染を実施する。想定される作業場所の線量当量率、除染対象機器の点検実績に基づく想定作業工数を踏まえ、被ばく線量を算定する。

1. 5 放射性廃棄物の処理処分

解体工事準備期間に発生する放射性廃棄物の廃棄については、原子炉施設の維持管理に含まれると評価する。

1. 6 原子炉施設の維持管理

解体工事準備期間の原子炉施設の維持管理は、原子炉停止中の保全活動と同等であるため、過去の保全活動における実績及び解体工事準備期間の年数を踏まえ、被ばく線量を算定する。

2. 解体工事準備期間の放射線業務従事者の総被ばく線量の算定結果

1. の条件により、解体工事準備期間における放射線業務従事者の被ばく線量を算定した結果を第1表に示す。

1号炉における解体工事準備期間（8年間）の作業における放射線業務従事者の総被ばく線量は、約0.7人・Sv（8年間の合計）となる。

3. 原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降の放射線業務従事者の被ばく線量

原子炉領域周辺設備解体撤去期間以降については、解体工事準備期間に実施する汚染状況の調査結果、解体撤去の工法及び手順についての検討結果を踏まえ、原子炉領域周辺設備解体撤去期間に入るまでに評価を実施し、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。

以上

第1表 解体工事準備期間における放射線業務従事者の被ばく線量

作業	算定方法	被ばく線量 (人・Sv)
核燃料物質の搬出	使用済燃料 ①過去の同作業輸送実績：0.39 人・mSv (66 体) ②使用済燃料体数：821 体 $0.39 \text{ 人} \cdot \text{mSv} \div 66 \text{ 体} \times 821 \text{ 体} \approx 4.85 \text{ 人} \cdot \text{mSv}$ <u>算定結果： 4.85 人・mSv</u>	約 0.01
	新燃料 【新燃料貯蔵庫からの搬出】 ①過去の輸送実績：0.23 人・mSv (68 体) (至近 3 回の作業における最大実績) ②新燃料貯蔵庫に貯蔵中の新燃料体数：1 体 $0.23 \text{ 人} \cdot \text{mSv} \div 68 \text{ 体} \times 1 \text{ 体} \approx 0.003 \text{ 人} \cdot \text{mSv}$ <u>算定結果： 0.01 人・mSv</u> 【使用済燃料プールからの搬出】 ①先行除染実績：0.4 人・mSv (48 体) ②除染対象燃料体数：40 体 ③過去の輸送実績：0.23 人・mSv (68 体) (至近 3 回の作業における最大実績) ④輸送燃料体数：40 体 $0.4 \text{ 人} \cdot \text{mSv} \div 48 \text{ 体} \times 40 \text{ 体} + 0.23 \text{ 人} \cdot \text{mSv} \div 68 \text{ 体} \times 40 \text{ 体}$ $\approx 0.47 \text{ 人} \cdot \text{mSv}$ <u>算定結果： 0.47 人・mSv</u>	約 0.01
汚染状況の調査	【汚染状況調査】 ①想定被ばく線量：0.04mSv／日 (1号炉管理区域内の平均霧囲気線量当量率から想定) ②想定作業者数：10 人／日 ③想定作業期間：4 年 (240 日／年) $0.04 \text{ mSv} / \text{日} \times 10 \text{ 人} / \text{日} \times 240 \text{ 日} / \text{年} \times 4 \text{ 年} = 384.0 \text{ 人} \cdot \text{mSv}$ <u>算定結果： 384.0 人・mSv</u> 【原子炉内部の汚染状況の調査】 過去の原子炉開放・復旧関連作業より算定 (至近 3 回の作業における最大実績) <u>算定結果： 17.91 人・mSv</u>	約 0.41

作業	算定方法	被ばく線量 (人・Sv)
	<p>【原子炉冷却材浄化系再生熱交換器室】</p> <p>①想定被ばく線量 : 0.058mSv／日 (当該エリアの雰囲気線量当量率から想定)</p> <p>②想定作業工数 : 481 人・日 (除染対象機器の開放点検実績に基づく想定)</p> $0.058 \text{ mSv} / \text{日} \times 481 \text{ 人} \cdot \text{日} = 27.90 \text{ 人} \cdot \text{mSv}$ <p style="text-align: right;"><u>算定結果 : 27.90 人・mSv</u></p> <p>【原子炉冷却材浄化系保持ポンプ室 (A)】</p> <p>①想定被ばく線量 : 0.017mSv／日 (当該エリアの雰囲気線量当量率から想定)</p> <p>②想定作業工数 : 27.5 人・日 (除染対象機器の分解点検実績に基づく想定)</p> $0.017 \text{ mSv} / \text{日} \times 27.5 \text{ 人} \cdot \text{日} = 0.47 \text{ 人} \cdot \text{mSv}$ <p style="text-align: right;"><u>算定結果 : 0.47 人・mSv</u></p> <p>【原子炉冷却材浄化系保持ポンプ室 (B)】</p> <p>①想定被ばく線量 : 0.022mSv／日 (当該エリアの雰囲気線量当量率から想定)</p> <p>②想定作業工数 : 27.5 人・日 (除染対象機器の分解点検実績に基づく想定)</p> $0.022 \text{ mSv} / \text{日} \times 27.5 \text{ 人} \cdot \text{日} = 0.61 \text{ 人} \cdot \text{mSv}$ <p style="text-align: right;"><u>算定結果 : 0.61 人・mSv</u></p> <p>【原子炉冷却材浄化系循環ポンプ室 (A)】</p> <p>①想定被ばく線量 : 0.022mSv／日 (当該エリアの雰囲気線量当量率から想定)</p> <p>②想定作業工数 : 137 人・日 (除染対象機器の分解点検実績に基づく想定)</p> $0.022 \text{ mSv} / \text{日} \times 137 \text{ 人} \cdot \text{日} = 3.01 \text{ 人} \cdot \text{mSv}$ <p style="text-align: right;"><u>算定結果 : 3.01 人・mSv</u></p> <p>【原子炉冷却材浄化系循環ポンプ室 (B)】</p> <p>①想定被ばく線量 : 0.017mSv／日 (当該エリアの雰囲気線量当量率から想定)</p> <p>②想定作業工数 : 137 人・日 (除染対象機器の分解点検実績に基づく想定)</p> $0.017 \text{ mSv} / \text{日} \times 137 \text{ 人} \cdot \text{日} = 2.33 \text{ 人} \cdot \text{mSv}$ <p style="text-align: right;"><u>算定結果 : 2.33 人・mSv</u></p>	約 0.04
汚染の除去		
原子炉施設の維持管理	<p>①1年当たりの被ばく線量 : 31.62 人・mSv／年 (至近 3 年間での線量の最大値)</p> <p>②解体工事準備期間 : 8 年</p> $31.62 \text{ 人} \cdot \text{mSv} / \text{年} \times 8 \text{ 年} = 252.96 \text{ 人} \cdot \text{mSv}$ <p style="text-align: right;"><u>算定結果 : 252.96 人・mSv</u></p>	約 0.26
	合計※ (8 年間)	約 0.7
(参考)	女川原子力発電所の停止前の 8 年間の合計被ばく線量 (平成 15 年から平成 22 年度)	(1~3 号炉合算) 約 18

※ : 端数処理のため合計値が一致しないことがある。

女川原子力発電所 1号炉審査資料	
資料番号	01-DP-017(改0)
提出年月日	令和2年1月14日

女川原子力発電所 1号発電用原子炉

新燃料の譲渡しに伴う
発電所作業時の安全措置について

令和2年1月
東北電力株式会社

目 次

1.	はじめに	1
2.	使用済燃料プールに貯蔵している新燃料の取扱い作業	1
3.	使用済燃料プールに貯蔵している新燃料の取扱い作業に係る安全措置	1
3.1	燃料棒の変形及び損傷の防止	2
3.2	臨界の防止	2

1. はじめに

女川原子力発電所1号炉では、新燃料貯蔵庫に1体、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に40体の新燃料を貯蔵しており、これらの新燃料は、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに加工施設へ全量搬出し、加工事業者に譲り渡すこととしている。本資料は、使用済燃料プールに貯蔵している新燃料の譲渡しに伴う発電所作業時の安全措置について説明する。

2. 使用済燃料プールに貯蔵している新燃料の取扱い作業

使用済燃料プールに貯蔵している新燃料は、その貯蔵期間が長期に及び、燃料の表面にクラッドが付着している可能性があるため、加工事業者への譲渡しに当たっては汚染の除去を行う必要がある。このため、燃料表面に付着している放射性物質の飛散等の汚染の拡大防止措置を実施した上で、第1図に示すとおり、気中において燃料集合体1体ごとに燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を除染、汚染検査を実施した後に、新品の燃料部材を用いて再度燃料集合体の形状に戻し、外観検査、寸法検査（燃料棒ピッチの間隔測定）を実施した上で、新燃料貯蔵庫に一時的に貯蔵する。

新燃料貯蔵庫から新燃料を取り出した後、新燃料輸送容器に収納するとともに、外観検査、線量当量率検査等の発送前検査を実施する。合わせて、車両運搬確認申請、取決めの締結確認申請等の法令に基づく手続きを行い、加工施設に搬出する。

3. 使用済燃料プールに貯蔵している新燃料の取扱い作業に係る安全措置

上記の燃料棒の引抜き、除染及び燃料集合体形状への再組立作業に当たっては、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用するとともに、取り扱う燃料集合体は1体ごととし、かつその1体分の燃料棒のみに限定することで臨界を防止する。

3.1 燃料棒の変形及び損傷の防止

- (1) 燃料棒の引抜き, 除染及び燃料集合体形状への再組立作業では, 燃料集合体及び燃料棒は横置きの作業台上で取り扱う。また, 作業台は, アンカーボルトで床に固定する。
- (2) 燃料集合体は, 下部タイプレート及びスペーサ部分で作業台に固定する。
- (3) 引き抜いた燃料棒は, 横置きの作業台で支持することで, 落下しないようにする。
- (4) 作業台上の燃料棒移動経路には, 燃料棒を変形させるおそれのある干渉物を設置しない。
- (5) 燃料棒の引抜き, 除染及び燃料集合体形状への再組立作業は, 加工事業者の燃料集合体組立解体工程の作業者として認定された者が実施する。

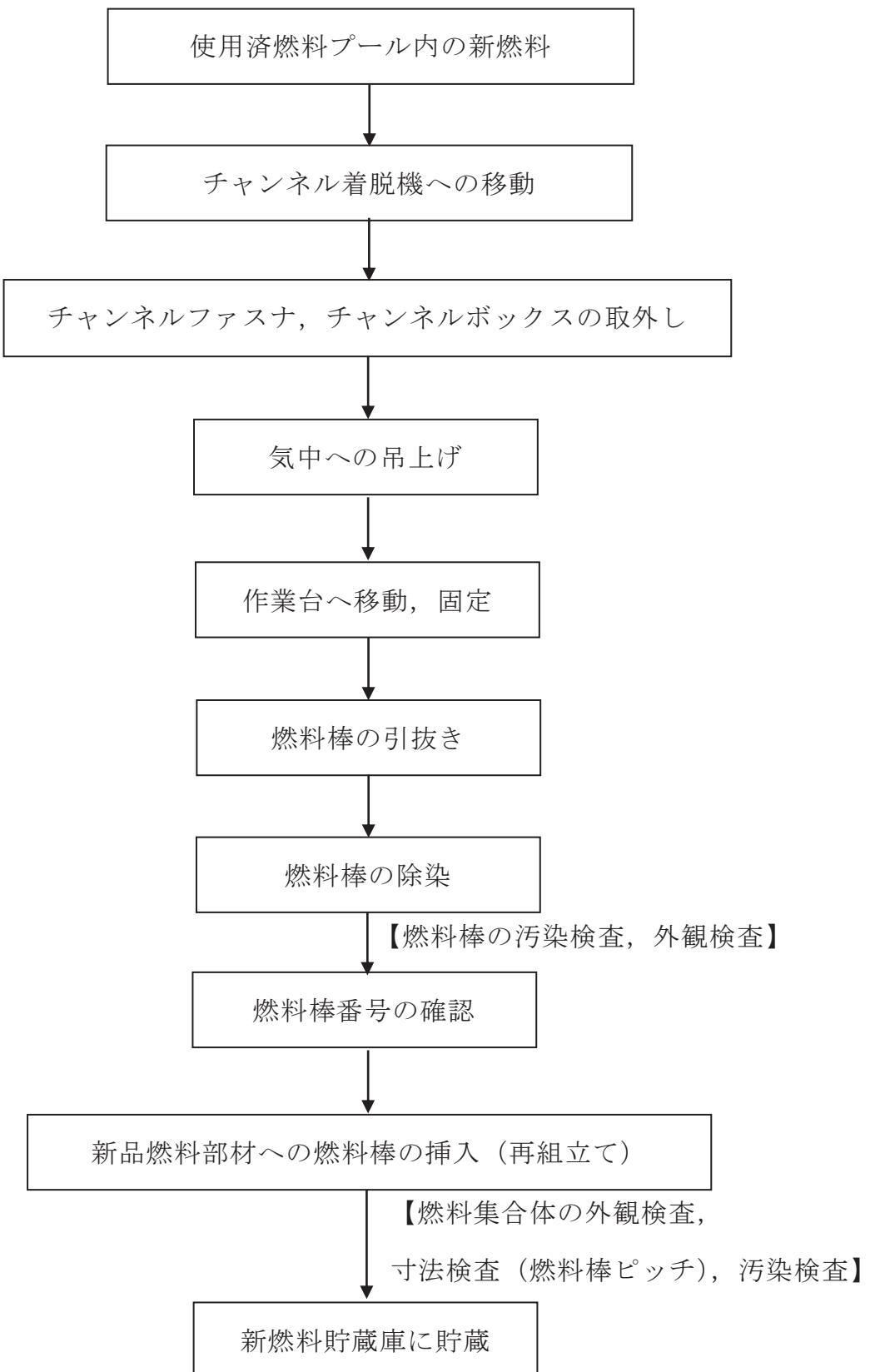
3.2 臨界の防止

(1) 評価条件

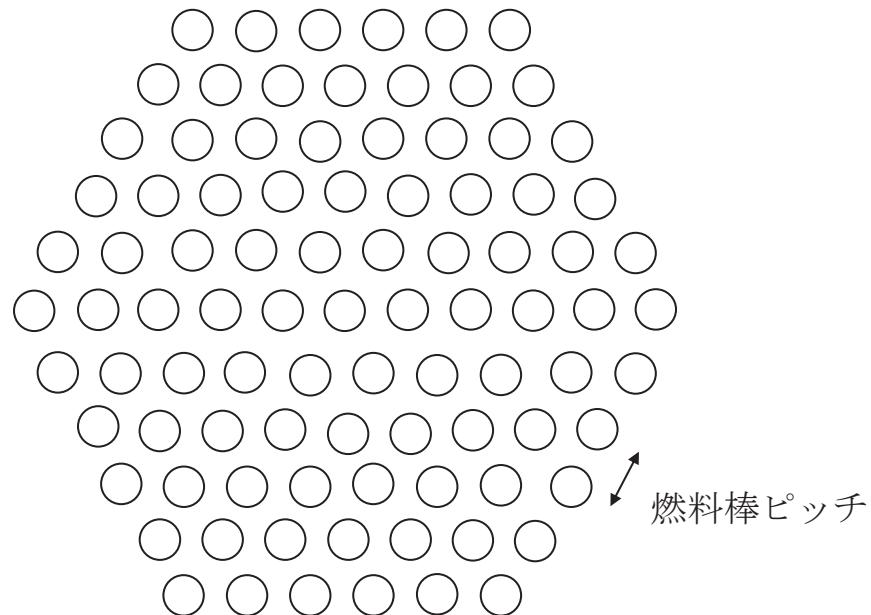
- ① 解析コード : KENO-V.a
- ② 評価対象燃料 : 9×9 燃料 (B型)
- ③ 第2図に示す稠密となる三角格子配列で燃料棒 91 本のピッチ (中心間距離) を変化させる。
- ④ 燃料棒の軸方向は無限長さとし, 周辺には十分な厚さの水反射体を置く。
- ⑤ すべての燃料棒に一律濃縮度 5% のペレットを封入することを仮定する。
- ⑥ ペレット密度は, 理論密度 100% とする。
- ⑦ 中性子を吸収するガドリニアを考慮しない。

(2) 評価結果

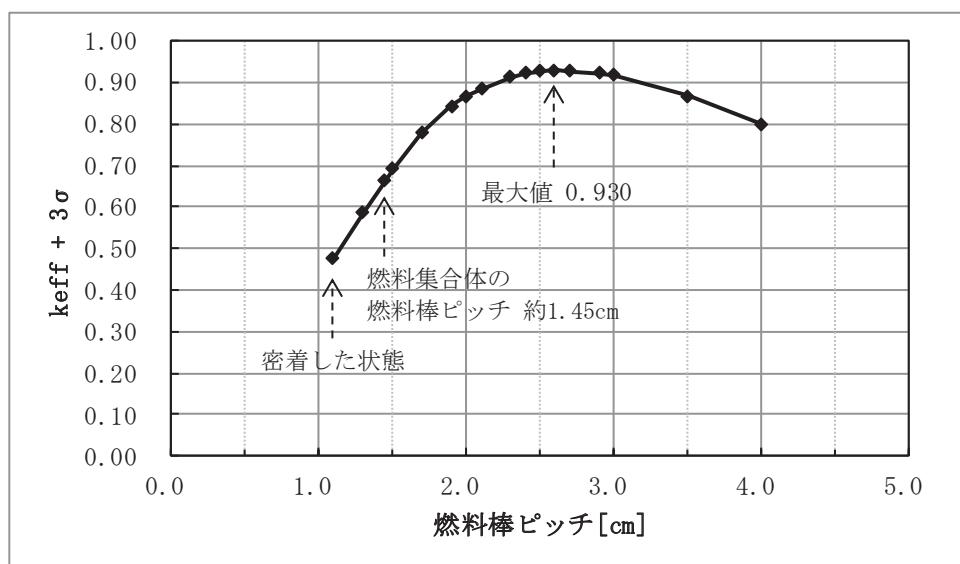
燃料棒ピッチを変化させた場合の未臨界性評価結果を第3図に示す。実効増倍率の最大値は 0.930 であり, 9×9 燃料 (B型) 1 体分の燃料棒 72 本であれば, 万一水没したとしても臨界に達するおそれはない。



第1図 使用済燃料プール内新燃料の取扱い作業



第2図 三角格子配列



第3図 燃料棒ピッチ変化時の未臨界性評価結果（9×9燃料（B型））

女川原子力発電所 1号炉審査資料	
資料番号	01-DP-018(改2)
提出年月日	令和2年2月13日

女川原子力発電所 1号発電用原子炉
1号炉使用済燃料プール水全喪失時の
評価について

令和2年2月
東北電力株式会社

目 次

1. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性評価……………1
2. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の未臨界性の評価について……………5
3. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について……………10

1. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料の健全性評価

1. 1 評価条件

使用済燃料プールの保有水が全喪失した場合であっても、崩壊熱量が小さいときには、露出した燃料が、空気の自然対流により冷却維持が可能と考えられる。

評価条件として、平成29年4月1日時点の崩壊熱を想定し、使用済燃料プール水が全て喪失していると仮定し、使用済燃料の発熱は、原子炉建家内空気及び原子炉建家の天井を通して外気に放熱されることにより除熱されるものとする。

使用済燃料プール水が全て喪失し、使用済燃料の発熱による原子炉建家内の室内温度が定常状態となる場合において、外気温度を境界条件として、原子炉建家内空気の最高温度を求める。次に、原子炉建家内空気が最も発熱量が大きい燃料の下部から流入した際の燃料出口での空気温度を崩壊熱より評価し、その空気温度するために必要となる燃料被覆管温度を、熱伝達を考慮することにより評価を行う（図1）。

なお、本評価モデルでは、ヒートシンクは原子炉建家の天井のみとしており、建家からの放熱の観点からは保守的な設定としている。また、原子炉建家の換気は考慮せず、密閉状態を想定している。燃料への空気の流路は、チャンネルボックスの断面を実効的な流路と考え、チャンネルボックスと使用済燃料貯蔵ラック間の領域は無視する保守的な設定としている。評価条件を表1に示す。

燃料健全性評価に用いたパラメータ（内表面熱伝達率、コンクリートの熱伝導率、外面熱伝達率）の考え方について、別紙1に示す。また、相当外気温度における太陽の輻射熱の考慮について、別紙2に示す。

1. 2 評価結果

燃料被覆管温度評価結果を表2に示す。燃料は室内空気の自然対流により冷却され、1号炉での燃料被覆管温度は最高でも約287°C以下に保たれる。これらの燃料被覆管温度では、ジルコニウム合金である燃料被覆管の酸化反応速度は小さく、燃料被覆管の酸化反応による表面温度への影響はほとんどない^[1]。建家内空気温度評価の保守性について、別紙3に示す。

また、燃料被覆管温度を287°Cとした条件において、原子炉運転中の酸化減肉及び使用済燃料プール水が全て喪失した後の空気中での酸化減肉を考慮したクリープ歪の評価を行った。この結果、燃料被覆管のクリープ歪は1年後においても約0.1%であり、燃料被覆管の健全性を確認するためのクリープ歪の制限値1%^[2]を十分下回っていることから、使用済燃料プール水が喪失してから1年後においてもクリープ変形による破断は発生せず、燃料健全性は維持される。

以上のことから、使用済燃料プールの保有水が全て喪失しても、燃料被覆管温度は約287°C以下に保たれ、酸化反応が促進されることではなく、燃料被覆管温度の上昇が燃料の健全性に影響を与えることはないと考えられる。

表1 評価条件

計算手順	入力パラメータ	値	根拠
原子炉建家からの放熱計算 (建家内空気温度計算)	使用済燃料の総発熱量	165kW	・SFPに貯蔵されている使用済燃料821体の総発熱量（平成29年4月1日時点） ・ORIGEN2にて崩壊熱を計算
	天井面積	[REDACTED]	伝熱面積として建家の全天井面積を設定
	内表面熱伝達係数	$9\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$	建築分野で標準的に用いられる値を設定[3]
	天井コンクリートの厚さ	[REDACTED]	建物図面より設定
	コンクリートの熱伝導率	$2.6\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$	コンクリートの一般的な物性値を設定[4]
	外表面熱伝達係数	$23\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$	建築分野で標準的に用いられる値を設定[3]
	相当外気温度	60°C	太陽の輻射効果を考慮して設定[5]
自然対流熱伝達の計算（燃料集合体出口空気温度計算）	燃料集合体1体の発熱量	0.374kW	・SFPに貯蔵されている使用済燃料821体のうち燃料集合体1体の発熱量の最大値（平成29年4月1日時点） ・ORIGEN2にて崩壊熱を計算
	流路面積	[REDACTED]	ラックセル内のチャンネルボックスの正方形断面内の流路を実効的な流路と設定
	流れの等価直径	[REDACTED]	流路面積と摩擦損失計算用濡れぶち長さより算出
	局所圧力損失係数	[REDACTED]	燃料集合体内の局所圧力損失係数として、下部タイプレート、スペーサ（7個）及び上部タイプレートの局所圧力損失係数の合計値に余裕を見て、計算流路全体の係数として設定
燃料被覆管表面温度計算	熱の等価直径	[REDACTED]	流路面積と伝熱計算用濡れぶち長さより算出
	発熱長さ	[REDACTED]	燃料棒有効長を設定
	ピーピングファクタ	2.6	直近の運転サイクル中の最大値（実績値）を設定

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表2 1号炉 燃料被覆管温度・クリープ歪

項目	1号炉	備考
燃料被覆管温度 (°C)	約 287	・平成 29 年 4 月 1 日時点 ^{※1} での評価
クリープ歪 (%) ^{※2}	約 0.1	・平成 29 年 4 月 1 日時点 ^{※1} での評価

※1 全燃料は使用済燃料プールに貯蔵された状態

※2 BWR の未照射燃料被覆管クリープ式^[6]を用いてクリープ歪を評価。当該クリープ式は、8×8 燃料を試供材とした実験結果に基づき導出されたものだが、8×8 燃料と 9×9 燃料は共に被覆管材質がジルカロイ-2 であり、燃料被覆管肉厚が異なるものの、当該式は、被覆管周方向応力を変数とする関数であることから、同様に取り扱うことができる

(参考文献)

- [1] “Air Oxidation Kinetics for Zr-Based Alloys”, Argonne National Laboratory, NUREG/CR-6846 ANL-03/32
- [2] 「日本原子力学会標準 使用済燃料中間貯蔵施設用金属キャスクの安全設計及び検査基準：2010」2010年7月, 社団法人 日本原子力学会
- [3] 「最新建築環境工学」田中俊六 他共著, 井上書院
- [4] 「コンクリート標準示方書」土木学会
- [5] 「空気調和・衛生工学便覧第13版 3 空気調和設備設計篇」空気調和・衛生工学会編
- [6] 「04-基炉報-0001 平成 15 年度リサイクル燃料資源貯蔵施設安全解析コード 改良試験(燃料の長期安全性に関する試験最終成果報告書)」, 平成 16 年 6 月, 独立行政法人原子力安全基盤機構

(1号炉)

使用済燃料の崩壊熱は天井面から外気に放出される

外気温度 60°C
原子炉建家

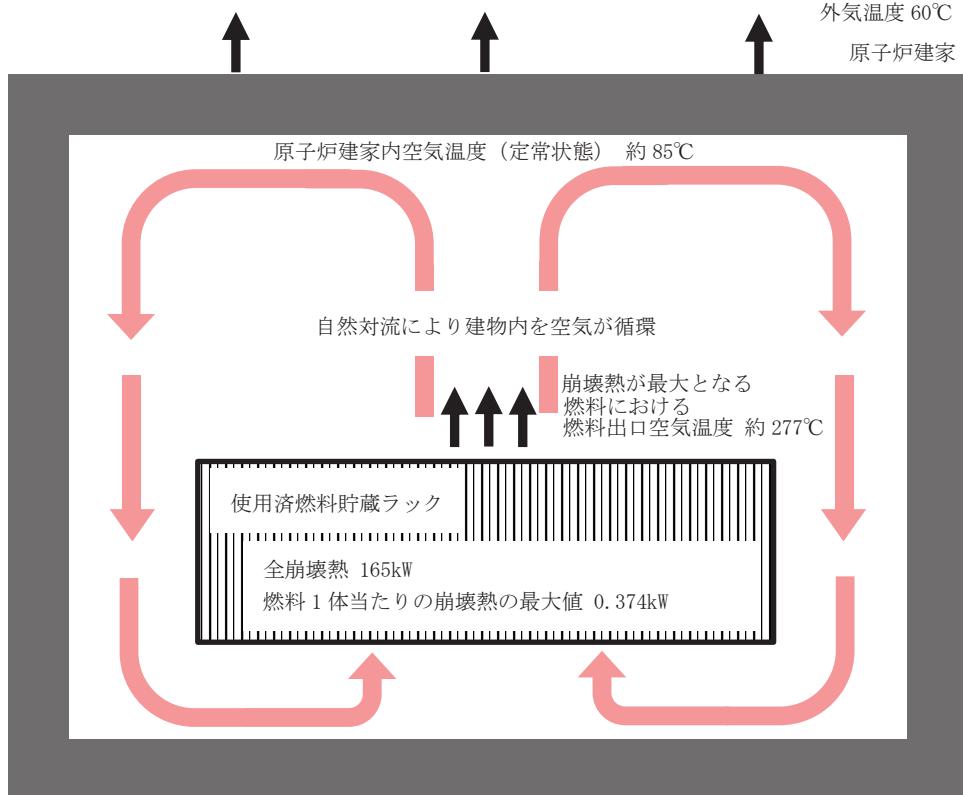


図1 評価モデル

2. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の未臨界性の評価について

2. 1 評価の概要

使用済燃料プール水が沸騰や喪失した場合を想定し、燃料仕様やラック仕様等をインプットとした SCALE コードで実効増倍率を評価し、臨界を防止できることを確認した。評価の概要及びパラメータの根拠を図 2 及び表 3 に示す。また、平成 30 年 12 月 21 日時点の使用済燃料貯蔵ラックの配置状況を図 3 に示す。

また、未臨界評価の計算体系の考え方について別紙 4 に示す。

2. 2 未臨界性評価の不確定性について

未臨界評価においては、使用済燃料貯蔵ラックの製造公差、使用済燃料貯蔵ラック内燃料偏心等の不確定性を考慮して保守的な評価を実施している。モンテカルロ計算による実効増倍率評価結果の統計誤差と使用済燃料貯蔵ラック内燃料偏心等の不確定性を考慮した実効増倍率を表 4-1 に示す。また、使用済燃料貯蔵ラックの製造公差、使用済燃料貯蔵ラック内燃料偏心等保守的に設定した条件の影響について、表 4-2 に示す。

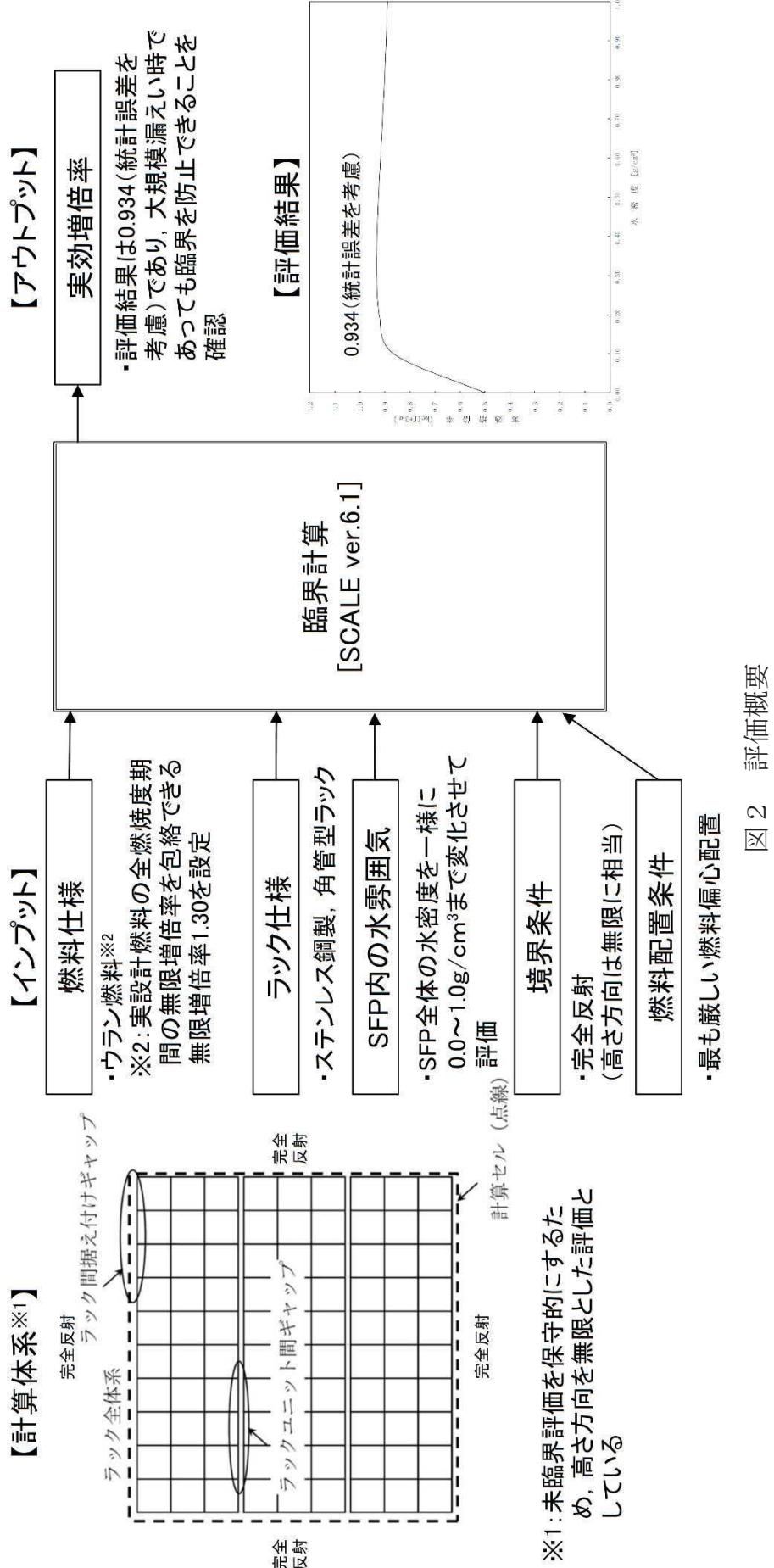
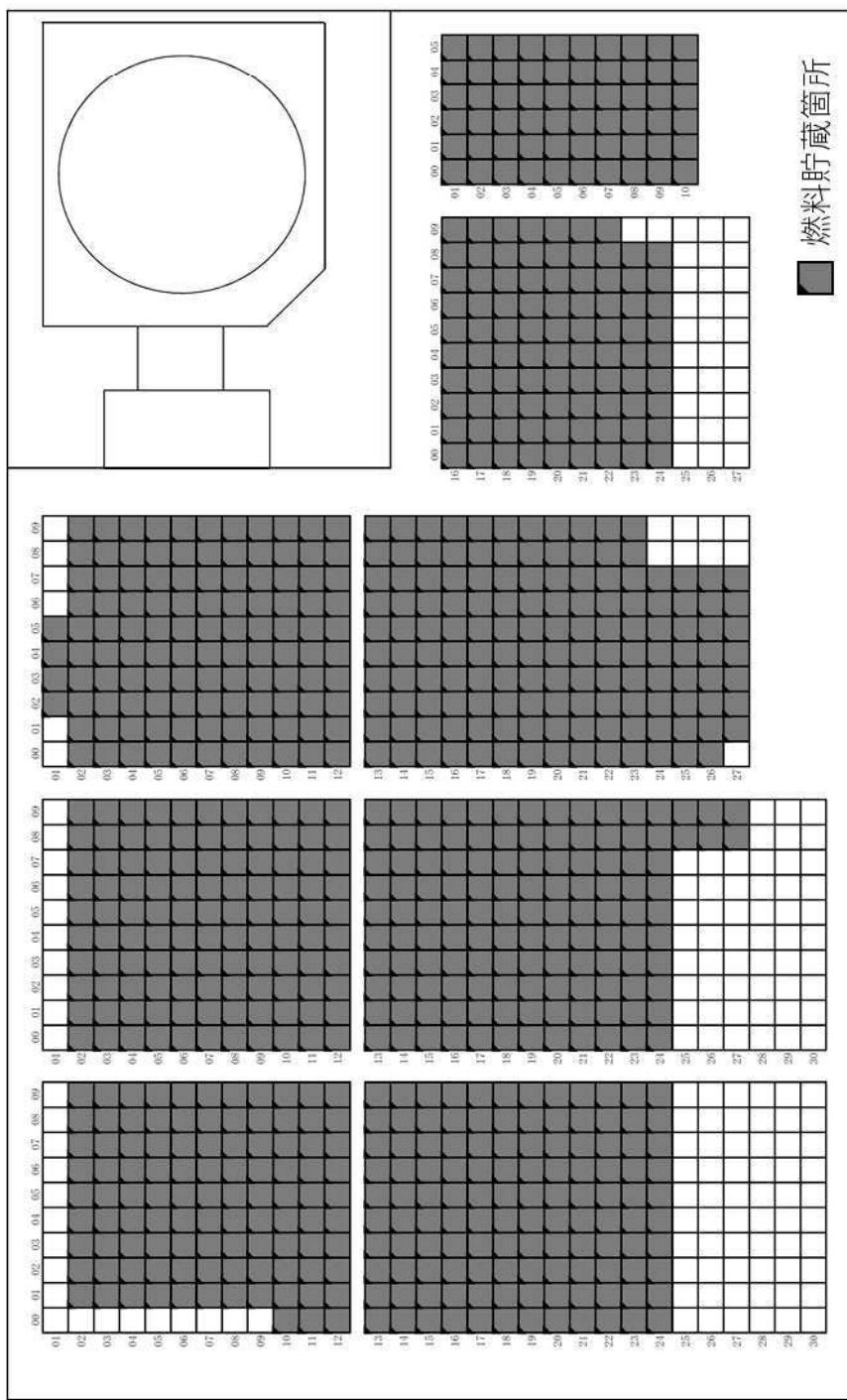


図 2 評価概要

表 3 パラメータの根拠

パラメータ	計算条件	設定根拠
燃料仕様 (燃料種類)	ウラン燃料	実設計燃料の全燃焼度期間の無限増倍率を包絡できる無限増倍率1.30を設定
材料	ステンレス鋼	—
ラック仕様 厚さ	未臨界性評価上厳しくなるように、製造公差を考慮して下限値を設定	—
ラック仕様 内のり	未臨界性評価上厳しくなるように、製造公差を考慮して上限値を設定	—
ラック仕様 中心間距離	未臨界性評価上厳しくなるように、製造公差を考慮して下限値を設定	—
ラック内燃料偏心	ラック中央に向かって偏心	未臨界性評価上厳しくなるような偏心配置を調査して設定
SFP内水分圧密度	0.0~1.0g/cm ³	いかなる密度条件においても臨界を防止できることの確認として設定
境界条件 上面, 下部	完全反射	高さ方向は無限長、側面はラック単位が無限に繰り返す配置に相当するため、未臨界性評価上厳しくなる
境界条件 側面		

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



使用済燃料プール内の状況

燃料集合体及びチャンネルボックス

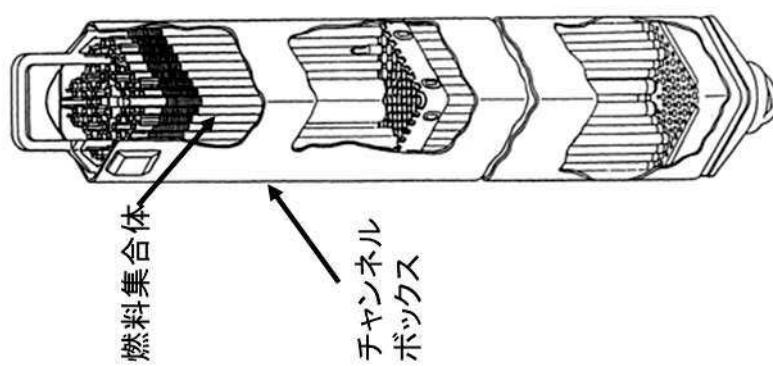


図3 使用済燃料及び使用済燃料貯蔵ラックの概要

表4－1 統計誤差

実効増倍率		
実効増倍率	$\pm \sigma^{*1}$	実効増倍率 + 3 σ
0.934	0.00019	0.934

*1 統計誤差

表4－2 ラック製造公差等の実効増倍率評価に与える不確定性

臨界計算上の不確定性評価項目	不確定性
厚さ	
内のり	
中心間距離	
ラック内燃料偏心	

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

3. 使用済燃料プール水大規模漏えい時の使用済燃料からのスカイシャイン線による周辺公衆の放射線被ばくへの影響について

3. 1 評価の概要

1号炉原子炉建家内の使用済燃料プールの冷却水が全て喪失した場合を想定して、敷地境界上の評価地点におけるスカイシャイン線による実効線量率を評価した。

3. 2 前提条件

評価の前提条件は以下のとおりとする。

- ・1号炉原子炉建家内の使用済燃料プールにおいて、冷却水が全て喪失した場合を想定する。
- ・使用済燃料プール壁面等の周囲構造物は健全であり、使用済燃料からの放射線を遮蔽する効果は維持される。
- ・評価は燃料集合体から放出される γ 線を線源として実施する。

3. 3 評価条件

評価条件は以下のとおりとする。

- ・使用済燃料集合体の健全性は維持される。
- ・線源となる貯蔵中の使用済燃料は、燃焼度及び冷却年数を保守的に設定し、燃料は全数保管していることとする。
- ・使用済燃料プール冷却水は全て喪失しているものとし、水遮蔽の効果は見込まない。
- ・放射線が散乱するオペレーションフロア上部の範囲については原子炉建家の遮蔽効果は考慮しない。
- ・評価モデルは、実際の使用済燃料貯蔵ラック配置を包絡する形状を想定し、その中央の使用済燃料有効部上端高さ位置に点線源を配置するモデルとする。
- ・評価は、海側方位を除いた敷地境界上で、1号炉原子炉建家内の使用済燃料プールからの距離が最も短く、実効線量率が最大となる地点について実施する。
- ・線源強度の設定条件を表5、評価地点の条件を表6に示す。
- ・評価モデルを図5に示す。

3. 4 評価結果^{*1}^{*2}

敷地境界上の評価地点におけるスカイシャイン線による実効線量率は約 $7.7 \mu\text{Sv}/\text{h}$ となり、保安規定に基づき整備している体制に従い使用済燃料プールに注水する等の措置を講じる時間を十分確保できる^{*3}ことから、周辺公衆の放射線被ばくへの影響は小さい。

- ※1：中性子線による線量率は、使用済燃料近傍において γ 線による線量率に比べ4桁以上小さいため評価結果には影響しない。
- ※2：燃料集合体の上部構造物は、線源としての効果もあるが、燃料有効部からの放射線を遮蔽する効果の方が大きく、敷地境界上の評価地点における線量率が1割程度小さくなるため考慮していない。
- ※3：敷地境界上における被ばく線量が事故時の線量目標である 5 mSv に達するまで約27日間の期間がある。

表5 線源強度の設定条件

使用済燃料仕様	9×9 燃料
使用済燃料燃焼条件	55GWd/t
使用済燃料冷却期間	約6年
使用済燃料貯蔵体数	1060 体

表6 評価地点の条件

(単位 : m)

敷地境界評価地点 O.P.	100
使用済燃料プールからの距離	660

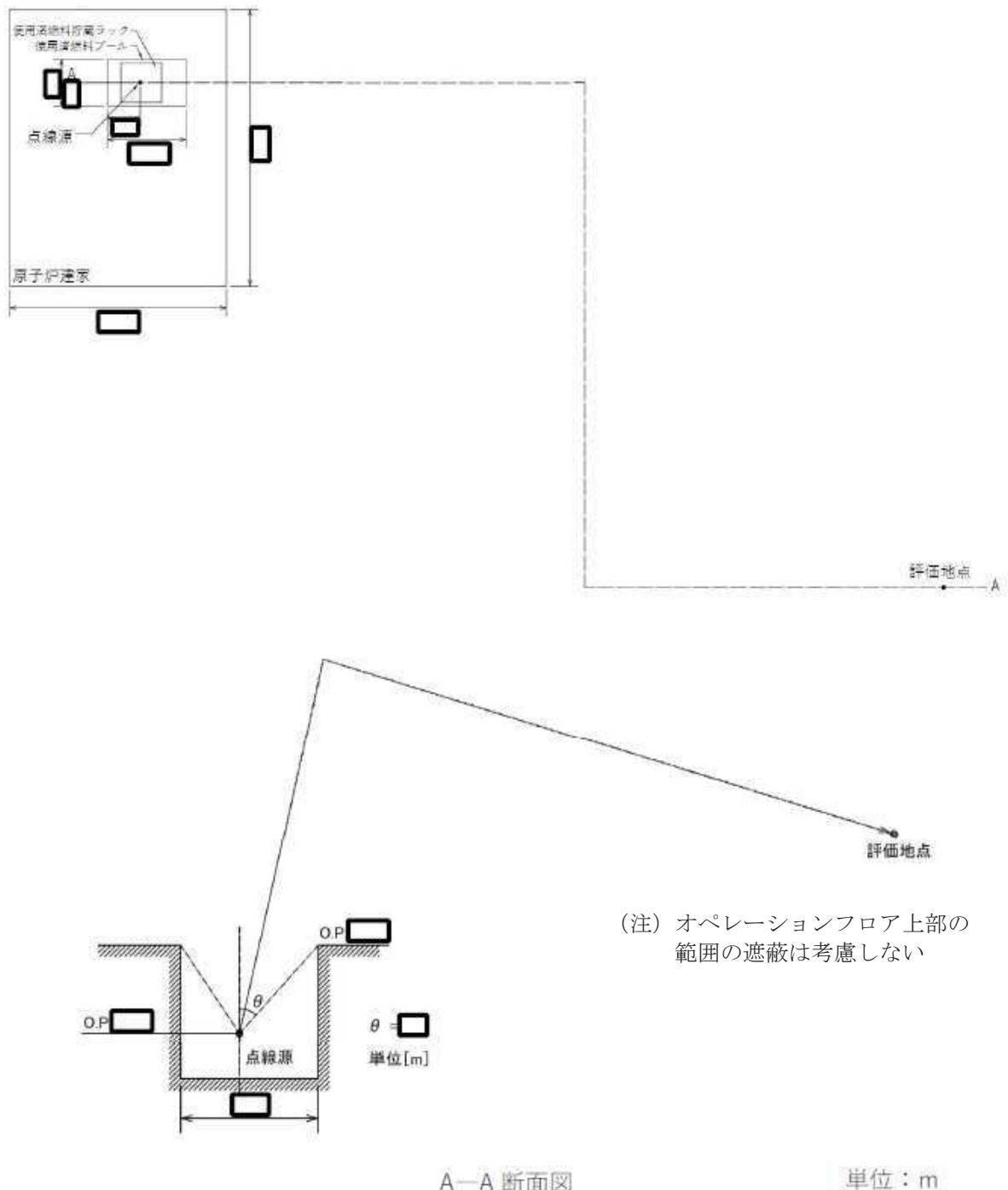


図5 評価モデル^{※4}

※4：線源の位置は、使用済燃料貯蔵ラック中央に点線源として想定する。
点線源の高さは、保守的に使用済燃料有効部上端高さに配置する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

3. 5 直接線の考慮が不要であることの理由について

使用済燃料の上端は、使用済燃料プールの設置されている原子炉建家のオペレーションフロアから約7m下にあり、使用済燃料プール壁面等の周囲構造物は健全で遮蔽する効果は維持されることから、直接線の影響は無視できるとしている。

なお、添付書類六追補で評価している周辺公衆に対するスカイシャイン線による線量評価と同地点の直接線の実効線量を、使用済燃料プール壁面等の周囲構造物による遮蔽を考慮して評価を行った。

a. 直接線による実効線量の評価条件

- ・線源強度および評価地点の条件は、スカイシャイン線評価と同様に、表5および表6の条件にて算出した。
- ・使用済燃料プール壁面等の周囲構造物による遮蔽を考慮し、評価地点における直接線による実効線量を評価した。
- ・使用済燃料プール壁面等の周囲構造物による遮蔽は、工認に記載のコンクリート厚さとして、使用済燃料プール壁面のコンクリート厚さは2.1m、原子炉建家外壁は0.6mとした。
- ・直接線の評価に当たっては、実績のあるQAD-CGGP2Rコードを使用した。

b. 評価結果

直接線による実効線量は約 $1.5 \times 10^{-10} \mu\text{Sv}/\text{h}$ となり、スカイシャイン線による実効線量の約 $7.7 \mu\text{Sv}/\text{h}$ と比べ十分に小さいことから、直接線の考慮は不要である。

燃料健全性評価に用いたパラメータの考え方について

1. はじめに

廃止段階の試験研究炉・実用発電用原子炉の使用済燃料プールに保管している使用済燃料の健全性評価については、使用済燃料プールの水が喪失した場合の建家内空気温度を評価し、その温度が1年間継続した場合に、熱によるクリープ歪によって損傷が発生しないことを評価することで、燃料の健全性に影響がないことを確認している。

評価を実施するにあたって、外気温度や建家の放熱面積等のプラント毎に設定する数値を現実的に起こりえない厳しい条件を設定している。これら厳しく設定したプラント固有のパラメータと、各種の文献から引用した値を組み合わせて評価を実施することにより、建家の空気温度を保守的に評価している。以下に建家の空気温度の評価方法及びその保守性について示し、その後、コンクリートの熱伝導率、内表面熱伝達率及び外表面熱伝達率の考え方を示す。

2. 建家の空気温度の評価方法

建家内空気温度(T_{in-air})は、①使用済燃料の総発熱量(Q_{total})、②天井面積(A_{roof})、③内表面／外表面熱伝達率(h_1/h_2)、④コンクリート熱伝導率(λ_{con})、⑤相当外気温度($T_{out-air}$)など様々なパラメータを組み合わせて評価している。

$$(評価式) \quad T_{in-air} = q'' (1/h_1 + t_{con}/\lambda_{con} + 1/h_2) + T_{out-air} \quad (^{\circ}\text{C})$$

$$q'' = Q_{total}/A_{roof}$$

評価においては、保守的に実施するため、以下のパラメータを厳しく想定している。

- ・相当外気温度：文献データ^[1]を基に一般化された「実効温度差」を室温（設計室温の40°Cを採用）に加算し、これを相当外気温度としている。この相当外気温度が1年間昼夜問わず継続すると仮定^{*1}

*1 実際は季節・昼夜による気温変動が想定されるが、保守的にこれらの効果を無視している。外気温が高くなるほど燃料被覆管温度は高くなる。

- ・天井面積 : 使用済燃料プールが設置されている建家から外気の放熱を、使用済燃料プール直上の天井面からだけに限定^{*2}

*2 実際は建家の壁面や底面からの放熱が想定されるが、保守的にこれらの効果を無視。放熱面積が限定されるほど建家内からの放熱量が減少するため、燃料被覆管温度が高くなる。

3. コンクリートの熱伝導率の考え方

コンクリートの熱伝導率は、コンクリートの一般的な物性値である $2.6\text{W}/(\text{m} \cdot \text{k})$ を使用している。以下に現実的な評価条件におけるコンクリートの温度の評価を示し、同物性値を使用することの妥当性を示す。

3. 1 建家天井内面温度(T_1)の算出方法

<算出式>

$$T_1 = T_{\text{in-air}} - q''_{\text{roof}} / h_1$$

ここで、建家内空気温度($T_{\text{in-air}}$)は、下記のように①使用済燃料の総発熱量(Q_{total})、②天井／側壁伝熱面積($A_{\text{roof}}/A_{\text{wall}}$)、③内表面／外表面熱伝達率(h_1/h_2)、④コンクリート熱伝導率(λ_{con})、⑤相当外気温度($T_{\text{out-air}}$)、⑥天井／側壁厚さ($t_{\text{roof}}/t_{\text{wall}}$)などのパラメータを組み合わせて評価。

<算出式>

$$T_{\text{in-air}} = Q_{\text{total}} / (K_{\text{roof}} \times A_{\text{roof}} + K_{\text{wall}} \times A_{\text{wall}}) + T_{\text{out-air}} (\text{°C})$$

$$K_{\text{roof}} = 1 / (1/h_1 + t_{\text{roof}}/\lambda_{\text{con}} + 1/h_2)$$

$$K_{\text{wall}} = 1 / (1/h_1 + t_{\text{wall}}/\lambda_{\text{con}} + 1/h_2)$$

K_{roof} と K_{wall} は、天井と側壁における建家内面から外面の熱通過率を示す。

$$q''_{\text{roof}} = K_{\text{roof}} (T_{\text{in-air}} - T_{\text{out-air}})$$

3. 2 現実的なパラメータの設定及びコンクリート温度の評価結果

入力パラメータのうち、伝熱面積については、外気に接する側壁を考慮すると
[] となる。

相当外気温度^{※3}については、過去 10 年のデータにおいて、1 日平均値のうち最も高い値である 38°C を想定する。

※3 太陽の輻射熱を考慮した温度。燃料健全性の評価は 1 年間におけるクリープ歪量を評価するため、1 日平均値のうち最も高い値を想定することは保守的な想定となる

以上より、建家天井（コンクリート）の温度を評価すると 45°C となる。従って、本評価においてコンクリート熱伝導率 ($2.6\text{W}/(\text{m} \cdot \text{K})$) を設定することは妥当と考えられる。

[] 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

4. 内表面熱伝達率及び外表面熱伝達率の考え方

内表面熱伝達率及び外表面熱伝達率は、文献^[2]に基づき、一般的に用いられている値を使用している。外表面熱伝達率の対流熱伝達率については、風速の設定が必要となるが、本評価においては風速3m/sを想定している。以下に内表面熱伝達率及び外表面熱伝達率の考え方、風速設定の妥当性について示す。

4. 1 内表面熱伝達率及び外表面熱伝達率の設定の考え方

本評価において内表面熱伝達率及び外表面熱伝達率は、建築環境工学の文献に基づき、一般的に用いられている以下の値を設定している。

- ・内表面熱伝達率 $9 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K}) = 4.6$ (放射熱伝達率) + 4.4 (対流熱伝達率 [無風])
- ・外表面熱伝達率 $23 \text{ W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K}) = 5.1$ (放射熱伝達率)
+ 17.9 (対流熱伝達率 [風速3m/s])

4. 2 外表面熱伝達率における対流熱伝達率設定のための風速の考え方

外表面熱伝達率の対流熱伝達率については、屋外であることから風速3m/sの強制対流条件とした伝熱工学の式（ユルゲスの式）を用いて算出している。風速3m/sを前提として算出した値を用いることについては以下の点から妥当である。

- ・女川原子力発電所の風速データのうち、過去10年間での最小年平均風速は図1に示すとおり、地上高10mで約1.7m/sである。女川1号炉原子炉建家天井面は地上高約47mであり、文献^[3]に基づき計算すると年平均風速は約3m/sと想定され同等である
- ・風速が変化したとしても建家温度が変動するまでには時間遅れが発生し、この間に風速も変化するため、短時間の風速の変化の影響は限定的である
- ・仮に風速が2m/sもしくは1m/sになったとしても、建家温度に与える影響は2°Cもしくは6°C上昇する程度であり、表1に示すとおり申請書に記載の建家内空気温度評価が有する保守性に包絡される

2015年風速データ（採取場所：地上高10m）

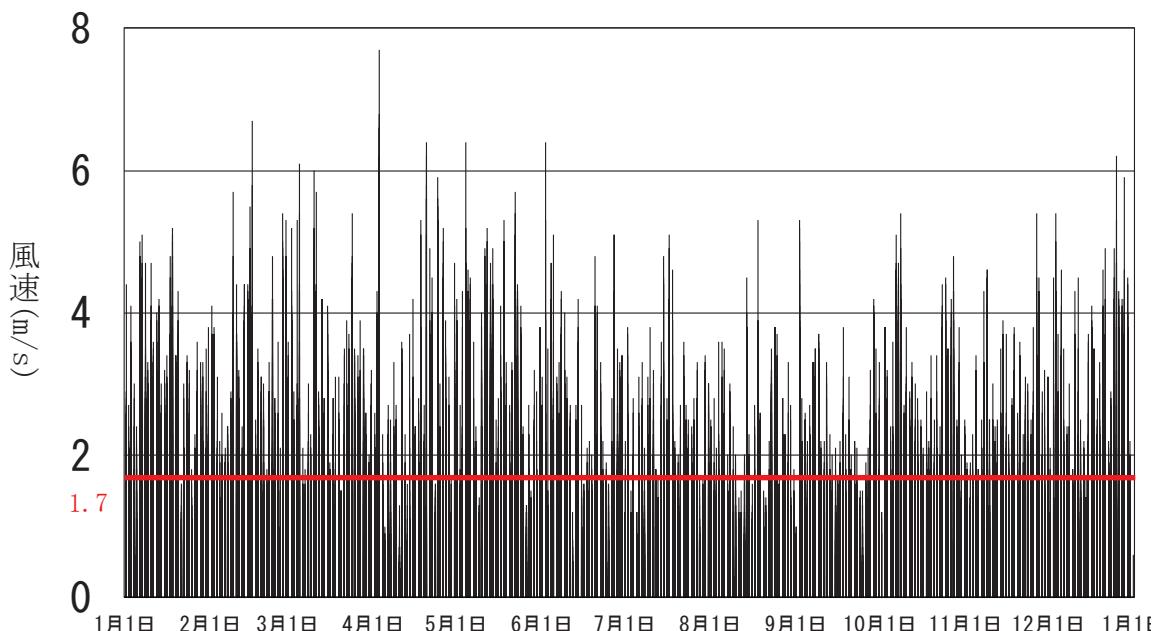


図1 2015年風速データ（採取場所：地上高10m）

表1 パラメータの変動に対する建家内空気温度の感度

パラメータ	ケース別検討用評価			申請書評価
	①相当外気温度、伝熱面積をより現実に近い条件に見直した評価	②ケース①の条件から風速を2m/sに変更した評価	③ケース①の条件から風速を1m/sに変更した評価	
原子炉建家からの放熱計算 (建家内空気温度計算)	総発熱量 Q_{total}	165 kW(821体)	165 kW(821体)	165 kW(821体)
	天井面積 A_{roof}	[]	[]	[]
	内表面熱伝達率 h_1	9 W/(m ² ·K)	9 W/(m ² ·K)	9 W/(m ² ·K)
	天井コンクリート厚さ t_{con}	[]	[]	[]
	壁面面積	[]	[]	[]
	コンクリート熱伝導率 λ_{con}	2.6 W/(m·K)	2.6 W/(m·K)	2.6 W/(m·K)
	外表面熱伝達率 h_2	23 W/(m ² ·K) (風速3m/sを前提)	18.7 W/(m ² ·K) (風速2m/s)	14.7 W/(m ² ·K) (風速1m/s)
	相当外気温度 $T_{out-air}$	38 °C (10年間の1日平均値のうち最も高い値:風速3m/sを前提)	40 °C (10年間の1日平均値のうち最も高い値:風速2m/s)	43 °C (10年間の1日平均値のうち最も高い値:風速1m/s)
建家天井温度評価結果(天井内面)	—	約 45 °C	約 47 °C	約 51 °C
建家内空気温度評価結果	—	約 52 °C	約 54 °C	約 58 °C
				約 72 °C
				約 85 °C
				60 °C (設計室温に実効温度差の文献値を加え保守的に丸めた値)

+2 °C +6 °C 27 °C以上の差

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

(参考文献)

- [1] 「空気調和・衛生工学便覧第13版 3 空気調和設備設計篇」, 空気調和・衛生工学会編
- [2] 「最新建築環境工学」田中俊六 他共著 井上書院
- [3] 「ビル風の基礎知識」風工学研究所 鹿島出版会

相当外気温度における太陽の輻射熱の考慮について

相当外気温度は、文献データ^[1]を基に日射の影響を考慮して一般化された「実効温度差」を用い、これを建家室温に加算した値を設定している。このため、日射量の影響は考慮しているが、そのデータは使用していない。以下に相当外気温度の評価方法について示す。

<算出式>

$$\begin{aligned} \text{相当外気温度} &= \text{実効温度差} + \text{建家室温} \\ \text{実効温度差 } (11^{\circ}\text{C})^{\text{*1}} &= \text{文献記載の実効温度差 } (25^{\circ}\text{C}^{\text{*2}}) \\ &\quad + \{ \text{想定室温 } (26^{\circ}\text{C}) - \text{建家室温} \} \\ \text{建家室温 } (40^{\circ}\text{C}) &= \text{空調設計室温} \end{aligned}$$

以上より、相当外気温度は以下のように評価される。

$$\begin{aligned} \text{相当外気温度} &= 11^{\circ}\text{C} + 40^{\circ}\text{C} \\ &= 51^{\circ}\text{C} \end{aligned}$$

本評価における相当外気温度は、51°Cを切上げ、保守的に60°Cとしている。

※1 文献データが想定する室内温度と本評価の建家内温度の差異を考慮し補正

※2 実効温度差の決定には女川原子力発電所より気温の高い東京の夏季冷房用データを使用し、当該データのうち建家天井に相当するタイプIII・水平方位についての実効温度差の最大値(25°C)を採用している。なお、水平方位の実効温度差はその他の方位より保守的である

(参考文献)

- [1] 「空気調和・衛生工学便覧第13版 3 空気調和設備設計篇」、空気調和・衛生工学会編

建家内空気温度評価の保守性について

1. 建家内空気温度評価の保守性の概要

図1に建家内空気温度評価の保守性について示す。

建家内空気温度については、申請値を85°Cとしている。これに対して、伝熱面積及び相当外気温度の1日平均の最大値を想定した場合、52°Cとなる。さらに、仮に風速を3m/sから1m/sに低下させた場合、58°C、床・ラック下部を考慮した中心部の温度上昇を加味したとしても、63°Cとなり、申請値85°Cに対して22°C程度の差がある。

また、更なる保守性として、建家換気の考慮、伝熱面積への床面等の追加などがある。

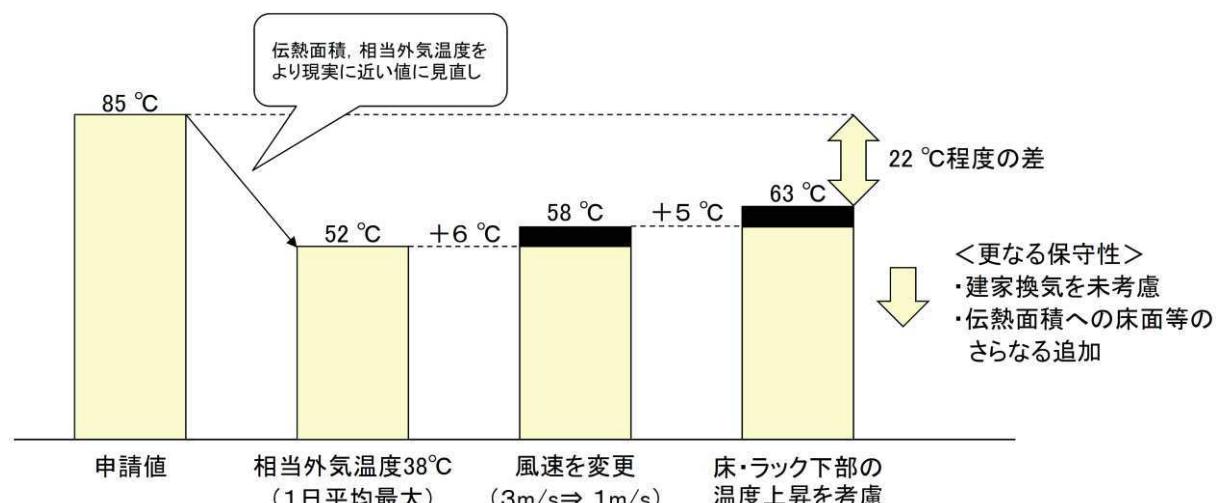


図1 建家内空気温度評価の保守性について

2. 床・ラック下部を考慮したSFP中心部の温度上昇の想定について

SFP最外周から流入した空気がSFP中央部に達するまでに、床・ラック下部から加熱される場合の温度上昇を概算した。評価の概要を図2に示す。

2. 1 評価の前提

- 床面及びラック構造物は、燃料集合体からの放射及び熱伝導により加熱されるとから、空気への対流熱伝達における伝熱面と想定する
- 床・ラック下部の熱流束は保守的に燃料発熱部と同じと仮定する（放射・熱伝導を介して熱が伝わる段階で温度差がついているため、現実には燃料棒表面の熱流束を超えることはなく、床からの除熱も考慮していないため十分保守的）
- 床・ラック下部の表面積は伝熱面全体の2%以下であることから、発熱量の2%が空気に伝熱すると想定する

評価に使用する数値を以下に示す。

- 平均的な燃料集合体の発熱量
: 201W (総発熱量 $165\text{kW} \div 821 \text{ 体} = 0.201\text{kW}$)
- 燃料集合体1体当たりの燃料発熱部の燃料棒の伝熱面積
: m²
- 燃料集合体1体当たりに占める床・ラック下部の伝熱面積
: m²
- 燃料集合体1体当たりの総伝熱面積に占める床・ラック下部の伝熱面積割合
: ÷ (+) = 2%
- 床面付近を通過する空気が燃料集合体1体から受け取る熱量
: $201\text{W} \times 2\% = 4\text{W}$
- 燃料集合体内を上昇する空気の質量流量は平均的な発熱量の燃料集合体に対する浮力と抵抗の釣り合いから算出（申請書温度条件）
: $\dot{m} = 2.3 \times 10^{-3}\text{kg/s}$ (0.25m/s)
- 空気の比熱（申請書温度条件^[1]）
: $C_p = 1010\text{J/kg} \cdot \text{K}$

2. 2 温度上昇の計算方法

SFP内に平均的な崩壊熱の燃料が一様に保管されていると仮定し、保管燃料が10×15ラックの全てに保管されているモデルを対象として最外周から流入する空気が中心部の燃料入口に達するまでの温度上昇を以下の手順で評価（表1及び図3参照）

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

(1) 最外周から i 列目の質量流量 m_i は、燃料集合体 1 体当たりの空気の質量流量を $\dot{m} = 2.3 \times 10^{-3} \text{ kg/s}$ として以下のとおり算出

$$\dot{m}_i = \dot{m}(10 - 2i)(15 - 2i)$$

(2) 最外周から i 列目を通過する際に、床およびラック下部から受け取る熱量 \dot{Q}_i は燃料集合体 1 体あたり $\dot{Q} = 4 \text{ W}$ として以下のとおり算出

$$\dot{Q}_i = \dot{Q} \{2 \times (10 - 2i) + 2 \times (15 - 2i) - 4\}$$

(3) この時の温度上昇は、空気の比熱を $C_p = 1010 \text{ J/kg} \cdot \text{K}$ として算出

$$\Delta T_i = \dot{Q}_i / \dot{m}_i C_p$$

(4) 上記の温度上昇分を $i=0 \sim 4$ まで足し合わせることで中心部の燃料入口温度を求める

$$\Delta T = \sum_{i=0}^4 \Delta T_i$$

2. 3 結論

中心部の燃料集合体に到達する空気の温度上昇は保守的な申請書条件で評価しても約 5 °C となり、この程度の温度上昇は申請書評価の保守性に十分に包絡される。

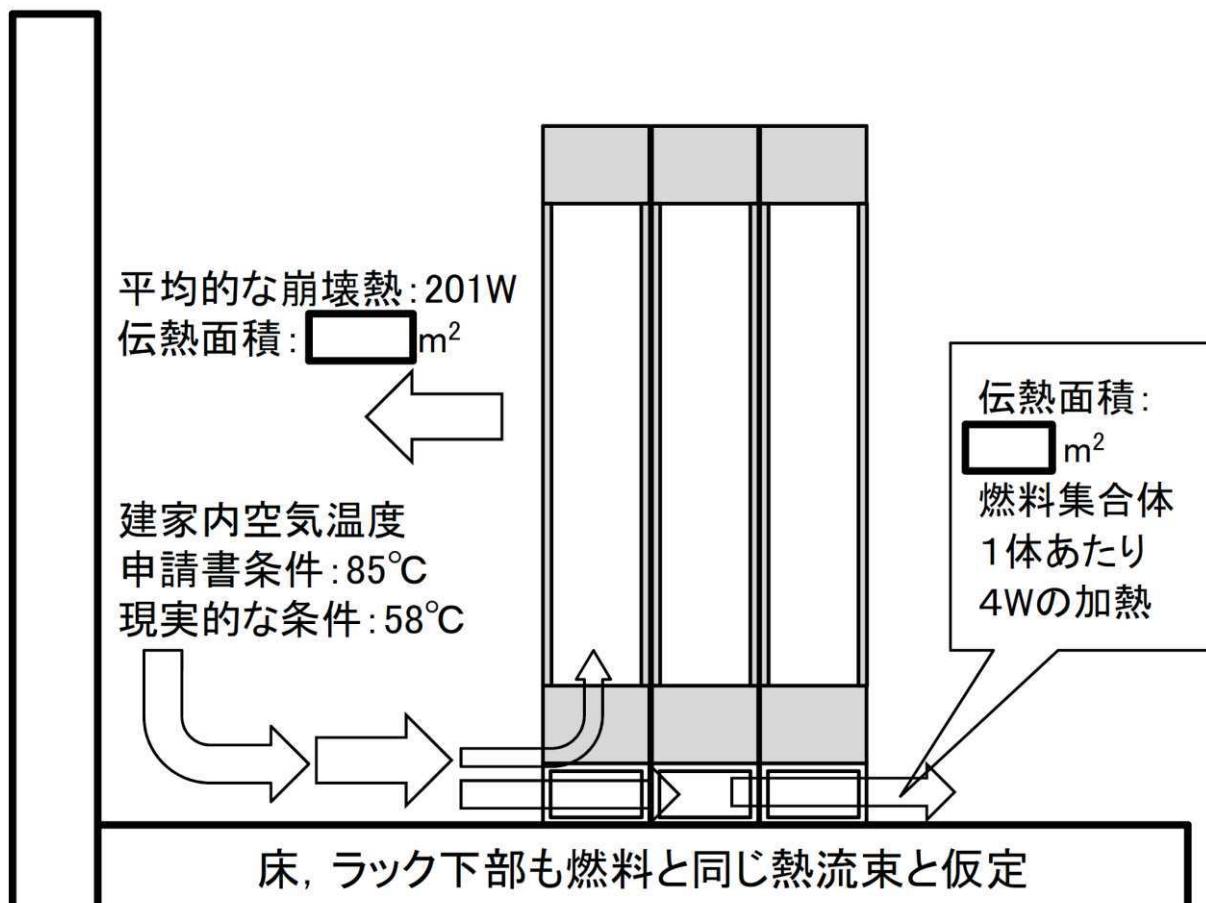


図2 燃料集合体 1 体当たりの加熱イメージ

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表1 温度上昇計算結果

	質量流量の計算に使う燃料集合体数	質量流量(kg/s)	伝熱量計算に使う燃料集合体数	空気への伝熱量(W)	温度上昇(°C)
最外周(i=0)	$10 \times 15 = 150$	$2.3 \times 10^{-3} \times 150 = 0.35$	46	$4 \times 46 = 184$	$184 / 1010 / 0.35 = 0.52$
1周内側(i=1)	$8 \times 13 = 104$	$2.3 \times 10^{-3} \times 104 = 0.24$	38	$4 \times 38 = 152$	$152 / 1010 / 0.24 = 0.63$
2周内側(i=2)	$6 \times 11 = 66$	$2.3 \times 10^{-3} \times 66 = 0.15$	30	$4 \times 30 = 120$	$120 / 1010 / 0.15 = 0.79$
3周内側(i=3)	$4 \times 9 = 36$	$2.3 \times 10^{-3} \times 36 = 0.08$	22	$4 \times 22 = 88$	$88 / 1010 / 0.08 = 1.09$
最内周(i=4)	$2 \times 7 = 14$	$2.3 \times 10^{-3} \times 14 = 0.03$	14	$4 \times 14 = 56$	$56 / 1010 / 0.03 = 1.85$
合計			150		4.88

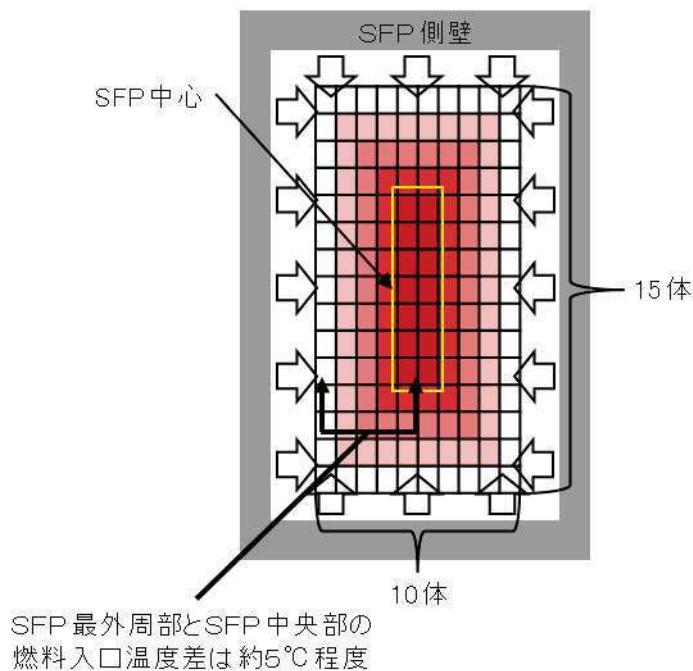


図3 SFP内の温度上昇イメージ

(参考文献)

[1] 「伝熱工学資料」，改定第5版

未臨界評価の計算体系の考え方について

本評価においては、計算体系を無限体系としている。計算体系を有限体系とした場合、中性子の漏れを考慮することになるが、無限体系は中性子の漏れが無い条件での評価を行うこととなり、保守的な評価結果となる。

本評価の計算モデルは、図1に示す使用済燃料貯蔵ラックを設定し、周囲での境界条件を完全反射（高さ方向は無限に相当）と設定することで中性子の漏れが無い保守的な条件としており、燃料集合体、使用済燃料貯蔵ラックの幾何学形状及び配置を模擬したラック全体系とし、プール全体をモデル化することよりも、保守的な計算モデルとなっている。

また、プール内には複数のラックが設置されているが、端部のラックに着目すると、ラックの外側に広い水領域が存在する。中性子の最適減速の観点から、この水領域の影響を考慮するため、仮想的に水密度を 1g/cm^3 より大きく設定し、中性子の減速の影響を大きくした場合について評価を実施した。評価の結果、図2に示す通り、実効増倍率は単調に減少することから最適減速条件から離れるため、本計算体系での評価は妥当である。

なお、本計算モデルにおいては、使用済燃料貯蔵ラックと隣の使用済燃料貯蔵ラックの中間が計算モデルの境界となるように設定することで、実設計の使用済燃料貯蔵ラック間距離を反映している。

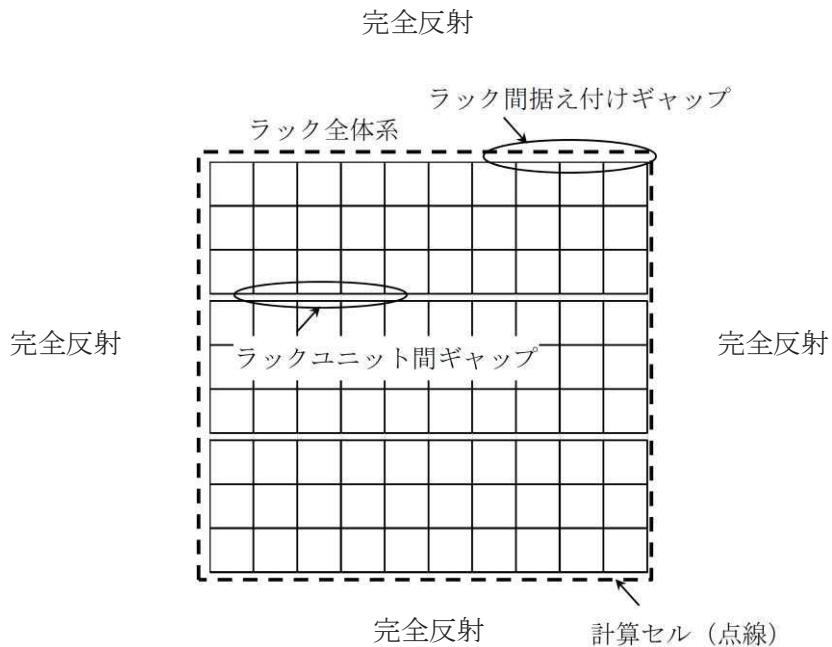


図1 計算体系

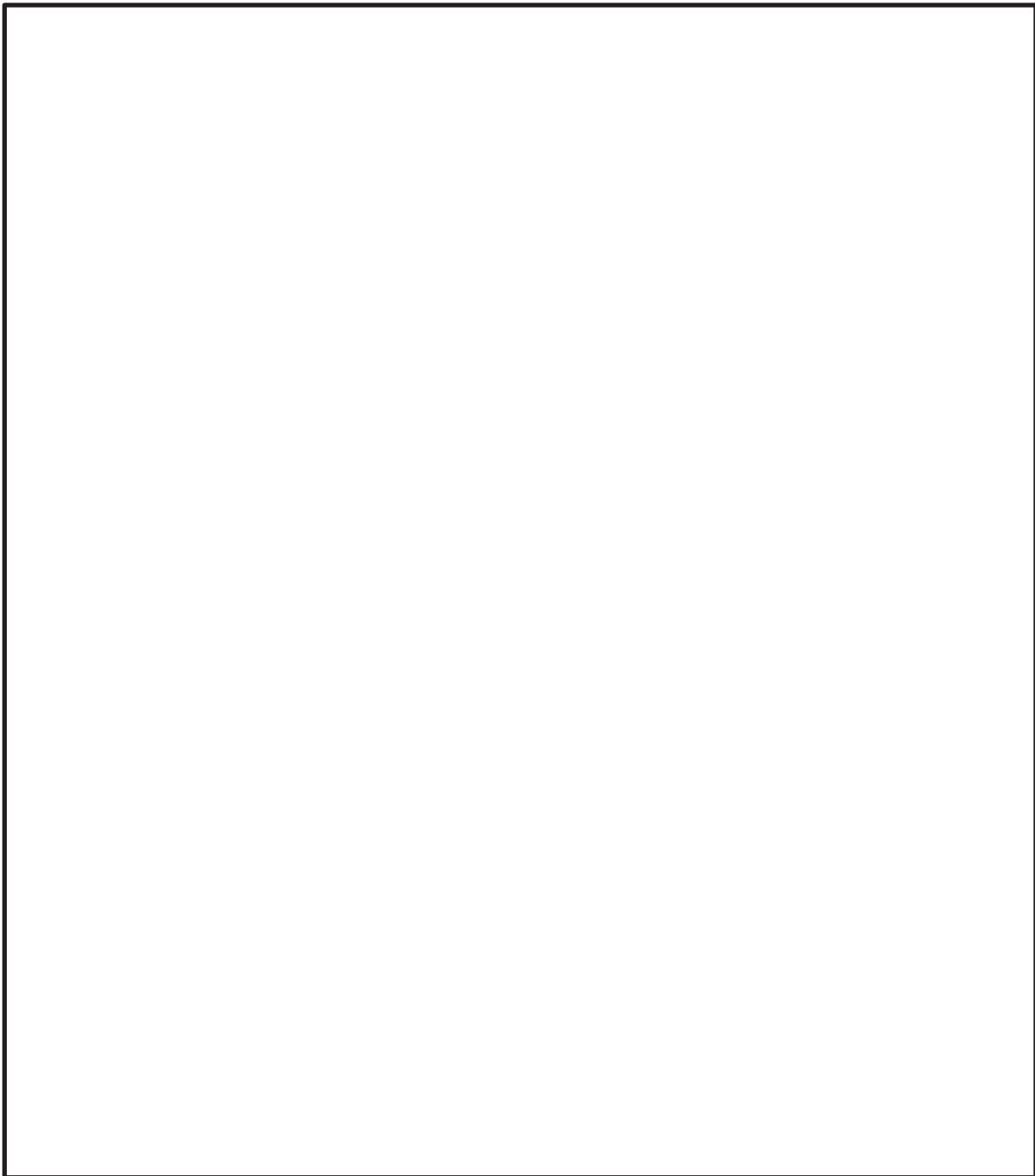


図2 中性子の減速の影響を大きくした場合の影響

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

女川原子力発電所 1号炉審査資料	
資料番号	01-DP-027(改1)
提出年月日	令和2年2月13日

女川原子力発電所 1号発電用原子炉
評価体系に対するSCALEコードの適用性
について

令和2年2月
東北電力株式会社

目 次

1. はじめに.....	1
2. 計算コードの不確定性及び評価体系への SCALE コードの適用性.....	1

1. はじめに

本資料は、「使用済燃料プール水大規模漏えい時の未臨界性評価について」に示す解析において使用したSCALEコードの適用性を説明するものである。

2. 計算コードの不確定性及び評価体系へのSCALEコードの適用性

SCALEコードは使用済燃料貯蔵設備の未臨界性評価に広く使用されており、国内において使用済燃料プール水大規模漏えい時の未臨界性評価に係る多数の許認可実績を有するコードである。

計算コードの不確定性を求めるために、OECD/NEAによりまとめられた臨界実験ベンチマーク集（「INTERNATIONAL HANDBOOK OF EVALUATED CRITICALITY SAFETY BENCHMARK EXPERIMENTS」September 2012 Edition(OECD/NEA)）に登録されている臨界実験から選定した103ケースのベンチマーク解析（以下、「ベンチマーク解析」という。）をSCALEコード開発元のORNLが実施している。このベンチマーク解析の中から、国内BWRの燃料貯蔵設備及び燃料仕様のパラメータ範囲を含有する範囲を整理し、臨界実験を選定した。選定した結果を表1に示す。

103ケースの臨界実験に対し、横軸にEALF (Energy corresponding to the Average neutron Lethargy causing Fission : 核分裂に寄与する中性子平均エネルギー。) をプロットしたものを図1に示す。103ケースの臨界実験のC/Eは1近傍であり精度よく一致している。

申請評価のEALF範囲は約 $10^{-1} \sim 10^5$ (eV) である（図2）。これは図1に赤枠で示す範囲に相当する。選定したベンチマークは申請評価のEALF範囲を包含していることから、SCALEコードで申請評価を行うことは妥当である。

また、今回の申請評価では、1000万ヒストリ（各世代の中性子発生数10000個×1000世代）のモンテカルロ計算を行っており、統計誤差は0.0003以下であるため、ヒストリ数は十分である。なお、ORNLが実施したベンチマーク解析の統計誤差が [REDACTED] 以下となっていることからも、本評価におけるヒストリ数は十分であると判断できる。

ベンチマーク解析の結果得られた実効増倍率及び標準偏差並びに各実験の実効増倍率測定値及び実験誤差を用いて、ラック体系の未臨界性評価に用いるSCALE Ver. 6.1システムの平均誤差 ($1-k_c$) 及び不確かさ (Δk_c) を導出した結果を表2に示す。表に示すとおり、SCALE Ver. 6.1システムの平均誤差は-0.0006、不確かさは0.0041となった。

BWRでは、推定臨界下限増倍率^{※1}として0.95を採用しており、これには上記計算コードの不確定性が含まれる。したがって、計算結果として得られた実効増倍率を推定臨界下限増倍率（0.95）と比較する際に、計算コードの不確かさを足しこむ必要は無い。

※1 臨界安全ハンドブック第2版、JAERI1340、日本原子力研究所、1999年3月

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表1 選定したパラメータ範囲（製造公差を含まない）

項目	単位	未臨界評価で用いたBWR燃料のパラメータ		選定した臨界実験のパラメータ範囲	
		MIN	MAX	MIN	MAX
燃料	ウラン燃料 ^{235}U 濃縮度	wt%			
	燃料材径	mm	9.6		
	燃料要素径	mm	11.2		
	被覆材材質	—	ジルカロイ-2		
	燃料要素ピッチ	mm			
	燃料体内の減速材 体積/燃料体積	—			
	燃料要素 配列条件	—	正方配列		
減速材	体系条件	—	燃料体配列体系		
	減速材	—	無／軽水		
	減速材密度	g/cm ³	0	10.0	
ラックセル	減速材中の ほう素濃度	ppm	0		
	ラックセル材質	—	SUS		
	B-SUS製ラックセル のほう素添加量	wt%	—		
反射体	反射体材質	—	軽水		

注記 *1：モデルバンドルのバンドル平均濃縮度

*2：チャンネル・ボックス内での減速材と燃料ペレットの体積比

*3：燃料棒格子での減速材と燃料ペレットの体積比

臨界実験のパラメータ範囲の対象は、軽水炉燃料に該当するものとして、低濃縮ウラン燃料 (LEU)，かつ熱中性子が支配的となる実験体系 (THERM) とし、燃料棒と水などが混在する実験体系 (COMP) とする。OECD/NEAの実験の条件を記す。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

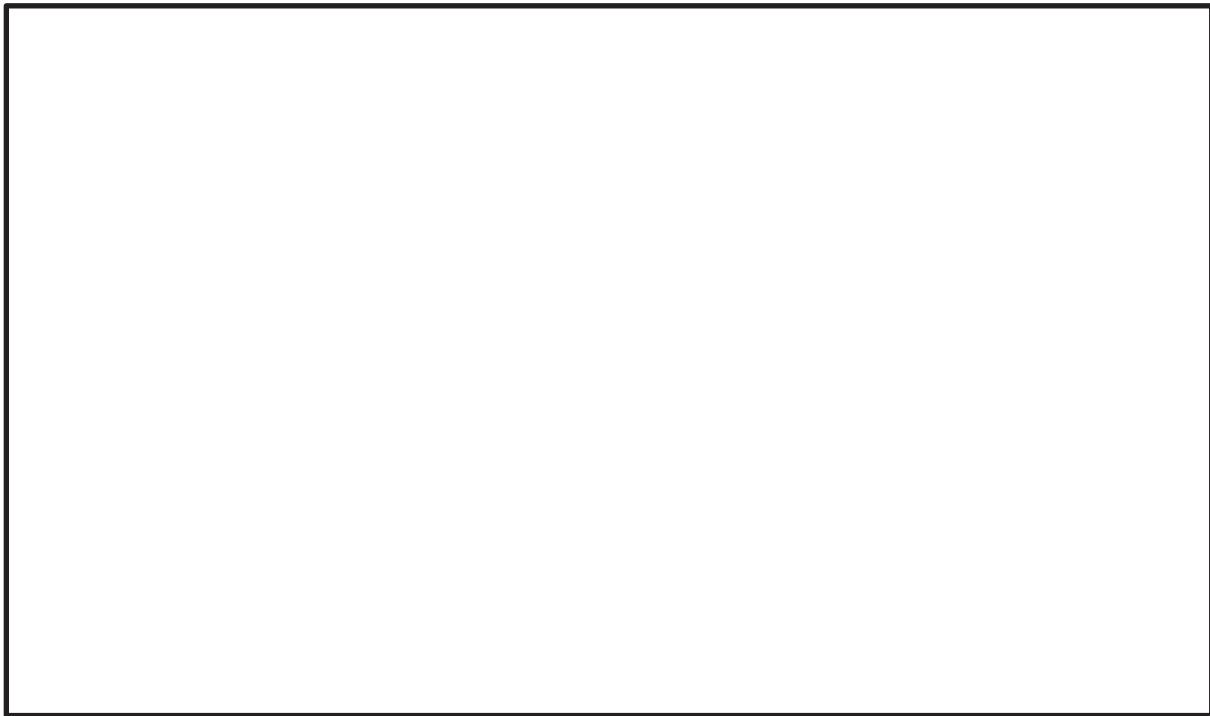


図 1 選定したベンチマーク実験の EALF と C/E の関係

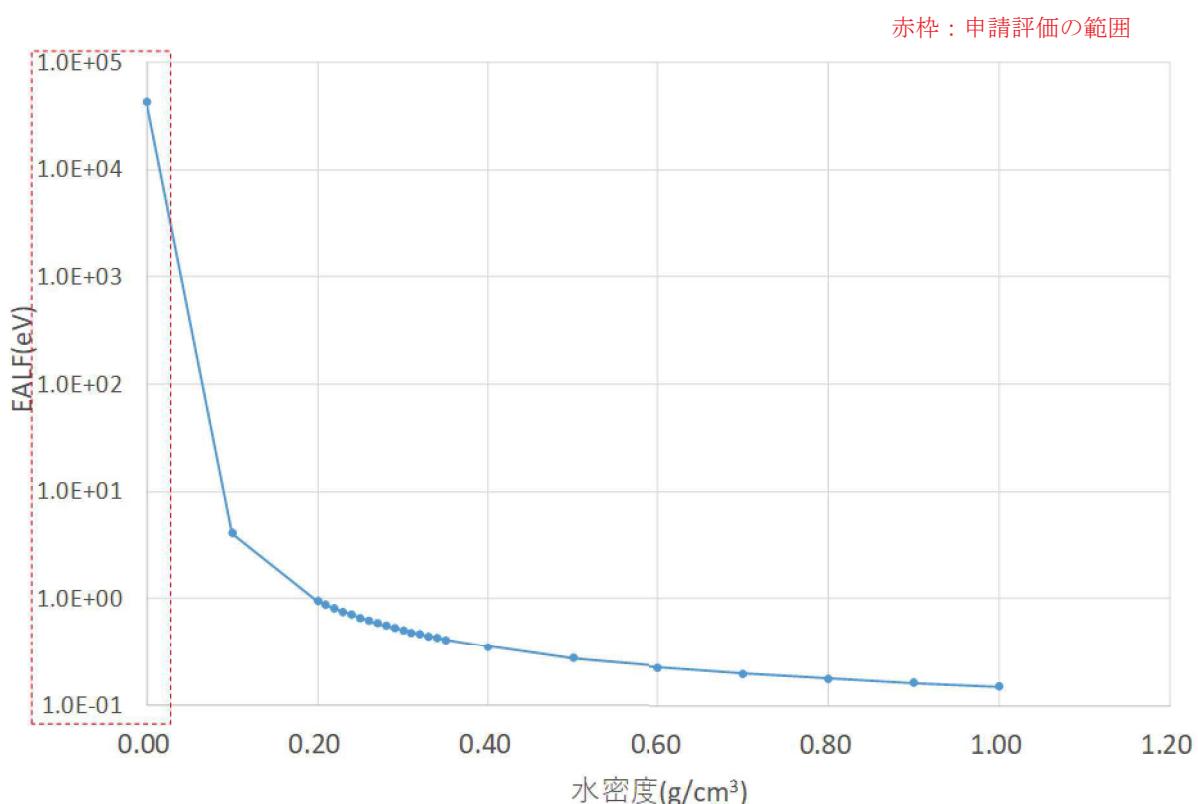


図 2 申請評価における EALF の範囲

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

表2 SCALE Ver. 6.1 システムの平均誤差及び不確かさ

条件	計算コード	SCALE 6.1 システム (KENO-V.a)
	断面積ライブラリ	ENDF/B-VII 連続エネルギー
	ベンチマーク解析ケース数	103
ベンチマーク解析による評価結果	平均誤差 (Δk)	-0.0006
	平均誤差の標準偏差	0.0021
	信頼係数 ^(*1)	
	平均誤差の不確定性 (ε_c)	0.0041

(*1) ベンチマーク解析ケース数に対する 95%信頼度・95%確率での信頼係数

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

女川原子力発電所 1号炉審査資料	
資料番号	01-DP-029(改3)
提出年月日	令和2年3月3日

女川原子力発電所 1号発電用原子炉

取放水路流路縮小工について

令和2年3月

東北電力株式会社

1号炉取放水路流路縮小工について

1. はじめに

1号炉取放水路に設置する取放水路流路縮小工（以下「流路縮小工」という。）は、1号炉海水ポンプ室及び1号炉放水立坑から津波が溢水し2号炉が損傷することを防止するために必要な設備であり、2号炉の設置変更許可申請において、津波防護施設として整理している。流路縮小工の設置位置を図1に示す。

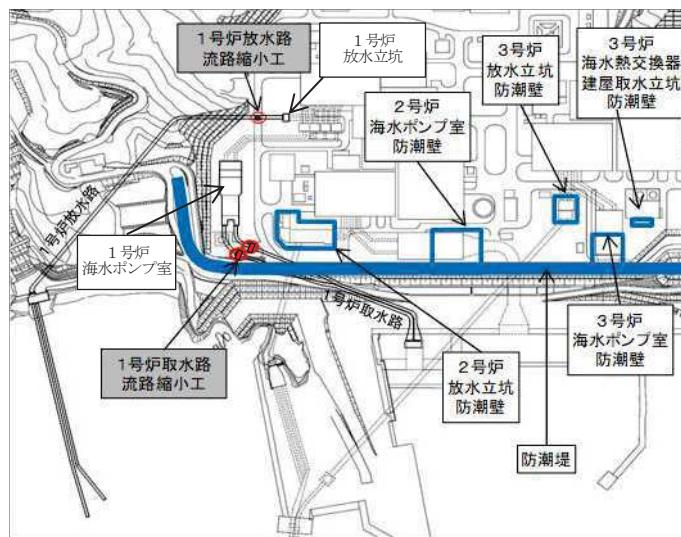


図1 流路縮小工設置位置

2. 流路縮小工の構造について

(1) 流路縮小工の構造概要

流路縮小工は、1号炉取水路及び1号炉放水路内に設置する構造物であり、それらの流路をコンクリートにより縮小するものである。

1号炉取水路流路縮小工の構造概要図を図2、1号炉放水路流路縮小工の構造概要図を図3に示す。

a. 取水路の流路縮小工

- (a) 取水路の流路縮小工は、取水路の海水ポンプ室側直線部に設置する。
- (b) 取水路の流路縮小工は、取水路からの敷地への津波の流入を防止するために設置し、1号炉の補機冷却海水ポンプに必要な海水を取水するため、貫通部（ $\phi 1.0\text{m} \times 2$ 条）を設ける。

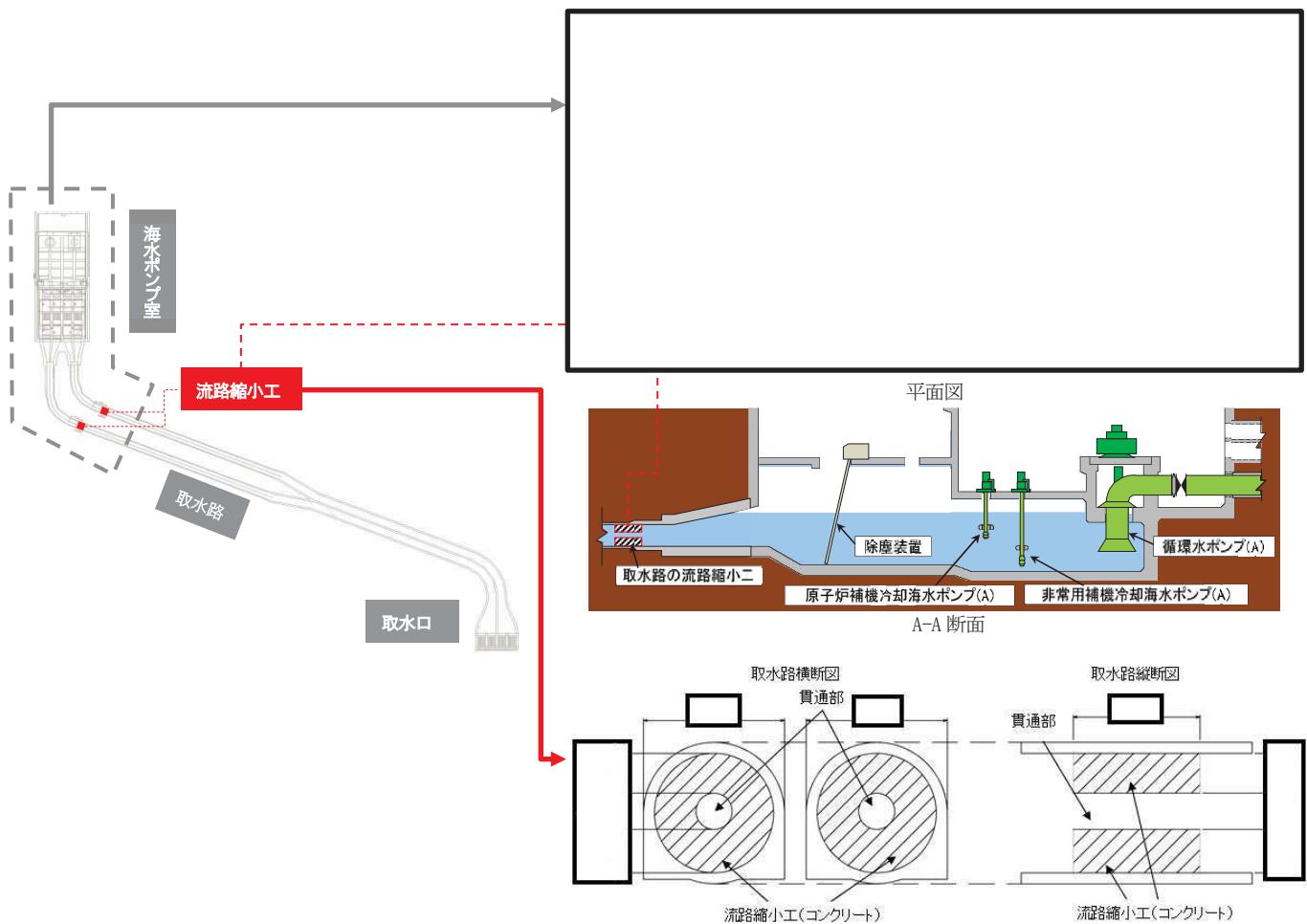


図2 取水路流路縮小工の構造概要

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

b. 放水路の流路縮小工

- (a) 放水路の流路縮小工は、放水路の放水立坑側に設置する。
- (b) 放水路の流路縮小工は、放水路からの敷地への津波の流入を防止するために設置し、1号炉の補機冷却海水ポンプからの放水を流下するため、貫通部（ $\phi 0.5m \times 1$ 条）を設ける。

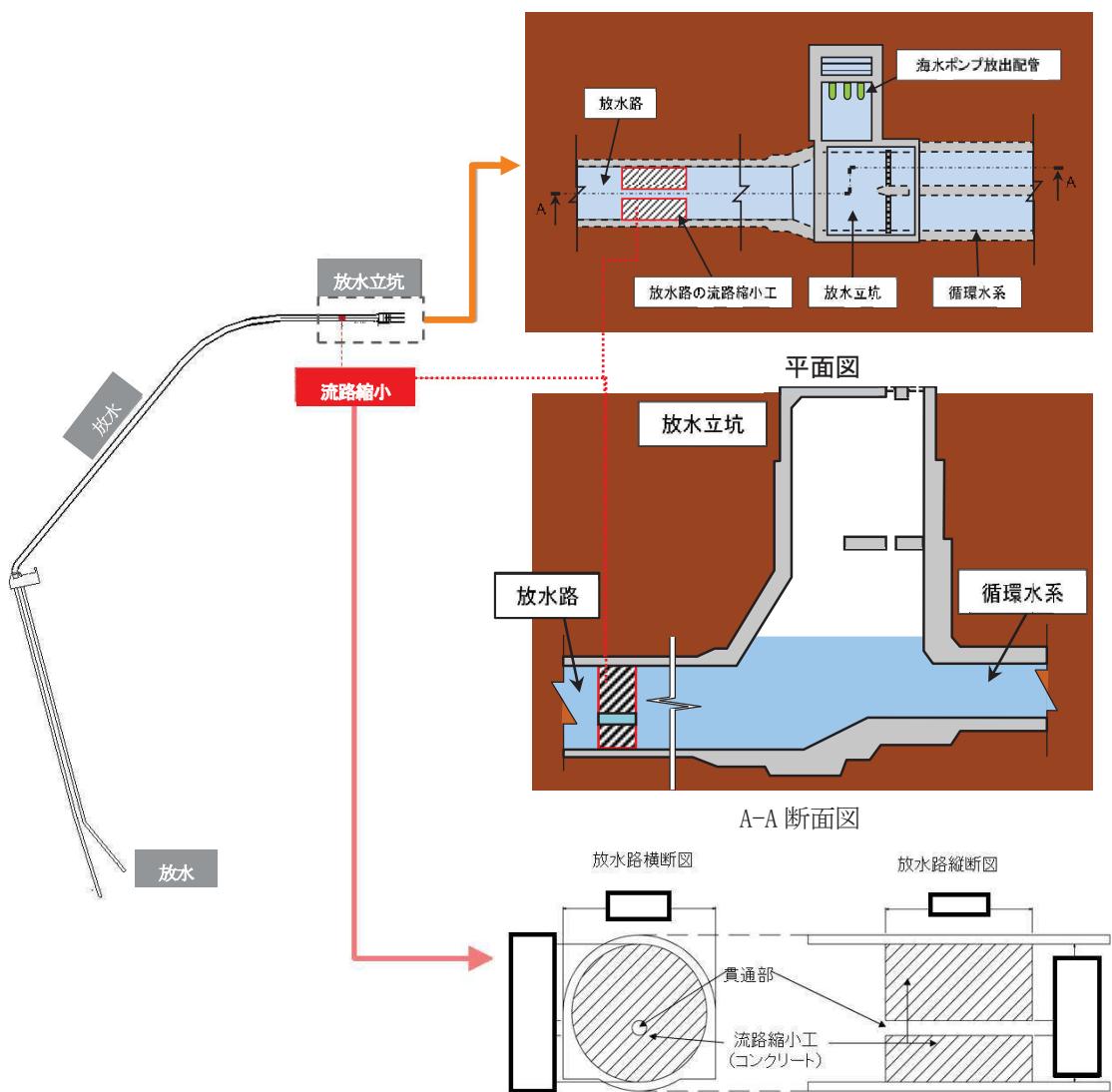


図3 放水路流路縮小工の構造概要

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

(2) 許容限界

津波防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰り返し作用を想定し、津波防護機能を保持する設計とする。詳細については、2号炉工事計画認可申請において説明する。

3. 流路縮小工設置による1号炉取水機能・放水機能への影響について

(1) 廃止措置段階で必要となる海水系について

廃止措置段階（解体工事準備期間中）において、使用済燃料プールの冷却機能の維持が必要である。使用済燃料プール水の冷却系統について、参考資料－1に示す。また、使用済燃料プールは、外部電源喪失時（以下「非常時」という。）にも冷却機能が維持できるよう、非常用ディーゼル発電機による電源供給機能の維持管理が必要である。上記、機能の補機冷却のために海水系ポンプの維持管理が必要である。

流路縮小工の設置により取水機能及び放水機能への影響評価が必要となる維持管理対象設備である海水系ポンプは、以下の通り。

なお、維持台数以上の台数を供用する場合の流路縮小工設置による1号炉取水機能・放水機能への影響について、参考資料－2に示す。

表1 廃止措置段階（解体工事準備期間中）で必要となる海水系ポンプ

	ポンプ名称	維持台数	流量(m ³ /h)	用途
通常時	原子炉補機冷却海水ポンプ(A)	1	960	使用済燃料プールの冷却
非常時	原子炉補機冷却海水ポンプ(A)	1	960	
	非常用補機冷却海水ポンプ(A)	1	390	非常用ディーゼル発電機(A) の補機冷却

(2) 1号炉取水機能への影響について

a. 通常時の取水性評価

取水路への流路縮小工設置により増加する損失水頭は無視できるレベル（約0.0034m）であり、原子炉補機冷却海水ポンプ(A)の取水可能最低水位から十分余裕があることから、通常時における取水機能への影響はない（表2、図4参照）。

なお、津波を想定した場合の取水機能については参考資料－3に示す。

表2 流路縮小工設置による通常時取水機能への影響

流路縮小工	流量 (m ³ /s)	水路断面積 (m ²)	流速 (m/s)	取水口 水位(m)	海水ポンプ室 水位 ^{※5} (m) (カッコ内は端数 処理前の値)	ポンプ取水可能 最低水位 (m)
設置前	0.27 ^{※1}	7.54 (ϕ 3.1 ^{※2})	0.04 ^{※3}	O.P.-0.14 ^{※4}	O.P.-0.15 (-0.1402)	O.P.-2.43 (原子炉補機冷却 海水ポンプ(A))
設置後		0.78 (ϕ 1.0)	0.35 ^{※3}		O.P.-0.15 (-0.1436)	

※1 原子炉補機冷却海水ポンプ(A)運転時の流量 (960 m³/h×1台)

※2 貝付着代 10cm を考慮

※3 取水路については、「建設省河川砂防基準(案)同解説 設計編【I】」で定める一般的な設計流速(常時 2~5m/s 程度)であることから、通水性に問題はない

※4 朔望平均干潮位

※5 取水路の流路縮小工における局所損失(急拡、急縮)及び摩擦損失を考慮

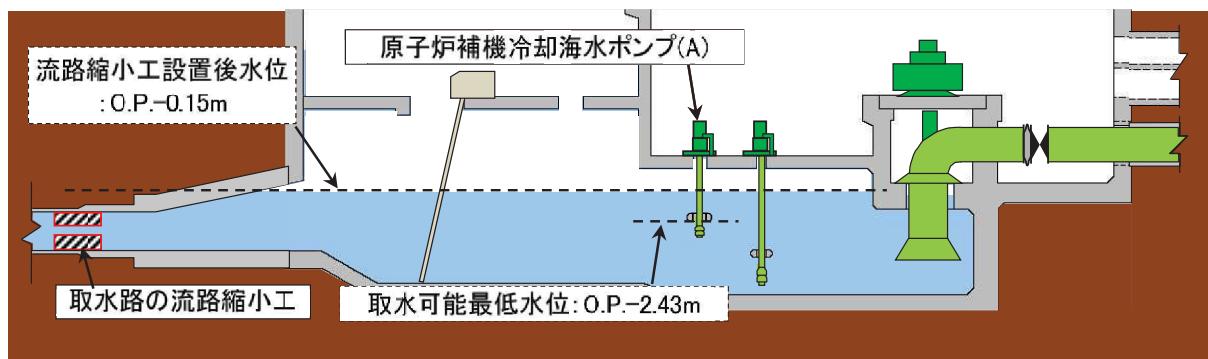


図4 海水ポンプ室内の流路縮小工設置後水位、海水ポンプ取水可能最低水位
(通常時)

b. 非常時の取水性評価

取水路への流路縮小工設置により増加する損失水頭は約 0.0063m であり、海水ポンプ室水位は僅かに低下するものの、原子炉補機冷却海水ポンプ(A)及び非常用補機冷却海水ポンプ(A)の取水可能最低水位から十分余裕があることから、非常時における取水機能への影響はない（表3、図5参照）。

表3 流路縮小工設置による非常時取水機能への影響

流路縮小工	流量 (m ³ /s)	水路断面積 (m ²)	流速 (m/s)	取水口 水位(m)	海水ポンプ室水 位 ^{※5} (m) (カッコ内は端数処 理前の値)	ポンプ取水可能 最低水位 (m)
設置前	0.38 ^{※1}	7.54 (φ 3.1 ^{※2})	0.05 ^{※3}	O.P.-0.14 ^{※4}	O.P.-0.15 (-0.1404)	O.P.-7.2 (非常用補機冷却 海水ポンプ(A))
設置後		0.78 (φ 1.0)	0.49 ^{※3}		O.P.-0.15 (-0.1467)	O.P.-2.43 (原子炉補機冷却 海水ポンプ(A))

※1 非常用補機冷却海水ポンプ(A)運転時の流量 (390 m³/h×1台) + 原子炉補機冷却海水ポンプ(A)運転時の流量 (960 m³/h×1台)

※2 貝付着代 10cm を考慮

※3 取水路については、「建設省河川砂防基準(案)同解説 設計編【I】」で定める一般的な設計流速(常時 2~5m/s 程度)であることから、通水性に問題はない

※4 朔望平均干潮位

※5 取水路の流路縮小工における局所損失(急拡、急縮)及び摩擦損失を考慮

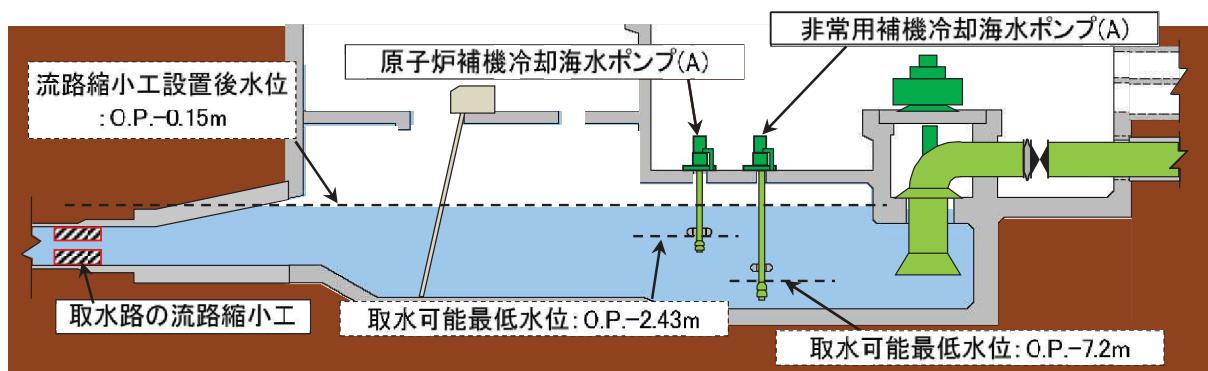


図5 海水ポンプ室内の流路縮小工設置後水位、海水ポンプ取水可能最低水位
(非常時)

c. 海水中に含まれる砂による取水機能への影響

流路縮小工貫通部は、海水の流れにより砂が堆積しないため、海水中に含まれる砂で閉塞することはない。

また、流路縮小工を通過した砂について、海水ポンプ室底面はO.P.-9.5mであり、原子炉補機冷却海水ポンプの下端はO.P.-4.0m、非常用補機冷却海水ポンプの下端はO.P.-7.85mであることから、海水ポンプ室底面から1.65～5.5m高い位置に海水ポンプが設置されていること、更に、流路縮小工設置により、海水ポンプ室内への砂の流入量は減少する方向になることから、海水ポンプ室内における砂堆積による影響はない（図6参照）。

なお、津波による浮遊砂に対する海水ポンプ運転への影響について、海水ポンプ軸受には異物逃がし溝があり、浮遊砂の影響を考慮した設計上の配慮がなされているため、運転に影響がないことを確認している（参考資料-3）。

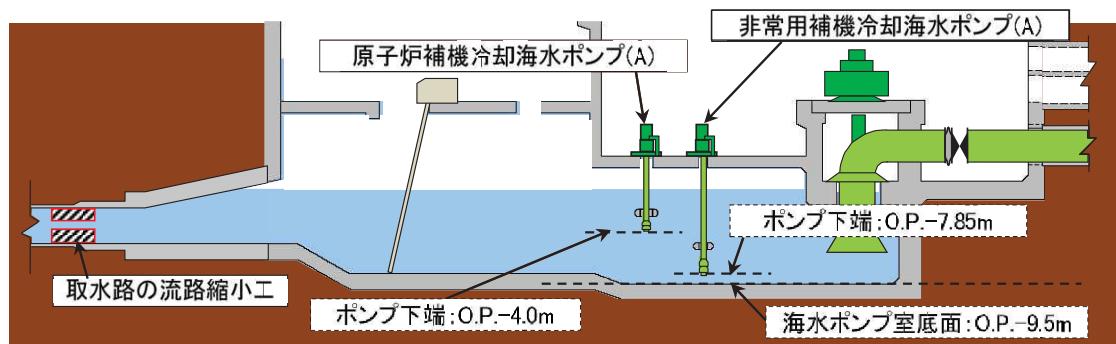


図6　海水ポンプ室底面高さと海水ポンプ下端高さ

(3) 1号炉放水機能への影響について

a. 通常時の放水性評価

放水路への流路縮小工設置による流路抵抗の増加により、通常時における放水立坑水位が約 0.17m 上昇し、O.P.+1.61m となるものの、海水ポンプの放水高さ O.P.+4.6m より低いことから、通常時における放水機能への影響はない（表4 参照）。

表4 流路縮小工設置による通常時放水機能への影響

流路縮小工	流量 (m ³ /s)	水路断面積 (m ²)	流速 (m/s)	放水口 水位(m)	放水立坑水位 ※ ⁵ (m)	海水ポンプ 放水高さ(m)
設置前	0.27 ^{※1}	15.2 (ϕ 4.4 ^{※2})	0.02 ^{※3}	O.P.+1.43 ^{※4}	O.P.+1.44	O.P.+4.6 ^{※6}
設置後		0.20 (ϕ 0.5)	1.35 ^{※3}		O.P.+1.61	

※1 原子炉補機冷却海水ポンプ(A)運転時の流量 (960 m³/h×1台)

※2 貝付着代 10cm を考慮

※3 放水路については、「建設省河川砂防基準(案)同解説 設計編【I】」で定める一般的な設計流速(常時 2~5m/s 程度)であることから、通水性に問題はない

※4 朔望平均満潮位

※5 放水路の流路縮小工における局所損失(急拡、急縮)及び摩擦損失を考慮

※6 図7 「放水立坑内の水位及び海水ポンプ放出配管位置(通常時)」参照

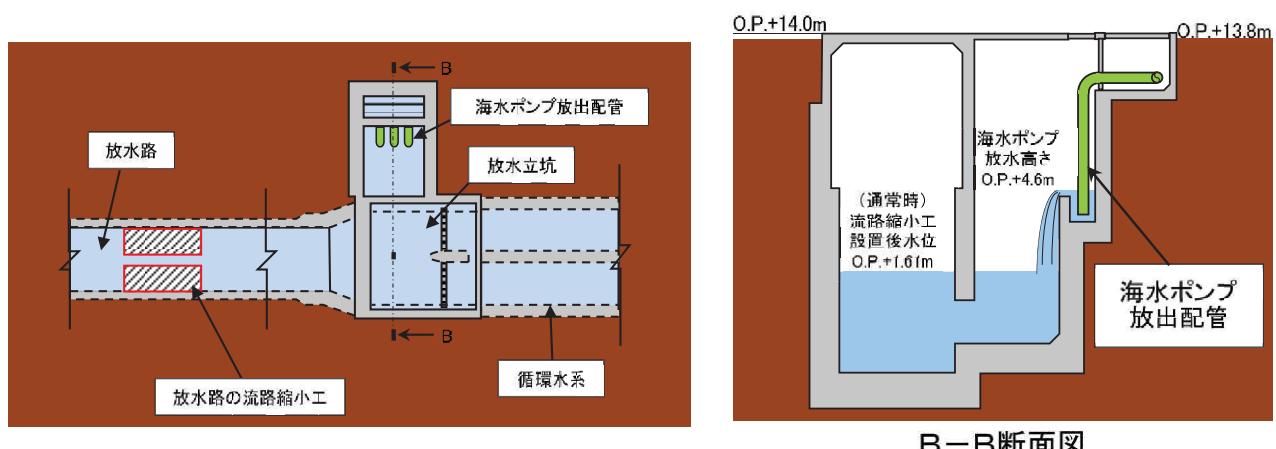


図7 放水立坑内の水位及び海水ポンプ放出配管位置(通常時)

b. 非常時の放水性評価

放水路への流路縮小工設置による流路抵抗の増加により、非常時における放水立坑水位が約 0.33m 上昇し、O.P. +1.77m となるものの、海水ポンプの放水高さ O.P. +4.6m より低いことから、非常時における放水機能への影響はない（表 5 参照）。

表 5 流路縮小工設置による非常時放水機能への影響

流路縮小工	流量 (m ³ /s)	水路断面積 (m ²)	流速 (m/s)	放水口 水位(m)	放水立坑水位 ※ ⁵ (m)	海水ポンプ 放水高さ(m)
設置前	0.38 ^{※1}	15.2 ($\phi 4.4^{※2}$)	0.03 ^{※3}	O.P. +1.43 ^{※4}	O.P. +1.44	O.P. +4.6 ^{※6}
設置後		0.20 ($\phi 0.5$)	1.90 ^{※3}		O.P. +1.77	

※1 非常用補機冷却海水ポンプ(A)運転時の流量 (390 m³/h×1台) +原子炉補機冷却海水ポンプ(A)運転時の流量 (960 m³/h×1台)

※2 貝付着代 10cm を考慮

※3 放水路については、「建設省河川砂防基準(案)同解説 設計編【I】」で定める一般的な設計流速(常時 2~5m/s 程度)であることから、通水性に問題はない。

※4 朔望平均満潮位

※5 放水路の流路縮小工における局所損失(急拡、急縮)及び摩擦損失を考慮。

※6 図 8 「放水立坑内の水位及び海水ポンプ放出配管位置(非常時)」参照

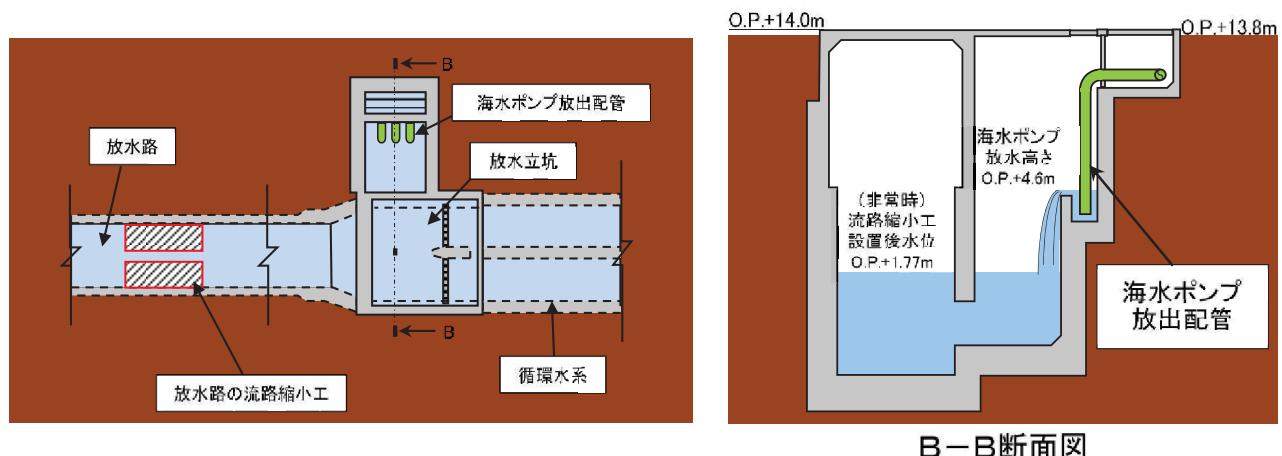


図 8 放水立坑内の水位及び海水ポンプ放出配管位置(非常時)

4. 流路縮小工の閉塞の可能性について

(1) 海生生物の付着による影響

「火力原子力発電所土木構造物の設計-増補改訂版-（電力土木技術協会）」によると、暗渠水路における貝等の付着代は0～200mmに対し、1号炉取水路の至近3回の定期点検時における調査結果では、貝等の付着厚さは平均で5～20mm、最大で90mmとなっている。

取水路に設置する流路縮小工の貫通部は $\phi 1,000\text{mm}$ であり、断面縮小に伴い当該区間の流速が増大することにより、流路縮小工設置前より当該区間には海生生物が付着しにくくなる。仮に設置前と同等程度付着したとしても、貫通部は貝付着厚さに比べて十分大きいことから、付着による閉塞の可能性はない。

放水路についても取水炉以上に流速が増大し、同様の理由により閉塞の可能性はない。

なお、流路縮小工設置後においても定期的な点検と清掃を行う。

以上より、海生生物による流路縮小工の閉塞の可能性はない。

(2) 漂流物による影響

1号炉取水口には、呑み口(6m×4m)から約3m奥(取水路側)に固定式バースクリーン(鋼製、目開き:200mm、高さ方向の鋼材間隔:約500mm)が設置されている(図9、写真1参照)。そのため、同スクリーンの開口面積よりも小さい漂流物が取水路へ流入する可能性があるが、取水路の流路縮小工の貫通部は $\phi 1,000\text{mm}$ であるため、固定式バースクリーンを通過した小さい漂流物により取水路の流路縮小工が閉塞する可能性はない。

以上より、取水路の流路縮小工が漂流物によって閉塞する可能性はない。

なお、津波時の漂流物を想定しても、取水路の流路縮小工が閉塞する可能性はないことを確認している(参考資料-3参照)。また東北地方太平洋沖地震に伴う津波によって、発電所港湾内にがれき等の漂流物が到達していたが、各号炉の取水性への影響はなく、その後に作業船等により撤去している。この実績を踏まえ、津波襲来後には必要に応じて漂流物を撤去する方針としていることから、補機冷却海水ポンプの取水は可能である。



図9 1号炉取水口概要図



外形寸法 :

バースクリーン :

FB125mm×12mm

ピッチ 200mm

写真1 1号炉取水口固定式バースクリーン

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

5. 流路縮小工の保守管理について

流路縮小工については、津波防護施設としての機能及び1号炉取水機能・放水機能を維持していくため、保安規定及び社内規定で定める保全計画に基づき、適切に管理していく。具体的には、取水路については定期的な抜水による点検・清掃等を実施する。また放水路については定期的な抜水による点検・清掃等、またはダイバー、水中カメラ等を用いた点検・清掃等を実施することにより、流路縮小工部の変状の有無等を確認し、変状等が確認された場合には、詳細な調査等を行うこととする。

6. まとめ

流路縮小工を設置することによる影響について、以下のとおり確認した。

(1) 1号炉取水機能への影響

流路縮小工設置後も廃止措置段階に必要な海水系ポンプの組み合わせにおいても、取水機能が確保されることを確認した。

(2) 1号炉放水機能への影響

流路縮小工設置後も廃止措置段階に必要な海水系ポンプの組み合わせにおいても、放水機能が確保されることを確認した。

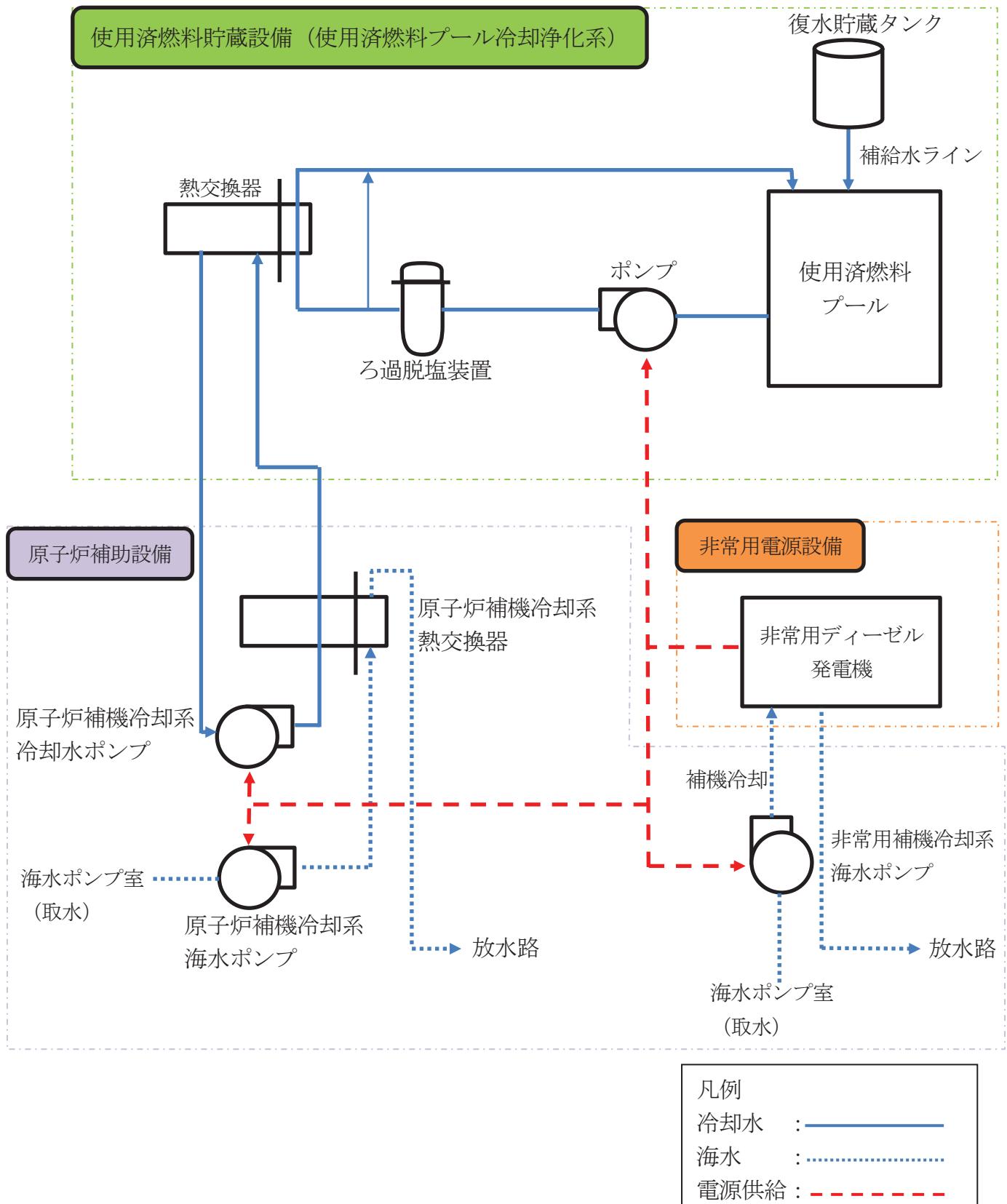
(3) 流路縮小工部の閉塞の可能性

海生生物の付着及び漂流物によって、流路縮小工が閉塞する可能性はないことを確認した。

(4) 保守管理について

流路縮小工については、津波防護施設としての機能及び1号炉取水機能・放水機能を維持していくため、保安規定及び社内規定で定める保全計画に基づき、適切に管理していく。

使用済燃料プール水冷却系統の概要図



維持台数以上の台数を供用する場合の流路縮小工設置による
1号炉取水機能・放水機能への影響について

1. 廃止措置段階で維持台数以上の台数を供用する海水系について
廃止措置段階で維持台数以上の台数を供用する海水系として検討している、自主管理する海水系ポンプは、以下の通り（表1参照）。

表1 廃止措置段階で維持台数以上の台数を供用する海水系ポンプ（検討中）

	ポンプ名称	維持台数	流量(m ³ /h)	用途
通常時	原子炉補機冷却海水ポンプ(B)	1	960	使用済燃料プールの冷却
非常時	原子炉補機冷却海水ポンプ(B)	1	960	
	非常用補機冷却海水ポンプ(B)	1	450*	非常用ディーゼル発電機(B) の補機冷却

*女川1号炉は非常補機冷却海水ポンプを4台設置している。

(A系 ((A), (C)) : 390m³/h, B系 ((B), (D)) : 450m³/h)

2. 1号炉取水・放水機能への影響について

廃止措置段階において、原子炉補機冷却海水ポンプは通常時、非常時ともに1台運転であり、自分で管理する原子炉補機冷却海水ポンプ(B)運転時の取水・放水機能への影響は、原子炉補機冷却海水ポンプの流量は(A)～(C)で同じであるため、同様の評価となり、流路縮小工設置による取水・放水機能への影響はない。

非常時に運転する非常用補機冷却海水ポンプは、維持管理するポンプと自分で管理するポンプの流量が異なるため、以下の通り、流路縮小工設置による取水・放水機能への影響を確認した。

(1) 非常時の1号炉取水機能への影響について

取水炉への流路縮小工設置により増加する損失水頭は約0.0069mであり、海水ポンプ室水位は僅かに低下するものの、原子炉補機冷却海水ポンプ(B)及び非常用補機冷却海水ポンプ(B)の取水可能最低水位から十分余裕があることから、非常時における自分で管理するポンプ運転時の取水機能への影響はない（図1、表2参照）。

表2 流路縮小工設置による非常時取水機能への影響

流路縮小工	流量 (m ³ /s)	水路断面積 (m ²)	流速 (m/s)	取水口 水位(m)	海水ポンプ室 水位 ^{※5} (m)	ポンプ取水可能 最低水位 (m)
設置前	0.40 ^{※1}	7.54 (ϕ 3.1 ^{※2})	0.05 ^{※3}	O.P.-0.14 ^{※4}	O.P.-0.15 (-0.1404)	O.P.-7.2 (非常用補機冷却 海水ポンプ(B))
設置後		0.78 (ϕ 1.0)	0.51 ^{※3}		O.P.-0.15 (-0.1473)	O.P.-2.43 (原子炉補機冷却 海水ポンプ(B))

※1 非常用補機冷却海水ポンプ(B)運転時の流量 (450 m³/h×1台) +原子炉補機冷却海水ポンプ(B)運転時の流量 (960 m³/h×1台)

※2 貝付着代 10cm を考慮

※3 取水路については、「建設省河川砂防基準(案)同解説 設計編【I】」で定める一般的な設計流速(常時 2~5m/s 程度)であることから、通水性に問題はない

※4 朔望平均干潮位

※5 取水路の流路縮小工における局所損失(急拡、急縮)及び摩擦損失を考慮

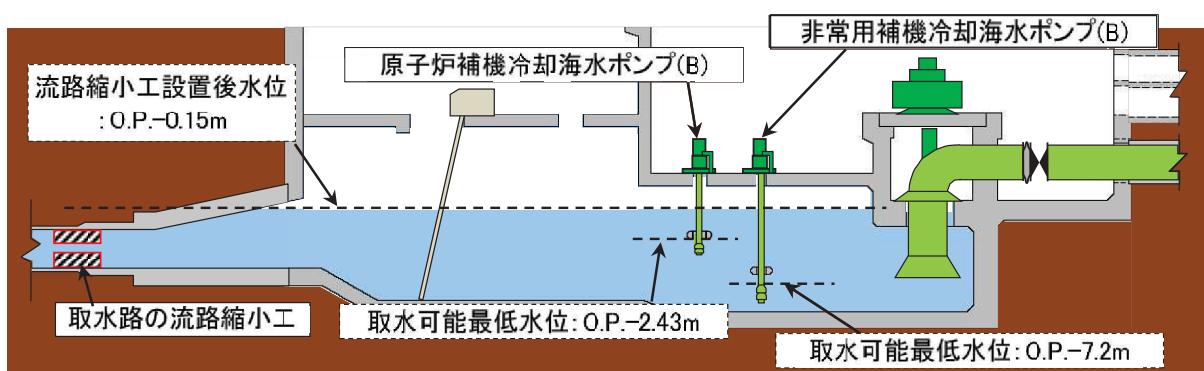


図1 海水ポンプ室内の流路縮小工設置後水位、海水ポンプ取水可能最低水位

(2) 非常時の1号炉放水機能への影響について

放水路への流路縮小工設置による流路抵抗の増加により、非常時における放水立坑水位が約0.37m上昇し、O.P.+1.81mとなるものの、海水ポンプの放水高さO.P.+4.6mより低いことから、非常時における自主で管理するポンプ運転時の放水機能への影響はない（表3参照）。

表3 流路縮小工設置による非常時放水機能への影響

流路縮小工	流量 (m ³ /s)	水路断面積 (m ²)	流速 (m/s)	放水口 水位(m)	放水立坑水位 ※ ⁵ (m)	海水ポンプ 放水高さ(m)
設置前	0.40 ^{※1}	15.2 (ϕ 4.4 ^{※2})	0.03 ^{※3}	O.P.+1.43 ^{※4}	O.P.+1.44	O.P.+4.6 ^{※6}
設置後		0.20 (ϕ 0.5)	2.00 ^{※3}		O.P.+1.81	

※1 非常用補機冷却海水ポンプ(B)運転時の流量(450 m³/h×1台) +原子炉補機冷却海水ポンプ(B)運転時の流量(960 m³/h×1台)

※2 貝付着代10cmを考慮

※3 放水路については、「建設省河川砂防基準(案)同解説 設計編【I】」で定める一般的な設計流速(常時2~5m/s程度)であることから、通水性に問題はない。

※4 朔望平均満潮位

※5 放水路の流路縮小工における局所損失(急拡、急縮)及び摩擦損失を考慮。

※6 図2「放水立坑内の水位及び海水ポンプ放出配管位置(非常時)」参照

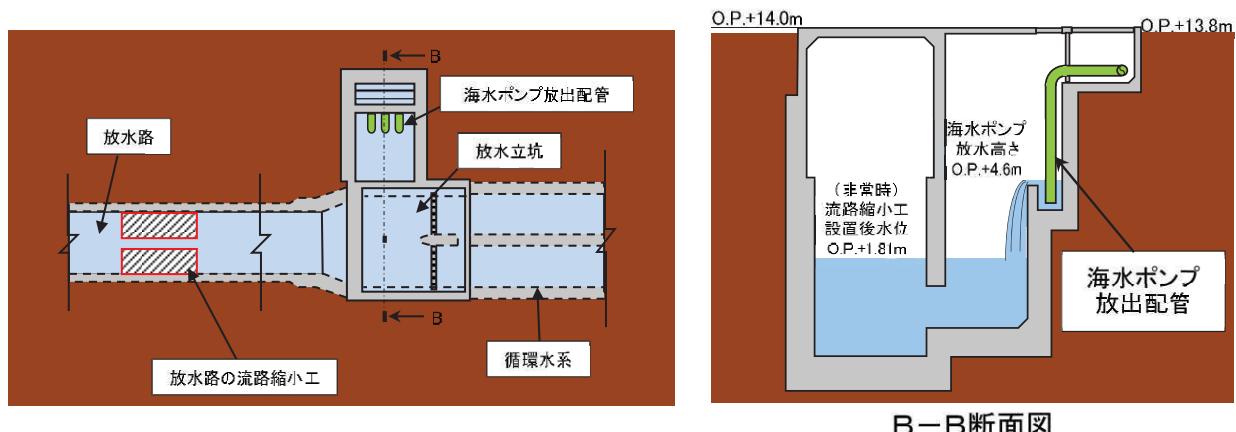


図2 放水立坑内の水位及び海水ポンプ放出配管位置

津波時の取水性評価

1. 津波時の取水機能について

津波を想定した場合の取水機能については、引き波時に原子炉補機冷却海水ポンプの取水可能最低水位以下まで潮位が下がる可能性があるが、使用済燃料プールの水温が施設運用上の基準に到達するまでの期間は約13日と十分な余裕があり、津波が収束した後に、安全を確認してから運転させることにより、施設運用上の基準に到達することなく取水機能を回復できることを確認している。

2. 漂流物による閉塞の可能性評価

基準津波に伴って生じた漂流物が1号炉取水口に到達して、1号炉取水口及び取水路の流路縮小工を閉塞させる可能性について評価した。

1号炉取水口前面（図1参照）に到達する可能性がある施設・設備としては、発電所敷地内からは、車両、カーテンウォールPC板、キュービクル類、角落し、3号炉放水口モニタリング架台及びがれき（壁材等）を考慮し、発電所敷地外からは、車両、コンテナ・ユニットハウス、小型船舶、油槽所のタンク及びがれき（壁材、木片、廃プラスチック類等）を考慮しているが、1号炉取水口の取水面積との比較や形状、水面を浮遊すること等から、いずれも1号炉取水口を閉塞することはないと評価している。

1号炉取水口は、考慮すべき漂流物のうち投影面積が最大となる施設・設備は車両（約15.2m×約3m）であるのに対して、1号炉取水口の取水面積（6m×4m、4口）はこの車両の投影面積よりも十分に大きいことから、1号炉取水口を閉塞することはないと（図2参照）。



図1 1号炉取水口位置



図2 1号炉取水口概要図

1号炉取水口には、呑み口（6m×4m）から約3m奥（取水路側）に固定式バースクリーン（鋼製、目開き：200mm、高さ方向の鋼材間隔：約500mm）が設置されている（写真1）。そのため、同スクリーンの開口面積よりも小さい漂流物が取水路へ流入する可能性があるが、取水路の流路縮小工の貫通部はφ1,000mmであるため、固定式バースクリーンを通過した小さい漂流物により取水路の流路縮小工が閉塞する可能性はない。

また、固定式バースクリーンは溶接接合した構造となっており、仮に変形するようなことがあっても、個々の鋼材が分離し漂流物化することや大きな開口が生じることは考えにくい。

以上より、取水路の流路縮小工が漂流物によって閉塞する可能性はない。

なお、東北地方太平洋沖地震に伴う津波によって、発電所港湾内にがれき等の漂流物が到達していたが、各号炉の取水性への影響はなく、その後に作業船等により撤去している。この実績を踏まえ、津波襲来後には必要に応じて漂流物を撤去する方針としていることから、補機冷却海水ポンプの取水は可能である。



外形寸法：

バースクリーン：

FB125mm×12mm

ピッチ 200mm

写真1 1号炉取水口固定式バースクリーン

枠囲みの内容は防護上の観点から公開できません。

3. 浮遊砂に対する海水ポンプ運転への影響

津波による浮遊砂については、スクリーン等で除去することが困難なため、海水ポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固着することなく機能保持できる設計であることを、以下のとおり確認した。

発電所周辺の砂の平均粒径は約 0.2mm で、数ミリ以上の粒子はごく僅かであり、粒径数ミリの砂は浮遊し難いものであることを踏まえると、大きな粒径の砂は殆ど混入しないと考えられる。

海水ポンプで取水した浮遊砂を含む多くの海水は揚水管内を通過するが、一部の海水はポンプ軸受の潤滑水として軸受摺動面に流入する構造である（図3参照）。

軸受摺動面隙間に對し、これより粒径の小さい砂が混入した場合は海水とともに摺動面を通過するか、または主軸の回転によって異物逃がし溝に導かれ連續排出される。

大きな粒径の砂が摺動面に混入したとしても回転軸の微小なずれから発生する主軸の振れ回りにより、摺動面を伝って異物逃がし溝に導かれ排出される。

以上より軸受摺動面や異物逃がし溝が閉塞することはなく、ポンプ軸固着への影響はない。

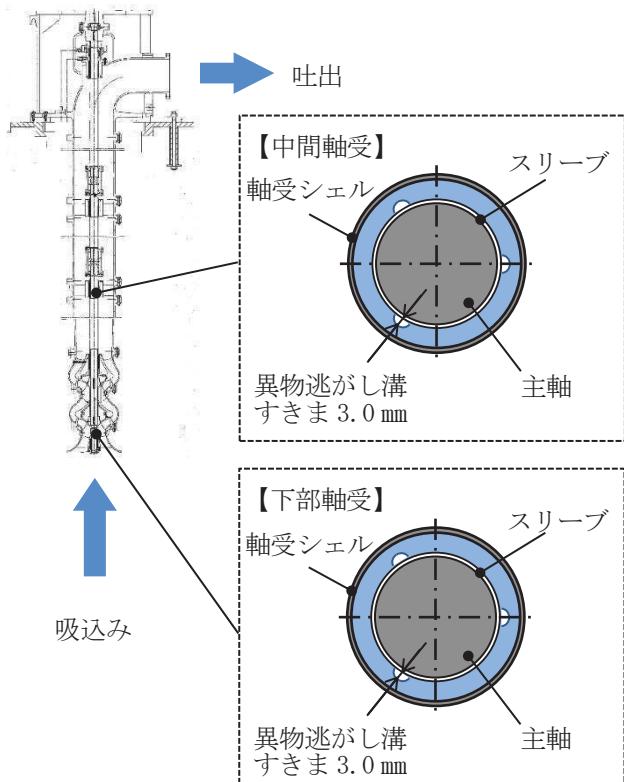
【摺動面隙間（許容最大）】

- ・原子炉補機冷却海水ポンプ：中間軸受：0.77mm, 下部軸受：0.76mm
- ・非常用補機冷却海水ポンプ：中間軸受：0.60mm, 下部軸受：0.70mm

【異物逃がし溝】

- ・原子炉補機冷却海水ポンプ：中間軸受：3.0mm, 下部軸受：3.0mm
- ・非常用補機冷却海水ポンプ：中間軸受：3.0mm, 下部軸受：4.0mm

原子炉補機冷却海水ポンプ



非常用補機冷却海水ポンプ

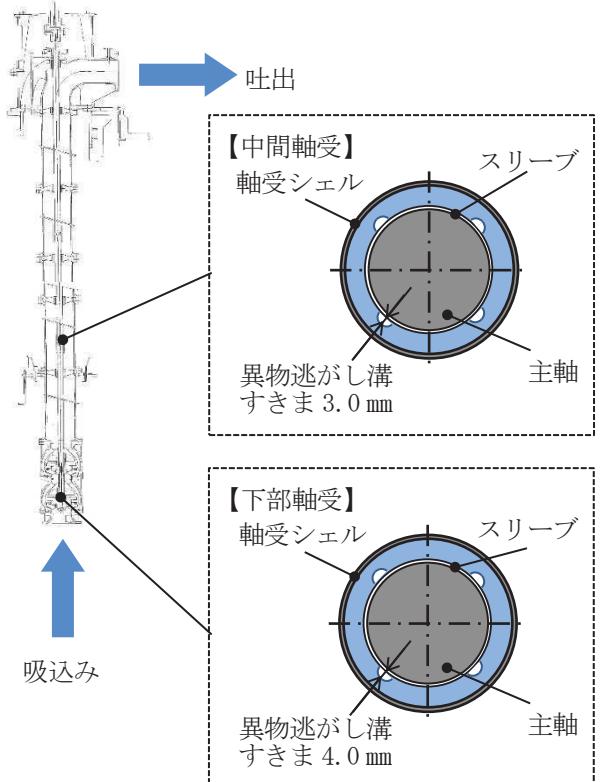


図3 海水ポンプ軸受部構造図（イメージ）

4. 浮遊砂に対する取水性確保

海水系統に混入した微小な浮遊砂は、原子炉補機冷却海水系についてはストレーナを通過し熱交換器を経て放水路へ排出されるが、その間の最小流路幅（熱交換器の伝熱管内径）は 16.57mm である。非常用補機冷却海水系については、ストレーナを通過し非常用ディーゼル発電設備空気冷却器、潤滑油冷却器、清水冷却器を経て放水路へ排出されるが、その間の最小流路幅（空気冷却器の伝熱管内径）は 9.8mm（楕円管の短径）である。発電所周辺の砂の平均粒径約 0.2mm に対して十分に大きく、閉塞の可能性はないため、海水ポンプの取水機能は維持できる（図4、図5、表1、表2参照）。

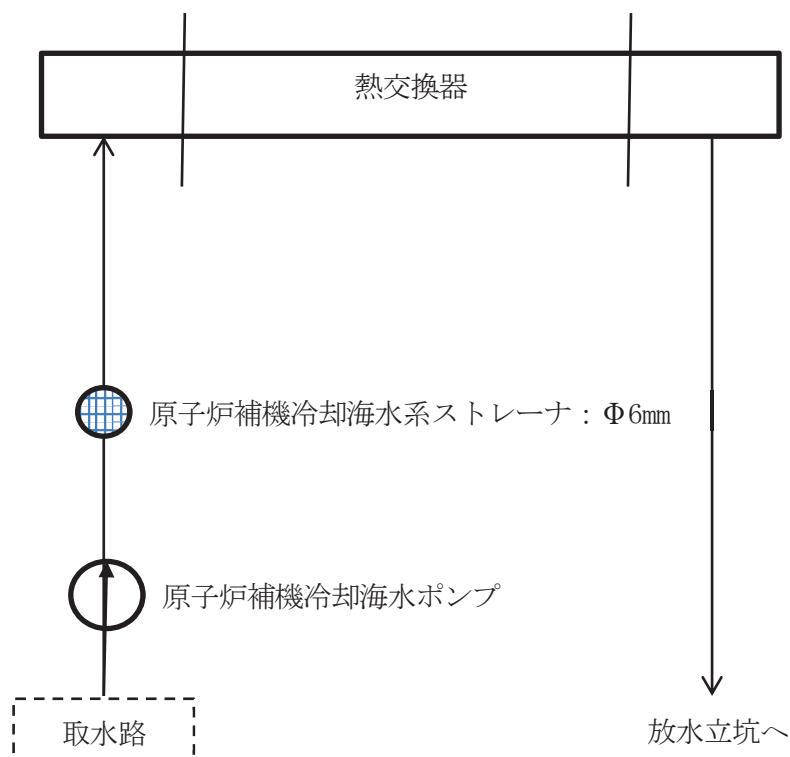


図4 原子炉補機冷却海水系統概略図

表1 原子炉補機冷却系熱交換器の伝熱管内径

機器名称	伝熱管内径 (mm)
原子炉補機冷却系熱交換器	16.57

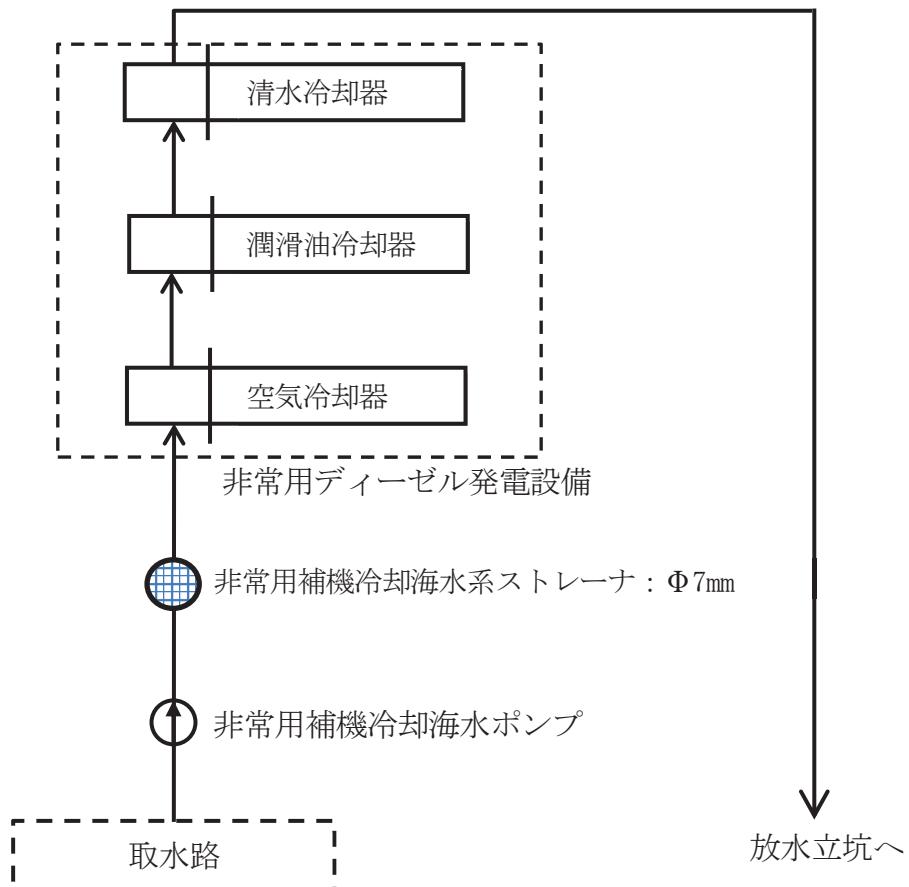


図5 非常用補機冷却海水系統概略図

表2 非常用ディーゼル発電設備冷却器の伝熱管内径

機器名称	伝熱管内径 (mm)
空気冷却器	9.8×25.6 (楕円管)
潤滑油冷却器	13.6
清水冷却器	13.6

女川原子力発電所 1号炉審査資料	
資料番号	01-DP-031(改1)
提出年月日	令和2年3月13日

女川原子力発電所 1号発電用原子炉
廃止措置対象施設の推定汚染分布について

令和2年3月
東北電力株式会社

1. 廃止措置対象施設の推定汚染分布

廃止措置対象施設の推定汚染分布は、女川原子力発電所1号炉と炉型、出力規模が同程度である50万kW級BWRモデルプラント [REDACTED]における評価結果を基に、以下のとおり評価している。

(1) 評価の前提条件

推定汚染分布評価の前提条件を以下に示す。

- ・定格負荷相当年数30年（運転期間40年、稼働率75%）
- ・原子炉停止後の安全貯蔵期間6年（準備期間1年+安全貯蔵期間5年）
- ・二次的な汚染を生じている設備の解体前除染による除染効果（除染係数30）
- ・二次的な汚染を生じている設備の解体後除染による除染効果（除染係数100）

(2) 放射化汚染による放射能インベントリ評価

中性子束分布をモデルプラントと比較した結果、同様な分布傾向を示したことから、モデルプラントの放射能インベントリを女川原子力発電所1号炉に適用した。

(3) 二次的な汚染による放射能インベントリ評価

原子炉再循環系配管に付着する放射性物質（Co-60）の放射能濃度をモデルプラントと比較し、その放射能濃度比をモデルプラントの放射能インベントリに乗じて補正（モデルプラント比 約60%）し、女川原子力発電所1号炉の放射能インベントリとした。

(4) 推定汚染分布の評価

(1) 及び(2)で得られた放射能インベントリを基に評価した主な廃止措置対象施設の推定汚染分布を図1に、放射能レベル区別の廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量を表1に示す。

原子炉建家内主要機器の解体に伴って発生する放射性固体廃棄物の放射能レベル区分は、格納容器内側の主要機器については低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルの比較的高いもの（L1）、放射能レベルの比較的低いもの（L2）、放射能レベルの極めて低いもの（L3）と推定され、格納容器外側の主要機器については放射性物質

[REDACTED]枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

として扱う必要のないものと推定される。

タービン建家内の主要機器（タービン、復水器等）の解体に伴って発生する放射性固体廃棄物の放射能レベル区分は、解体後除染の実施前で放射能レベルの極めて低いもの（L 3）であるが、解体後除染の実施により放射性物質として扱う必要のないものになると推定している。

表1 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量

(単位:t)

放射能レベル区分 ^{※1}		推定発生量 ^{※2}	(参考) モデルプラントの 推定発生量
低 レ ベ ル 放 射 性 廃 棄 物	放射能レベルの比較的高いもの (L 1)	約 60	約 50
	放射能レベルの比較的低いもの (L 2)	約 740	約 760
	放射能レベルの極めて低いもの (L 3)	約 5,340	約 5,530
放射性物質として扱う必要のないもの		約 12,400	約 9,800
合計		約 18,500 ^{※3}	約 16,100

※1：放射能レベル区分値は、次のとおり。

- ・ L 1 の区分値の上限は、「原子炉等規制法施行令」第 31 条に定める放射能濃度
- ・ L 1 と L 2 の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度
- ・ L 2 と L 3 の区分値は、「原子炉等規制法施行令」(昭和 32 年政令第 324 号。ただし、平成 19 年政令第 378 号の改正前のもの。) 第 31 条第 1 項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の 10 分の 1 の放射能濃度
- ・ 放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、「原子炉等規制法」第 61 条の 2 第 1 項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第 2 条に定める放射能濃度

※2：推定発生量は、次のとおり。

- ・ 低レベル放射性廃棄物については、10t 単位で切り上げた値である。
- ・ 放射性物質として扱う必要のないもの及び合計については、100t 単位で切り上げた値である。
- ・ 端数処理のため合計値が一致しないことがある。
- ・ 推定発生量には付随廃棄物を含まない。

※3：その他、放射性廃棄物でない廃棄物（管理区域外からの発生分を含む。）が約 284,000t 発生する。(1,000t 単位で切り上げた値)

-  低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルの比較的高いもの（L1）
-  低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルの比較的低いもの（L2）
-  低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルの極めて低いもの（L3）
-  放射性物質として扱う必要のないもの

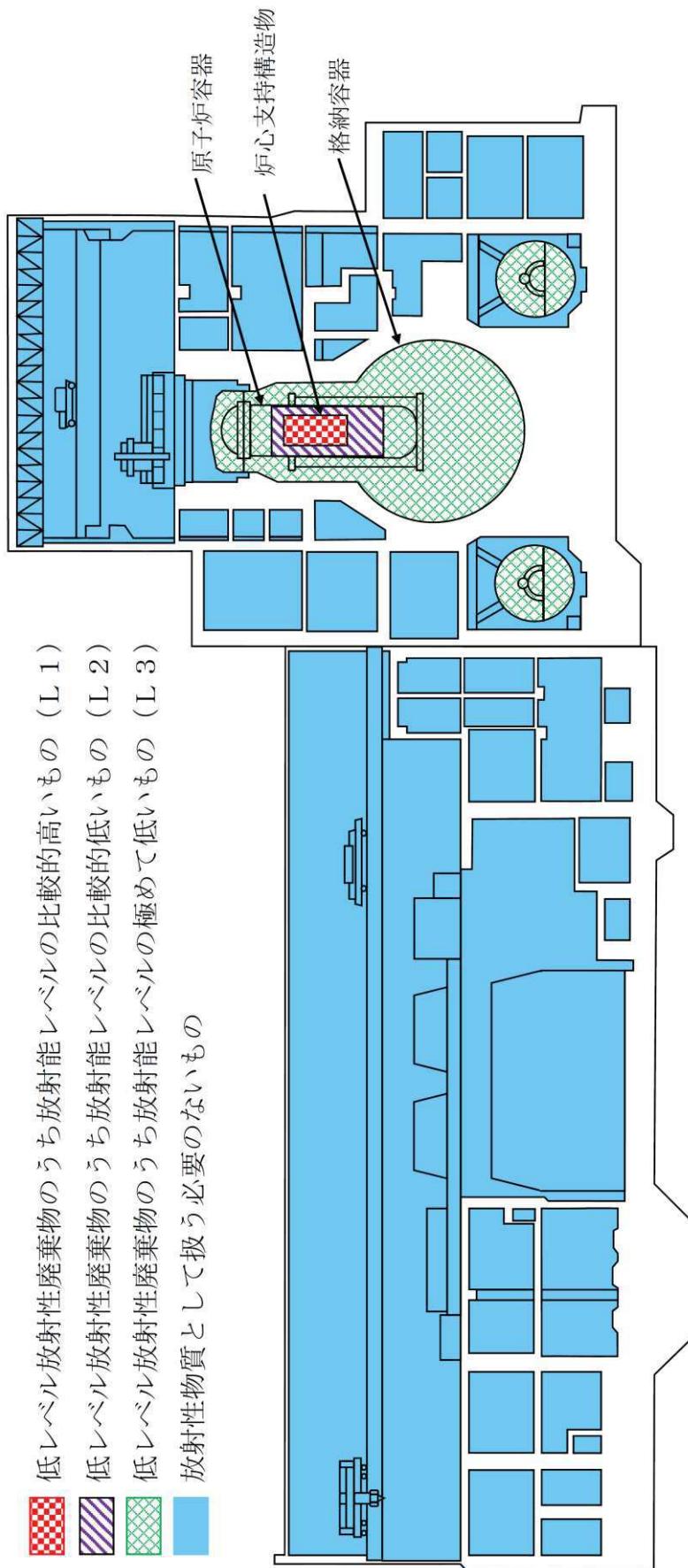


図1 主な廃止措置対象施設の推定汚染分布

女川原子力発電所 1号炉審査資料	
資料番号	01-DP-032(改0)
提出年月日	令和2年3月13日

女川原子力発電所 1号発電用原子炉

運転炉への影響確認について

令和2年3月

東北電力株式会社

1. はじめに

女川原子力発電所1号発電用原子炉 廃止措置計画認可申請書の「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」の「2. 廃止措置の基本方針」に定めている内容のうち、「2号及び3号炉の運転に必要な施設（可搬型重大事故等対処設備の保管場所及びアクセスルートを含む。）の機能に影響を及ぼさないよう工事を実施する。」との記載について、その確認内容を以下のとおり整理した。

2. 運転炉への影響確認について

(1) 廃止措置炉における確認

運転炉への影響確認については、保安規定第219条（工事の計画および実施）第2項に「廃止措置工事の内容が、2号炉および3号炉の保安のために必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認する。」旨を規定している。

上記保安規定第219条に基づき社内規定を定めることとしているが、具体的には、工事計画作成段階、工事仕様書作成段階、設計変更時に運転炉への影響を確認するため、以下のような確認項目をチェックシートに規定し、確実に管理できる仕組みを構築する。

<確認項目例>

- ・ 2号及び3号炉の設備の機能に影響を及ぼさないこと。
- ・ 可搬型重大事故等対処設備の保管場所に影響を及ぼさないこと。
- ・ 可搬型重大事故等対処設備のアクセスルートは、必要な通行幅（3.7m[※]）を確保すること。

※ 可搬型重大事故等対処設備において最大車幅（2.5m）となる「熱交換器ユニット」に必要な道路幅に余裕を見た道路幅

(2) 運転炉における確認

廃止措置工事に関する運転炉への影響を及ぼさないことの確認について、保安規定第7条（原子炉施設保安運営委員会）の審議事項として第2項（8）に「改造の実施に関する事項（第219条第2項に関する事項を含む）」と規定しており、運転炉側の原子炉主任技術者等による確認も行う体制としている。

女川原子力発電所 1号炉審査資料	
資料番号	01-DP-033(改0)
提出年月日	令和2年3月13日

女川原子力発電所 1号発電用原子炉

使用済燃料の搬出について

令和2年3月

東北電力株式会社

目 次

1. 使用済燃料の譲渡までの流れ	1
2. 使用済燃料の貯蔵量推移	1

1. 使用済燃料の譲渡までの流れ

再処理事業者へ譲り渡すまでの間、以下のとおり管理する。

- ・ 1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している使用済燃料は、原子炉領域周辺設備解体撤去期間の開始までに、使用済燃料輸送容器を使用して、再処理事業者に譲り渡すか又は3号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備に搬出し、貯蔵する。
- ・ 2号及び3号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している1号炉の使用済燃料は、それぞれの使用済燃料貯蔵設備において継続して貯蔵する。
- ・ なお、2号及び3号炉の運転に伴って発生する使用済燃料は、譲渡しまでの間それぞれ2号及び3号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する。

廃止措置終了までに、全ての1号炉の使用済燃料を再処理事業者へ譲り渡す。

1号炉の使用済燃料の譲渡までの流れを図1に示す。

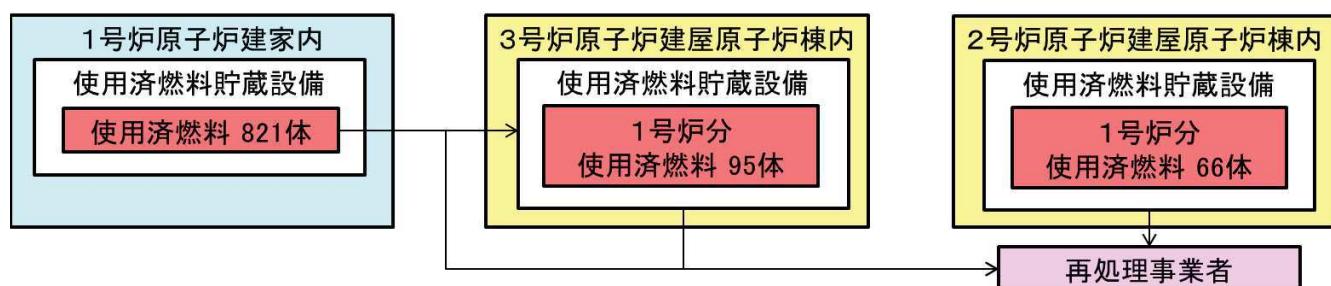


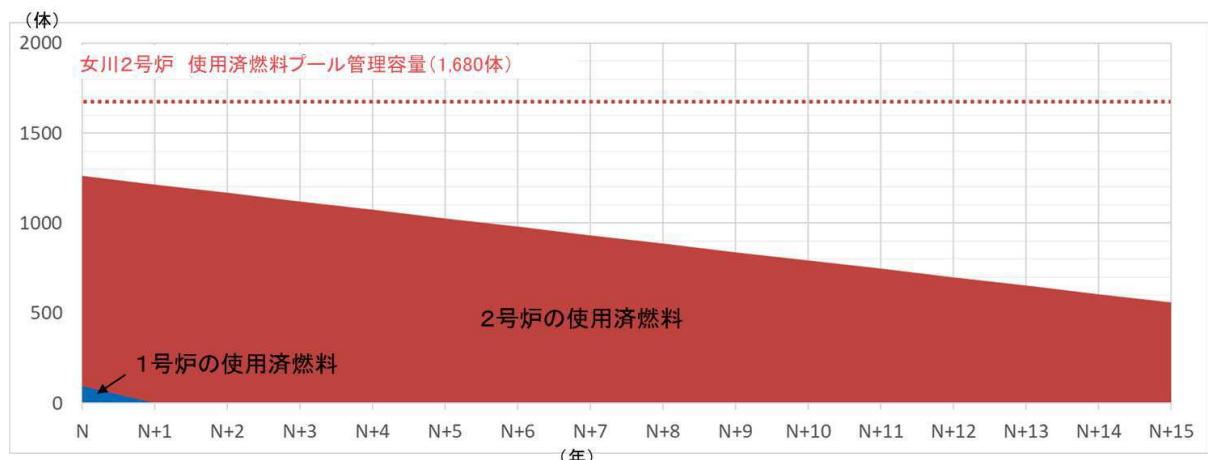
図1 使用済燃料の譲渡までの流れ

2. 使用済燃料の貯蔵量推移

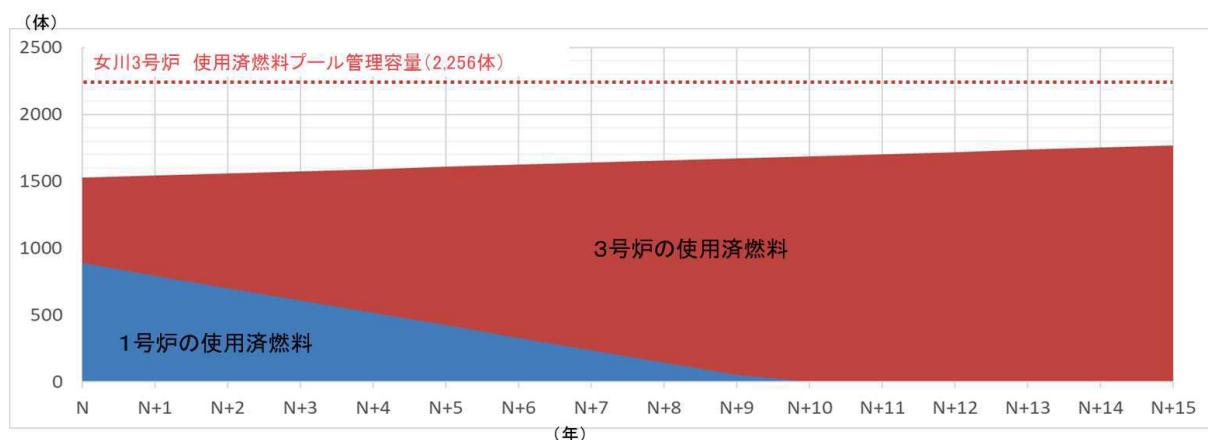
仮に1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している全ての使用済燃料を3号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備に搬出し、かつ3号炉の運転に伴って使用済燃料が発生することを想定しても、再処理工場の年間の処理能力のうち当社割当分を仮定して使用済燃料を搬出することを想定した場合、当面の間3号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備の管理容量を超過することはない。なお、2号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備については、2号炉の運転に伴って使用済燃料が発生することを想定しても、3号炉と同様の仮定で使用済燃料を搬出することを想定した場合、管理容量を超過することはない。上記の前提条件を想定した2号及び3号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備の使用済燃料貯蔵量の推移のイメージを図2に示す。

実際の搬出にあたっては、2号及び3号炉原子炉建屋原子炉棟内の使用済燃料貯蔵設備の貯蔵量並びに再処理工場の稼働状況を考慮し、それぞれの使用済燃料貯蔵設備から計画的に搬出する。

(2号炉)



(3号炉)



上記については、以下の前提条件を想定した場合のイメージとして示している。

<想定する前提条件>

- 2号及び3号炉の再稼働をN年と仮定し、保守的に1号炉の使用済燃料821体はそれまでに全て3号炉へ搬出
- 2号及び3号炉の運転に伴い、設置許可申請書本文七に記載の想定に基づき、それぞれ年間92体及び109体の使用済燃料が発生
- 再処理工場への搬出はN年から開始し、1号炉の使用済燃料を優先して搬出
- 再処理工場の年間の処理能力800tのうち、当社として6%（使用済燃料約280体に相当）の搬出が可能と仮定し、そのうち140体（約24t）を2号炉から搬出し、93体（約16t）を3号炉から搬出

図2 女川2号及び3号炉の使用済燃料の貯蔵量推移イメージ